

第8章 鹿島町長選挙と原発2号機増設に伴う騒動

1. 鹿島町長選挙

島根原発1号炉が運転を開始した翌年の1975年1月、鹿島町長選挙が施行された。試運転早早の相次いだ事故で、原発の危険性が明らかになり、事故を隠そうとした中電に対するきびしい批判が続出、原発反対の運動が高まった時期である。

鹿島町における原発反対の署名は、有権者の過半数3324名（51.2パーセント）に達し、町長選挙における社会党の動向が注目されていた。

社会党鹿島総支部、及び鹿島町社友会は、原発反対運動が盛りあがっていくなかで、「町長選挙を見送ることはできない」と、候補者擁立の検討を重ねた結果、鹿島町における名門で、元島根県評議長であった井山光雄（当時、農林省食糧事務所）に白羽の矢をたて、本人と全農林労働組合に対し要請した。

これを受けた全農林労組は、検討を重ね、最終段階では、中国地本委員長が来町協議し、井山を町長選の候補者として決定した。

井山自身、「いけだったら（落選したら）豚でも飼いますわ」と、退職して出馬することを決意した。

この時すでに12月、早速年賀状を全戸に出すことを決め、選挙への準備が進められた。ところが、暮もおしせまった12月28日、親戚会議の強い要請を受けた井山が突如として出馬を断念した。翌29日には安達町長が再出馬を表明した。

「年賀状まで出しておきながらどうするのか」と、社会党から批判があげせかけられた。

井山の出馬断念によって、新年明けた元旦早々から社会党・社友会は連日連夜対策会議を

開き、党総支部長の中村栄治宅は深夜まで灯りが消えることがなかった。

輸入候補の話も出たが、運動を引っ張ってきた責任者の立場から、中村栄治が一期半ばにして町会議員を辞任し、町長選出馬を決意した。この時すでに告示10日前であった。

井山の親戚で鹿島天皇と呼ばれ、井山下しの陰謀をすすめた平塚繁義が「中村をたてたか……、井山をコロシテしまったな」と言っていたとか。井山を下ろせば、社会党はたてないだろうと思っていた保守のボス連中の思惑が大きくはズレたのである。

こうして、社会党・社友会を中心に「清新で住みよい鹿島町をつくる会」を結成、選挙戦に突入した。

選挙戦は中村栄治氏、安達忠三郎町長、共産党が吉岡豊氏を推薦し、三つ巴となった。

1月26日投票の結果は、中村栄治が1,864、安達忠三郎は2,675、吉岡豊が889となり、反原発をかかげて戦った中村、吉岡の得票が2,753票を切り、原発推進の安達町長を上まわる好成績をあげた。

島根原発2号炉建設の「事前調査」をめぐって町が揺れているときであった。

そして3年後、昭和53年2月、安達町長が突如として、任期1年を残して辞任した。

中電は、2号炉が計画どおりに進まず、あせっていた。「事前調査反対」の片句漁民を説得することができない安達町長に見切りをつけた中電は、選挙によって「原発推進」世論をつくり、勝った勢いで、2号炉建設着工に踏み切ろうとして町会議長桑谷道雄氏を担ぎ出した。

社会党は前回善戦し、これまでの間に行なわ

れた町議選を見送り、町長選挙に賭けてきた中村栄治を再度立候補させて戦った。

前回独自候補で戦った共産党は、「つくる会」の政策を支持し、当面の「2号炉建設反対」で一致して戦うことで共闘した。

一方、県評傘下の労働者と農民、漁民の連帯を深めようと「労農漁民会議」を結成、革新勢力の結集をはかるとともに、「つくる会」と一体となった闘いを組んだ。

桑谷陣営は、前回町長選挙で、保守と互角に闘った実績の上に、社・共の共闘が実現したことに対する危機感を訴え、保守系議員18名、自民党員390名が総力をあげての選挙戦を展開した。

中電は、中電労も含めた企業ぐるみの総動員体制をとり、民社党は、社会党等革新に対する誹謗中傷のピラをくばるなど、一体となって住民に対し圧力をかけ、言論を封じ、住民意志をふみにじった選挙をした。

さらに桑谷町長派は、「原発は国レベルの問題で、町の中に持ち込むことは、混乱を持ちこむものだ」と、「原発隠し」をおこない、電源三法による24億が降ってくることで、町がうるおうことを宣伝し、「原発推進」世論づくりをした。

中村陣営は、町民の重要課題である「2号炉反対」を柱に、10の基本政策と「危険の代償」である24億より、「農林漁業による健全な地場産業の育成」を訴えた。

こうして町を2分した選挙の結果は、投票率が前回85.6パーセントを大きく上まわる90.9パーセントとなり、いかに原発推進側が必死であったかを物語っている。

4月23日の投票結果は、中村栄治が2,015票、桑谷道雄は3,929票で、原発推進町長の誕生を許してしまった。

しかし、政治決戦に敗れたとはいえ、「反原発」を前面にたてて闘った中村栄治の2,015票

は保守のシガラミと激しいしめつけの中にもかかわらず、どんな圧力にも動じない「反原発」の固い意識票である。

選挙戦をふり返って、「あれほどの金力・権力で攻められ、なお残った2,000票は大変な重さがある」と語った中村の言葉が印象に残る。

2. 反原発団体の核燃料輸送妨害

神奈川県横須賀市の日本ニュークリア・フュエルから、核燃料集合体計76体のトラック輸送が、国道16号線、東名・名神高速道路、国道9号線、島根県道恵曇港線を経て島根原子力発電所へ昭和50年11月27日、12月4日、12月11日と3回にわたり行われた。反原発団体の島根原発公害対策会議が、3回とも輸送阻止行動を展開した。

輸送隊が、島根県内に入ってから活動家たちの車が輸送車の前に割って入り、ノロノロ運転して進行を妨害し、深夜の国道9号は交通渋滞となる。対策会議宣伝車と警備車両のマイクの声が、交じり合って騒然とした。原発への核燃料輸送はそれまでにも2度行われていたが、このような阻止行動は初めてであった。

阻止行動は秘密のうちに計画して実行に移され、このため1回目の時は警備や交通規制に当たる警察官は手薄で輸送体が原子力発電所へ到着したのは予定より3時間も遅れた。

3回目も、鹿島中学校前付近の県道上で、島根大公害研究会の学生30人が輸送車の前に立って阻止の動きを見せたため、排除しようとする機動隊ともみ合いになり、女子学生1人が公務執行妨害の現行犯で逮捕されるなど荒れた。その後、核燃料輸送阻止行動、毎年行われ、反原発運動は一段と括発化していった。

3. 2号機増設と動向

中国電力は、島根県と鹿島町に対し「電力需要の増加に備え、島根原子力発電所敷地内に2号炉を建設したい」と申し入れた。

申し入れによると、1号炉（46万キロワット）西側に（80万キロワット）級の沸騰水型軽水炉を設置する。工事は50年下期から調査測量をはじめ、54年上期に本工事着工し、58年に完成、下期から運転を開始するという。

申し入れを受けた恒松制治知事は「原発2号炉については、安全性や温排水の影響など未解決な問題があるので、十分検討し慎重な配慮が必要」とし、受け入れるかどうかは鹿島町と県議会の意向を聞いたうえで決めることにしていると答えた。

このことについては、重複する点もあるが『鹿島町誌』に分かり易く記載してあるので転載する。

事前調査を申し入れ

将来の電力需要に対応するため2号機増設を構想していた中国電力は、山根社長が昭和50年12月22日朝、島根県庁に恒松知事を、鹿島町役場に安達町長を訪ね、「島根原子力発電所1号機に隣接して出力80万キロワット級の2号機（1号機と同じ沸騰水型軽水炉）を増設したい。事前調査を早急に実施したいので協力してほしい」と文書で申し入れた。中国電力の説明では53年度上期に準備工事に着手し、58年度中に運転開始が目標。中国電力は石油火力依存度が高く、原子力発電の比率はまだわずか（49年度末現在、全電源設備の8.8パーセント）。石油資源には限りがあり、しかも石油危機に見られたように安定確保に問題が伴うことから原子力発電の開発を急ぎたいというのである。2号機増設は敷地も確保されているし、いずれはと予想されていたが、あまりにも突然のことであった。知事は、原子力発電は安

全性や温排水の影響など未解決の問題があることから「希望意見として受けとめるが、直ちに認める考えはない」と答えた。

山根社長はその後、県庁で記者会見。会見の冒頭、申し入れは安全協定第4条（計画等に対する事前了解）に基づく正式なものと説明したが、後で知事がそうとは受けとめていないことを知り、2号機建設の部分を取り消した。このため申し入れは原子力発電所増設の際、中国電力が安全協定に基づいて事前了解を求めることになっている土地利用計画、冷却水の取排水計画、建設計画を策定するのに必要な諸データを集めるための事前調査についてだけとなり、2号機増設は構想を表明したというにとどまった。

昭和51年に入って中国電力は2月14日から5月11日までの予定で1号機の第2回定期検査に入り、この期間を利用して事前調査を実施し、8、9月ごろまでに終えたいと島根県、鹿島町、地元漁協に了解を求めた。事前調査について恒松知事、それに安達町長も「事前調査と2号機建設とは別問題」と、切り離して対処する考え方であった。

町議会が事前調査を受け入れ

昭和51年2月になってから御津、片句両地区は中国電力からそれぞれ事前調査の内容について説明を聞いた。この中で中国電力は2号機の放水口は宇中湾に設けたい意向を示したため、片句の漁民は「養殖ワカメや天然ノリ、ブリの定置網漁などの漁業被害が拡大する恐れがある」と強く反発。事前調査についても「1号機の温排水が原因のうるみ現象も解決していないのに、2号機を前提とした事前調査は了解できない」と片句、御津両地区とも反対の態度を固めた。両地区では鹿島町、町議会への陳情署名が集められ、陳情書は御津漁協原発対策委員会として2月17日に提出、翌18日に片句の全109世帯で組織する片句原子力発電所対策協議会が提出した。

2つの陳情書の取り扱いを決める臨時町議会

は、3月12日に開かれた。御津の陳情は、付託を受けていた町議会原子力特別委員会の桑谷道雄委員長が「事前調査は島根県、鹿島町とも安全協定第4条に基づく事前了解事項ではないとの見解をとっており、当委員会も同様に解釈する」と不採択の審査結果を報告し、挙手多数で委員長報告どおり不採択とした。ところが、片句の陳情書は「地元の意向を無視しないこと並びに事前調査は万全の対策のもとに実施することを要望する」と条件付き賛成に内容がすり替わって提出されており、「趣旨は十分理解できる」として、これは挙手多数で採択された。この議決により町議会としては、事前調査を条件付きで受け入れることが決まった。

議場では地元漁民のほか、島根大学公害研究会の学生などを含む約50人が傍聴。怒号が飛び交い、片句の陳情がすり替わっていたことも明るみに出て騒然とした。また強行採決しようとした議長席に学生数人が詰め寄り、議会の要請で待機していた警察官に退去させられる場面もあるなど混乱した

御津、片句が反対を再陳情

片句地区は翌日の昭和51年3月13日、四常会の代表者が集まって陳情書の内容がなぜすり替わったのか責任者に確かめた結果、「島根県、鹿島町とも2号機増設と事前調査は切り離して考え、事前調査はむしろ実施した方が良くと考えられているようだったので、それなら調査によって被害や影響が出た場合の補償措置を求めておいた方が地区のためになる」と考えて書き替えられたものと分かった。

このため片句地区は再び地区住民の署名を集めて、また御津地区も3月22日開会の定例町議会に再陳情書を提出した。片句原子力発電所対策協議会は「2号機の事前調査並びに増設計画の取りやめについて」、御津漁協原発対策委員会は「片句陳情書の真相究明と議会の再審査につい

て」。両陳情とも原子力発電所特別委員会に付託され、審査の結果、不採択となった。3月27日の本会議では革新系議員3人から「*1うるみ現象など未解決の問題を抱えている段階でなぜ結論を急ぐのか。審議未了として4月改選後の新議員によって審議を尽くすべきだ」などと強い反対意見が述べられた。

しかし片句の陳情については「事前調査は安全協定の事前了解事項ではない」、また御津の陳情については「真相究明は当事者から事情を聴いて真相は究明されている。3月12日の臨時町議会 で不採択とされた陳情は既に議決済みであり、不採択の理由を再考する根拠は見当たらない」との特別委員長報告どおり賛成多数で不採択と決まった。採決に際しては議長不信任案の動議が提出されたが、反対多数で否決された。

この日、議場の外は貸し切りバス2台を仕立ててやってきた御津、片句両地区の漁民、住民のほか、島根大学生などの約250人が多数の大漁旗や「片句の海を汚すな」など書いた横断幕を掲げて町役場を取り巻いた。「漁民を犠牲にするな」などとシュプレヒコールを繰り返し、議場から不採択が伝えられると「漁民を殺す気か」などと辺りは怒号に包まれた。議会も警察官約50人が待機して開かれるという町議会始まって以来の異常事態であった。

町、県も事前調査を了承

鹿島町は、町議会が条件付きで2号機増設に伴う事前調査を認める議決をしたことを受け昭和51年3月31日、町役場に中国電力の井清哲夫副社長ら4人を招き、病氣療養中の安達町長に代わって吉岡信助役が「事前調査は安全協定第4条による事前了解事項ではなく、実施は了承する」と文書で正式に伝えた。実施条件として、①調査中に原子力発電所敷地外への被害が発生したり、その恐れがある場合は中止し、また補償など適切な措置をとる、②海上調査は漁業への支障がな

*1 密度の異なる水塊の境界面で起こる海中光の複雑屈折による光学現象の一つ。水中の“ゆらぎ”現象。

いよう配慮し、事前に関係漁協と協議したうえで実施する、③調査実施状況は項目ごとに町に連絡するの3点を付した。

また町はこの日、2日前に島根県に「事前調査に反対、漁民の立場に立って善処してほしい」と陳情したばかりの御津漁協原発対策委員会会長の橋本敏光組合長と、片句原子力発電所対策協議会の新たに就任した山本孝蔵会長に事前調査を了承した旨を伝え、その経過を説明した。一方、島根県も同日、鹿島町が事前調査を了解したので県としても了解することとし、恒松知事が県庁で井清副社長にその旨伝えた。

任期満了に伴って4月11日、町議会議員選挙が行われた。事前調査が混乱の中で決まった直後であり、2号機増設を争点として、ゲンバツ。選挙が激しく争われた。投票率は激戦を反映して95.40パーセントと過去最高を記録。御津漁協の橋本組合長、片句原子力発電所対策協議会の山本会長も地元から推されて立候補し、ともに初当選した。

うるみ補償交渉で合意

うるみ現象による漁業補償交渉は昭和51年12月18日から、当事者の御津漁協と中国電力の間で始まった。翌年9月12日、うるみ現象の発生から交渉妥結まで過去分の被害額について合意。将来にわたって続く被害の補償と漁業振興対策については、同26日に合意し、全面解決した。10月7日、松江市のむらくも会館で、漁協側から橋本組合長と13人の交渉委員、中国電力は可部重応常務、島田島根原子力事務所長が出席し、鹿島町から安達町長、県から美濃地忠敬農林水産部長が立ち会い、4者が契約書と覚書に調印した。

残る海上調査を実施

鹿島町が2号機増設計画に伴う事前調査を受け入れた際の条件の一つ、「海上調査は事前に関係漁協と協議したうえで実施する」に基づいて、

中国電力は昭和52年11月2日、関係の恵曇漁協（片句は支所）と片句原子力発電所対策協議会に海上調査の実施を申し入れた。海上調査は深浅測量と海象調査。深浅測量は輪谷湾から宇中湾にかけての海域で延長約1キロ、沖合100メートルの範囲、音響測深機などを使って海底の深さを測る。海象調査は2号機の建設で環境がどのように変化するかを事前に確認した資料で調べるもので、発電所から沖合700メートル、1,700メートル、2,700メートルの三定点を設定、潮の流れの方向、流速、水温、塩分濃度を24時間連続観測し、調査は2日間ぐらいとした。

中国電力の申し入れに対し、片句原子力発電所対策協議会は、12月18日開いた総会で、2号機増設を前提にした海上調査反対の決議を行い、その旨中国電力に回答し、海上調査は暗礁に乗り上げてしまった。

事前調査そのものは鹿島町、島根県とも既に了解し、陸上の調査は終わっているのに、53年になって県、町は局面打開に動き出した。片句原子力発電所対策協議会と非公式に接触を進め、9月19日に臨時総会の席上、調査反対の再検討を要請した。海上調査が難しくなる冬場を控え、急ぎたい中国電力はこれを受け10月4日、島田島根原子力事務所長が片句原子力発電所対策協議会の山本孝蔵会長を訪ね、海上調査の実施を改めて文書で申し入れた。

これに対し片句原子力発電所対策協議会は、小委員会で協議したあと、各団体代表でつくっている36人委員会で住民の意見を集約し、11月28日臨時総会を開いた。しかし「52年12月の反対の態度に変わりはない」「調査を認めればなくずしに2号機建設が進む」と反対意見が強く、結論を54年に持ち越した。

54年になって片句原子力発電所対策協議会は2月15日に拡大委員会を開催。続いていよいよ最終態度を決める通常総会が同月28日午前10時から、漁業会館で開かれた。会員87人が出席。山

本孝蔵会長が拡大委員会の方針を踏まえ「2号機増設にはあくまで反対だが、海上調査は2号機とは切り離して認めたい」と提案。「調査を受け入れたら2号機増設につながってしまう」「漁業と将来の生活が心配」などの意見が出たが、昼食抜きで午後4時ごろまで話し合われた結果、拍手で会長提案が承認され、海上調査を認めた。記者会見した山本会長は「このままでは片句だけが孤立してしまう。それはよくないとの判断があった」と話した。

続いて3月12日、恵曇漁協も理事会を開催。片句原子力発電所対策協議会と同じく、海上調査を2号機増設とは切り離して認めることを決めた。理事会は非公開で開かれ、16人の理事のうち14人が出席した。海上調査について2人の理事から「原発の安全面に大きな不安があり、2号機を前提とした調査は受け入れられない」と反対意見が出た。しかし地元の片句が調査受け入れを決定しており、片句の結論を尊重すべきとの意見が大勢を占め、海上調査に同意した。

この間、53年4月に中国電力は、片句原子力発電所対策協議会に漁業振興資金2,000万円を提供。同年3月11日には1号機を受け入れ、ゲンパツ町長、の異名もあった安達町長が突然、桑谷町議会議長に辞表を提出し、任期を11ヵ月残して3月31日付で辞任した。

安達町長は2年前に病気をしており、高齢と健康上の理由からであり、任期中には2号機は解決しないと判断しての決断であった。後任町長を選ぶ選挙は4月16日告示され、前町議会議長桑谷道雄氏が初当選した。54年になって1月中旬から2月初めにかけて、片句地区の大半の住民が玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）、伊方原子力発電所（愛媛県伊方町）などを視察した。

片句原子力発電所対策協議会に続いて恵曇漁協が海上調査に同意した2日後の54年3月14日、中国電力は輪谷、宇中両湾一帯で海上調査を実施した。この日は海が荒れていたため調査船4隻

による深浅測量だけを行い、20日に海象調査を実施して事前調査を完了した。安全協定第4条に基づいて島根県、鹿島町へ2号機建設を申し入れる中国電力の準備態勢が整った。



核燃料輸送

スリーマイル島原発事故が発生

昭和54年3月28日、アメリカ・ペンシルベニア州スリーマイル島にある、運転を始めて3ヵ月の原子力発電所2号機加圧水型軽水炉、出力（95.9万キロワット）で炉心溶融事故が発生した。周辺に放射性物質が放出され、住民の一部が避難するなど一時パニック状態に陥った。

島根原子力発電所1号機はこの年2月3日から定期検査に入っており、事故当時、運転をストップしていた。放射能漏れ事故は絶対起こらないといわれ、事実かつて経験したことのない原子力発電所の重大事故とあって地元住民をはじめみな様に衝撃を受け、鹿島町、島根県、中国電力、それに反原発団体も慌ただしい動きを見せた。鹿島町は桑谷町長が県、中国電力に「地元民の不安が高まっている。真相を解明し、島根原子力発電所の安全を確認してほしい」旨申し入れ、県も中国電力に改めて安全・保安対策に万全を期すよう要請した。

スリーマイル島原子力発電所事故で反原発の声も一段と高まった。島根原発公害対策会議は県と中国電力に「定期検査中の1号機はスリーマイル

島原発事故の原因が究明されるまで運転を再開しない。近く事前協議が予想される2号機建設計画は凍結する。万一に備え住民の避難訓練を実施し、避難体制の確立を急ぐ」ことなどを申し入れた。

2号機増設計画に伴う事前調査を完了した中国電力は、選挙（知事選挙と鹿島町議会議員選挙）が終わったあと4月中旬に安全協定第4条に基づいて島根県、鹿島町に2号機増設計画の事前了解を申し入れる予定でいた。しかしスリーマイル島原子力発電所事故の発生、それも原因がまだ究明されていないとあって4月9日、申し入れは当分、延期すると表明した。島根原発公害対策会議の申し入れに対する回答の中で明らかにした。

安全協定運用で申し合わせ

昭和54年7月28日午前、1号機でトラブルが発生した。制御棒の挿入引き抜き試験中、97本のうちの1本が所定の位置に止まらず全体が挿入され、出力が、5,000キロワット低下した。安全協定第7条は原子炉施設に故障があったときは、発生時に島根県、鹿島町に連絡すると規定しているが、県、鹿島町に中国電力から連絡があったのは発生から約6時間もたった午後5時ごろと大幅に遅れた。中国電力は「今回のトラブルは制御棒が挿入され安全サイドに働いたもので心配するようなものではない。比較的軽微であったので調査を続けているうちに連絡が遅れた」と釈明したが、県、鹿島町は安全協定違反と抗議した。

48年10月の安全協定改定以来またも異常時の連絡について食い違いが表面化したため、県と鹿島町、中国電力の3者で今後こうしたことのないよう安全協定について連絡事項を中心に再検討が行われた。

その結果、異常時の連絡は通報基準を定めて行うほか、中国電力が国に報告するものはすべて同時に県、鹿島町に連絡するなど5項目の協定運用に関する申し合わせ事項に合意し、昭和54年10

月24日調印した。申し合わせ事項はこのほか、平常時の連絡についても発電所敷地内の放射能の測定結果や放射性廃棄物の管理状況の連絡なども行われるようにした。

トラブルの原因は中国電力の調査の結果、制御棒の駆動装置を動かす電磁弁の中に金属性の小さいごみがかんでいたためと分かり、7月30日夜、電磁弁を取り換え、再び46万キロワットのフル出力で運転を始めた。



原発の総合負荷試験（コントロールルーム）

使用済み核燃料初めて搬出

定期検査ごとに何分の1かずつ燃料が新しいのと取り換えられ、そのたびに原子炉建物内の燃料プールに貯蔵され、たまっていた使用済み核燃料。高いレベルの放射性物質とあって、鹿島町議会でもその存在が会議のたびに持ち上げられたが、その島根原子力発電所の使用済み核燃料が初めて発電所から運び出された。最初68体の使用済み核燃料が昭和54年9月と10月の2回に34体ずつ分け、茨城県東海村にある動力炉・核燃料開発事業団（現日本原子力研究開発機構）の東海再処理工場へ海上輸送された。

使用済み核燃料は鋼鉄と鉛で出来た円柱型の輸送容器（キャスク、長さ約6メートル、直径約2メートル、重さ70トン）に17体ずつ納め、発電所荷揚げ場に接岸した専用船「日の浦丸」1,290トンに積んで送り出した。再処理工場で燃え残りのウ

ランとプルトニウムを取り出し、再び燃料として使えるようにする。

輸送容器は他の物体と衝突したり、火災に遭っても放射性物質が漏れない安全構造。また「日の浦丸」は船側、船底とも二重の耐衝突、耐座礁構造で安全性が高く、沈没しにくい。輸送容器の転倒防止装置や放射線監視装置も備えた。

燃料プールには、それまで50年から53年までの使用済み核燃料344体がたまって満杯状態になっていたため当時、55年7月の完成を目指し、2年ぶりに収容量を増やす工事が進められていた。当時の収容量は52年に160体分増やしていたので、760体分あった。これから344体分を差し引いてもまだ416体分の余裕はあったが、400体分については原子炉本体分の非常用スペースとして確保しておく必要があるので、実際には残るスペースはわずか16体分。55年にはさらに約80体の使用済み核燃料が出るようになっていたため、中国電力は54年2月に380体分増やして1,140体分にする通産大臣の工事認可を得て6月下旬から工事にかかっていた。



使用済み核燃料運び出し

核燃料税を新設

原子力発電所で使用する核燃料に課税する県税、島根県の核燃料税条例が、昭和54年9月県議会で制定（10月30日可決）され、昭和55年4月1日から施行された。核燃料税は法定外普通税

で、住民税や固定資産税など法律で決まっている税のほかに一定の条件を満たしていれば自治大臣の許可を得て地方自治体が課税できる税。51年8月に創設が認められた福井県が最初だ。そのころから鹿島町など財源難に苦しむ原子力発電所の立地している全国の市町村が自分たちの組織、全国原子力発電所所在市町村協議会で市町村税で創設してもらうことを決め、自治省はじめ関係先にそれぞれ働きかけていたが、自治省に県税で、という方針があり実現しなかったといういきさつがある。島根原子力発電所が運転開始してから間もなくして、発電所施設周辺地域整備法などのいわゆる電源3法が制定されたため、その恩恵を受けていない鹿島町にとっては欲しい税源であった。

島根県の核燃料税新設は当時、原子力発電所が稼働していた全国7県のうち福井、福島、茨城、佐賀、愛媛に次いで6番目。当初、島根県は恒松知事が「税収が年間1億円程度でメリットが少ない。国のエネルギー政策である原子力発電に個々の地方団体が課税していいものか検討の余地がある」などと消極的な姿勢であった。

しかしその後、県財政の悪化に加え原子力発電所関連の経費がかかり、つまり環境放射能の監視、温排水対策などに財政需要があるほか、福井、福島県の県税創設の状況から国が課税し関係地域に配分するのが望ましい、とする垣松知事の発想は現実的でなくなったため新税創設に方向転換し、検討を重ねていた。

核燃料税条例の有効期間は自治大臣の許可方針から5年間。制定に当たって島根県は核燃料税の税収と原子力発電所周辺の財政需要によっては、条例の延長も検討するとした。県は5年間の核燃料税の税収を8億8,800万円と見込んだ。5年間の核燃料の取得価格を177億6,000万円と想定し、これに税率5パーセントを乗じて算出したものだ。法定外普通税で用途は特定されないが、県は制定の経緯などから税収は鹿島町はじめ松江市、島根町における放射能監視や温排水対策、

道路、漁港整備、沿岸漁業の開発整備などのほか、広報にも充てるとした。税率は59年度までは5パーセントであったが、60年度から平成16年度までは2パーセント引き上げて7パーセントであった(核燃料税は17年度が更新年度でさらに改定)。また核燃料税は平成12年度から税収の15パーセントを島根原子力電源地域振興事業交付金として鹿島町、松江市、島根町に5・3・2の割合で交付された。

2号機増設を申し入れ

安全協定第4条に基づいて昭和55年7月28日、中国電力から2号機増設計画について鹿島町と島根県に事前了解の申し入れがあった。中国電力は当初予定していた4月中旬の申し入れをスリーマイル島原子力発電所事故の発生から延期したが、それ以後も安全性論議の高まりの中で頓挫した形となっていた。2号機の計画概要は、予想されていたとおり1号機の西側に隣接して設置し、出力82万キロワット。炉型は1号機と同じ沸騰水型軽水炉。冷却水(海水)は1号機と隣接して輪谷湾から取水し、宇中湾奥に放水。1号機の取水路と同じ表層放流方式を採用する。発電所～本谷～羽根戸谷間約2.1キロ、発電所～本谷～深田間約1.2キロの工事用道路を設ける。準備工事開始56年9月、本工事着工58年6月、営業運転開始63年9月などとするものであった。

中国電力からはこの日、山根社長、本山俊治副社長ら幹部7人が来訪。鹿島町では町役場で午前9時半、桑谷町長が中島聡明町議会議長の立ち会いを得て山根社長から申し入れ書を受け取った。桑谷町長は「住民の意向を最優先するため十分な時間をかけて検討したい」と答えた。山根社長らはその足で県庁へ向かい同10時半、恒松知事に申し入れを行い、また松江市、島根町などにも協力を要請した。

鹿島町は翌29日、町議会全員協議会、8月1日には町原子力発電所環境安全対策協議会を開催

し、それぞれ中国電力から申し入れがあったことを報告し、中国電力側から詳しい計画内容の説明を聞いた。同月5日には町内の区長会で申し入れに伴う説明会を開いた。中国電力も各地区で説明会を開催した。

島根県原子力発電調査委に諮問

島根県は申し入れの翌日7月29日に庁内に電源立地対策協議会(会長・美濃地副知事、関係部長、次長で構成)を発足させ、申し入れ内容について検討を始めた。9月4日には知事の諮問機関である島根県原子力発電調査委員会(会長・桐田晴喜県議会議長、議会、漁協など各種団体代表、学識経験者ら20人で構成)に、①安全協定第4条に基づく2号機増設の事前了解について、②国の電源開発基本計画への組み入れについての2点を諮問した。

恒松知事は9月22日の県議会代表質問で2号機増設を認めないよう求められたのに対し、「安全性の確保や放射性廃棄物、温排水の漁業への影響など解決しなければならない問題はあるが、今日のエネルギー事情の中にあって原子力発電は避けて通れない。島根県原子力発電調査委員会の意見、地元鹿島町および周辺市町の意向を十分に尊重して判断したい」と答弁した。また、桑谷町長も、代替エネルギーの開発という観点から原子力発電は考えなければならない、という立場を町議会で明らかにしていた。

島根県原子力防災計画を策定

スリーマイル島原子力発電所事故を契機として島根県は、県地域防災計画を補完する原子力発電所防災対策暫定取扱要綱を作って万一に備えた。昭和55年6月30日に原子力安全委員会が防災指針を示し、9月末にはこれを受け国から地方団体へ原子力防災に関するマニュアルも示されたので、これに従って県地域防災計画の中に新たに原子力防災計画を策定した。

原子力防災計画は12月24日の県防災会議原子力防災部会で承認され、56年5月8日に内閣総理大臣の承認を得、6月30日には県防災会議で正式決定された。

県の原子力防災計画は、防災対策を重点的に講じる地域を原子力発電所から半径10キロとし、10キロの線にまたがる場合も対象範囲にした。近接の市街地なども関連区域として定め、早めに初期活動に入ること、また災害対策本部の下に置く緊急医療センターに被ばく管理班を設けるなど県独自の要素も加えられた。

周辺住民を指導する立場にある防災関係者の教育訓練をまず第一としてまとめられ、反原発団体などから求められていた住民の避難訓練は盛り込まれなかった。鹿島町も、島根県と協議しながら県の原子力防災計画を基に町地域防災計画を見直し、56年3月28日、町防災会議の了承を得、知事の承認を得たあと10月13日、町防災会議で正式決定された。

第1次公開ヒアリング、混乱の中開く

2号機増設計画に伴い地元の意見を聴く通産省主催の第1次公開ヒアリングが、昭和56年1月28日午前8時半から鹿島中学校に隣接する町立武道館で開かれた。会場周辺は阻止行動に集結した約6,000人の反対派と警備の警察機動隊1,200人で騒然とし混乱したが、会場内のヒアリングは意見陳述人20人（鹿島町9人、松江市と島根町11人）全員が出席して淡々と進み、予定どおり午後5時45分終了した。

公開ヒアリング制度も、環境影響評価制度と同時期の54年1月に新しくできた。第1次公開ヒアリングは発電所建設が事実上決まる国の*2電源開発調整審議会（電調審）の前に、地域住民の理解と協力を得る目的で開かれる。第1次公開ヒアリングなどの手続きが終わると電力会社は国に原子炉設置変更許可申請書を提出し、国による安全審査が行われる。まず通産省が安全審査を

し、その結果を今度は原子力安全委員会が再審査（ダブルチェック）するが、安全審査に反映させるため原子力安全委員会はその過程で安全性の観点から地元の意見を聴く第2次公開ヒアリングを行う。

2号機の第1次公開ヒアリングは、55年12月4日の東京電力柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）に続いて2番目であった。反対派は2号機のヒアリングも柏崎ヒアリングと同じく発電所建設を前提とした形式的な、まやかしのヒアリングだとして阻止行動を起こし、島根県内と中国地方を中心に全国から労働組合員らを動員。島根県内ではかつてない規模の反原発闘争となった。警備陣も島根県警と中国管区内各県警、近畿管区の機動隊も出動して警戒体制を敷いた。

反対派は27日夕方から28日未明にかけて相次いでバスで到着する。断続的に降り続く雪の中で、機動隊とのにらみ合いが続いた。反対派は南側県道、北側町道の2ヵ所の会場入り口にピケを張り、意見陳述人、傍聴人の入場を阻止してヒアリングを中止に追い込む作戦をとった。若い労組員らは徹夜でピケを張った。

27日午後6時前にはバスに分乗して約3キロ離れた古浦海水浴場へ向かい、約1,000人が寒風の吹きつける広場で決起集会を開いた。集会のあと会場までデモ行進。デモ、集会など反対のための行動は深夜にわたって繰り返され、シュプレヒコールに反対派、警察双方のマイクの声も混じって辺りは騒然とした。

入場受け付け開始の28日午前7時に向け、反対派は南北2ヵ所の入り口に集結。一時、反対派と機動隊が県道上で激しくもみ合う緊迫した場面もあったが、多数のけが人が出た柏崎ヒアリングのような流血の騒ぎは避けられた。午前8時半に間に合わなかった陳述人、傍聴人は多く、空席が目立つまま開会したが、反対派が午前11時に阻止行動を終えたため、昼ごろから陳述人、傍聴人も増え、最終的には陳述人は全員出席、傍聴人

*2 電源開発促進法に基づき、電源開発基本経過などの電源開発に伴う諸事項を調査審議するための機関として、設置。2000年に廃止され、総合資源エネルギー調査会に組み込まれた。

も231人の予定数にほぼ達した。

ヒアリングとは直接関係のない会場周辺の一般の人たちには「よそから大勢やってきて騒動され大迷惑」なことであった。

28日朝、鹿島中学校では通学路が反対派と機動隊で埋まり登校できないため午前中の授業を断念、各小学校で体育と音楽の振り替え授業を行った。午後の授業も1時間で打ち切り、部活動も見合わせて早く下校させた。前日も午後早めに授業を切り上げ生徒を集団下校させている。恵曇、佐太、東の各小学校も27日午後と28日朝、先生と保護者が付き添って集団登下校。県道でのデモや交通規制のため佐陀川左岸の町道は迂回する車で時ならぬラッシュとなり、子どもたちは気をつけながら登校した。

島根県原子力発電調査委が2号機増設に同意

島根県原子力発電調査委員会は昭和56年2月24日に開いた第7回委員会で、1号機が周辺環境へ大きな影響を及ぼすこともなく運転を継続していること、国の安全確保対策が1号機設置当時に比較して強化されていることなどを理由として、諮問された、①安全協定第4条に基づく事前了解については「了解」、②国の電源開発基本計画への組み入れについては「同意」を可とすることを決め、直ちに桐田会長が恒松知事に答申書を手渡した。

答申に当たっては「原子力発電は潜在的な危険性を持ち、放射性廃棄物や廃炉の処理処分など未解決の問題もあることから、県民の間に不安感や不信感のあることも事実である」とし、6項目の要望事項を付した。

要望事項は、①安全性の確保に万全を期するよう国、中国電力に要請するとともに、環境放射能監視体制を強化する、②放射性廃棄物の処理処分及び廃炉の処理方法を速やかに確立するよう国に要請する、③漁業に対する影響については未解決の問題もあるので、調査研究を促進する、

④防災計画はより安全なものとするよう各方面における努力を続ける、⑤原子力発電に関する不安感や不信感を解消し、広く県民の合意を得るよう格段の努力をするとともに、国、中国電力に要請する、⑥公開ヒアリング及び環境影響調査制度の運用を改善するよう国に要望することを求めたものであった。

この時点で島根県は既に国から電調審へ向け2号機増設が電源開発基本計画に組み入れられることについての知事の意見照会を受けており、県原子力発電調査委員会の答申が出たことで、知事の意見決定はあと鹿島町、松江市、島根町の意向待ちとなった。

電源開発計画組み入れに同意

2号機の電源開発基本計画組み入れについて昭和56年2月21日、知事から意見照会を受けた鹿島町は、恵曇漁協、御津漁協の同意（恵曇漁協は2月26日の総会で決定。御津漁協は3月12日の臨時総会で結論が出ず、16日に再び臨時総会を開いて決定）を踏まえ、町議会の了解を得たうえ3月17日、安全性確保に万全を期し、温排水の有効利用と漁業振興対策の推進など4項目の要望事項を付して知事に同意する旨を回答した。安全協定第4条に基づく事前了解については、基本計画の組み入れとは切り離し、漁協と中国電力との交渉の態勢も整ってないため態度を保留した。中国電力との補償交渉のテーブルにつくことは恵



県が立ち入り検査（湾内）

曇、御津両漁協とも決定した。

3月17日までに鹿島町、松江市、島根町の同意回答が出そろい、恒松知事は3月19日、2号機増設の電源開発基本計画組み入れに同意すると国に回答した。事前了解については鹿島町と同一歩調をとることとし、保留した。2号機増設は3月26日開かれた電調審で電源開発基本計画に組み入れることが決まり、4月13日の官報に告示された。

2号機増設を事前了解

島根県と鹿島町は昭和56年8月11日、安全協定第4条に基づき中国電力に2号機増設計画に対する事前了解を出した。鹿島町はこれに先だつ8月6日、恵曇漁協から中国電力との漁業補償交渉に当たる交渉委員が決まったと文書で報告を受け、御津漁協からも予備交渉委員名簿の提出を受けた。また、用地買収に伴う中国電力の測量調査についても一部地権者と話し合いが進んでいたことなどから、桑谷町長はこの日午前9時半、町長室に中国電力の松谷健一郎社長を呼んで3項目の要望を付けて事前了解すると文書で伝えた。

要望は、①用地取得、漁業権の消滅、温排水等の影響補償については、地権者、漁業関係者と誠意をもって話し合い、本工事着工までに合意に達するよう努める、②漁業権の消滅、温排水等により漁業が受ける影響を考慮し、町、漁協が実施する漁業振興策に協力する、③町民の要望にこたえるため町が実施する地域の振興開発事業に対し積極的に協力することの3項目。これに対し、松谷社長は「誠意をもって対応したい」と応じた。

鹿島町が事前了解したことを受け恒松知事は同日の県議会総務委員会、全員協議会で事前了解することを報告し、昼すぎに松谷社長に事前了解の文書を手渡した。中国電力は1週間後の18日、通産省に2号機増設のための原子炉設置変更許可申請を行った。

片句の交渉委員選出難航

この2号機増設に関して、恵曇漁協片句支所が出す漁業補償交渉委員5人の人選は難航した。恵曇、古浦、手結の各本支所の交渉委員は昭和56年5月から6月までには決まったが、片句地区は中国電力が当初予定した羽根戸谷の建設工事の土捨て場用地買収に「これ以上、土地を失いたくない」と反対が多く、人選はなかなか進まなかったのである。

4月にあった日本原子力発電敦賀発電所（沸騰水型、出力35.7万キロワット）の高濃度放射能漏れ事故、6月に発生した島根原子力発電所1号機の蒸気漏れトラブルの影響もあったかもしれない。7月26日になって片句原子力発電所対策協議会の臨時総会を開いたが、ここでも決まらず、執行部に一任してやっと8月1日に交渉委員を決めることができた。

準備工事に着手

中国電力は昭和57年2月4日、2号機増設に伴い土捨て場として予定していた片句の羽根戸谷は用地の買収ができないため断念した、と発表した。計画されていた土捨て場は羽根戸谷（約15万平方メートル）と本谷（約5万平方メートル）、それに発電所敷地内の才津谷（約4万平方メートル）の3ヵ所。2号機建設予定地として1号機西側の隣接地を造成し、それによって出る土砂計約230万立方メートルの7割を羽根戸谷に捨てる計画で、中国電力は2号機増設計画を鹿島町、島根県に申し入れた55年7月28日以降、地権者約60人に測量調査への同意と用地買収に了解を求めた。羽根戸谷の地目は田、畑と山林。しかし先祖伝来の土地を手放したくないという人が多く、地権者でつくる地権者会議は57年1月20日、「用地の調査、買収には応じかねる」と決議したため、中国電力はやむなく断念した。

このため中国電力は新たな土捨て場の確保を迫られることになったが、当面は才津谷の土捨て

場を使うこととし、2号機建設予定地付近から才津谷まで土を運ぶ準備工事用道路を建設した。工事用道路は山腹を貫いて才津谷まで結び、延長963メートル(うち第2輪谷トンネル321メートル、幅10メートル)幅11メートル。県の林地開発許可を得て3月2日に着工し、9ヵ月後の11月25日完成した。

蒸気漏れを想定し初の防災訓練

原子力安全委員会が昭和55年6月に決めた防災指針を基本とした第1回島根県原子力防災訓練が、57年4月27日、島根県を中心に鹿島町と松江市、島根町の各防災会議が主催し、関係17機関の計約440人が参加して行われた。「午前8時45分、フル運転中の原子炉建物内で蒸気漏れが発生」と想定し同9時、中国電力からその旨県に第一報。県から鹿島町など関係3市町に緊急連絡、県衛生公害研究所へ放射能測定の実モニタリング体制の強化が指示されるとともに、県の関係7課による対策会議を設置。原子力発電所では9時10分、原子炉を停止し直ちに緊急時対策本部を設置。10分後には県に「原子炉圧力、温度は下降中」と通報があった。

県衛生公害研究所では緊急モニタリングセンターが設置され、9台のモニタリングカー、サーベイカー(ガンマー線量測定車)が4班に分かれ、発電所周辺の放射線測定に出発。16地点で観測が行われた。中国電力からは10時に「系統の隔離操作を終了。周辺環境への影響を食い止めた」、11時に「原子炉建物内に入り原因調査開始」、そして正午に「原因は冷却系の異常。蒸気漏れは完全に止まり緊急時対策本部を解散する」と最終報告。これを受け県も観測データはすべて平常値と判断、午後0時10分、対策会議を解散し訓練を終えた。

初めての原子力防災訓練は、このように緊急時の初期対応を主とし、関係機関間の通信連絡訓練や緊急モニタリング訓練などが行われた。原子

力安全委員会の防災指針では、防災訓練は防災業務従事者が適切な指示をし、周辺住民がこれに従って秩序ある行動をとれば効果は大きい、としている。このため当面、防災訓練はこの指針に沿って県、市町などの防災関係者が防災業務に習熟して住民への指導性を高めていくことを基本とした。県の対策会議が置かれた県庁6階講堂の見学者席では、原子力発電所を持つ全国の電力会社の幹部や反原発団体、それに東京電力の原子力発電所6基が立地する福島県双葉町の田中清太郎町長ら約20人が訓練の様子を見守った。以後、防災訓練は、当分1年おきに実施されることとなった。



防災訓練

島根方式で第2次公開ヒアリング開く

原子力安全委員会主催の第2次公開ヒアリングが昭和58年5月13、14日の両日、町立武道館から松江市の島根県立武道館に会場を変えて開かれた。町立武道館は隣に中学校があり教育環境上、また会場が狭くて傍聴者などの人数も制限されるという問題があったために会場を変更した。

公開ヒアリング制度が発足してから初めて、反原発の島根県評、島根公害対策会議、社会党県本部の3団体が参加した、いわゆる島根方式として開催され、全国の注目を集めたヒアリングであった。通産省が57年11月9日に原子力安全委員会にダブルチェックを諮問し、第2次公開ヒアリン

グの実施段階に移った後、ヒアリング改革を求めた反原発団体と県、国が協議を重ねた結果、実現したものであった。

入場者は陳述人23人（うち鹿島町から6人）、傍聴者は一般、特別傍聴者の合わせて514人。鹿島町からも特別傍聴者として桑谷町長ら執行部と町議会の計5人が傍聴した。

陳述人はグループ別に意見を述べ、これに通産省側が答える形で進められ、初日は推進派7人、反対派6人の13人、最終日は推進派6人、反対派13人の19人が意見陳述。傍聴者からの意見発表もあった。推進、反対の双方の立場から幅広い意見が述べられたが、野次、怒号、たび重なる紛糾で議事がしばしば中断するなど混乱した。そうした場内の熱気とは裏腹に、会場の外は揺れに揺れた第1次公開ヒアリングの時とはうって変わって静かなものであった。市内の要所で警戒に当たった警察官も50人にとどまった。

第2次公開ヒアリングから4ヵ月後の9月12日、原子力安全委員会は2号機の安全確保は妥当と通産大臣に答申。通産省はその10日後の22日に、中国電力に原子炉設置変更を許可した。

町内の漁業補償すべて解決

昭和56年9月から関係漁協と中国電力の漁業補償交渉が始まった。

恵曇漁協は恵曇、古浦、手結、片句の本支所のうち、漁業権消滅海域を持ち直接利害のある片句地区は片句原子力発電所対策協議会として交渉委員を10人に増やし、単独で中国電力と交渉。58年暮れに大筋合意、翌年2月19日、総会を開き賛成多数で補償額を可決し同25日に調印した。また、片句は漁協正・準組合員3分の2以上の書面同意を得て、2号機の放水口設置による宇中湾の漁業権放棄も決定した。

片句以外の3地区は十数回の交渉を重ねて合意に達し、59年3月29日に恵曇漁協臨時総会を開き、賛成多数で可決。4月3日に調印が行われた。

御津漁協と中国電力の漁業補償交渉も3月22日、町長幹旋により合意。同29日、中国電力と調印が行われ、鹿島町の漁業補償はすべて解決した。

工事計画認可される

通産省は昭和59年2月24日、2号機の本工事中工に必要な工事計画認可を出した。これにより鹿島町は発電用施設周辺地域整備法による、いわゆる電源3法交付金事業を59年度から6ヵ年計画で推進することになった。総事業費は36億7,300万円余（うち交付金34億4,400万円）。鹿島町は工事計画の認可が出るまでに電源3法交付金による集会所はじめ社会福祉施設など63事業（66件）の公共施設の整備計画を島根県に提出し、県は松江、島根の関係市町を合わせた整備計画を国に提出していた。

島根原子力発電所、創業10周年

1号機は昭和59年3月29日で、営業運転開始から満10年が経った。49年3月29日に営業運転を始めてからの発電量は約278億キロワットアワー。この間、主蒸気止め弁テスト用電磁弁の不調により原子炉が自動停止（51年8月）、定期検査時に制御棒駆動水戻りノズルにひび割れ発見（52年3月）、再生熱交換器から蒸気漏れ（56年6月）、制御棒駆動用配管に傷（56年12月）などの法律対象を含む故障・トラブルはあったが、大きな事故はなく、平均設備利用率（稼働率）68.8パーセントと全国、世界的にも高い実績を残し、優等生と評価された。中国電力の59年度末の総発電量に占める原子力発電の割合は5パーセント（電力9社平均14パーセント）、石油火力が46パーセントを占めていた。鹿島町は3月2日、原子力発電所創業10周年と町役場新庁舎の建設を記念して日本原子力文化振興財団と共催し、女性を対象にエネルギー対策問題、放射線問題についての文化講座を開催した。

安くなった電気料金

鹿島町では昭和56年10月分から、各家庭と企業などの電気料が安くなった。その額は家庭が1世帯当たり月300円、企業などは契約電力1キロワット当たり75円。これは、電源立地をスムーズに進めるため国が制度化した電源3法による施策の1つである原子力発電施設等周辺地域交付金による措置で、交付金額は発電能力（出力）に応じて定められた。当時、島根原子力発電所は1号機だけであったので、この割引額になった。交付金の使途は「電気料金の割引」と「企業導入・産業の近代化を図ることを目的とした地域振興の基金に充当」の2つに限られ、鹿島町はかねてから全国原子力発電所所在市町村協議会の一員として国や関係機関に働きかけていたこともあって電気料金の割引を選択した。

電気料金割引の実際は、県が交付金を国から受け取り財団法人日本電源立地センター（東京）に補助金として拠出。同センターは中国電力に事務を委託し、中国電力は毎月割引分を差し引いて電気料金を請求する形をとっている。2号機に着工した59年3月（本工事着工は同年7月10日だが、ここでは工事計画認可の時点で着工とみなされる）分からは1、2号機分を合わせて1世帯当たり月528円、企業などは契約1キロワット当たり264円と割引額が引き上げられた。

2号機本工事に着手

昭和59年7月6日加賀漁協（島根町）を最後に2号機の漁業補償がすべて解決し、中国電力は7月10日原子炉建物の掘削工事から本工事に着手した。当初計画の58年6月から1年1ヵ月の遅れ。この日午前10時から1号機西隣の建設現場に約60人の作業員が集まり、仲摩佑島根原子力事務所長（常務）があいさつをした。

サイレンの合図と同時に4台の大型ダンプカーが一斉に始動した。2号機建設のために新たに造成された敷地は、山地の一部も切り取り約3万

平方メートル。59年11月8日に土捨て場にある保安林が解除され、中国電力は同月30日、現地で起工式を挙げた。午前11時から神事が行われ、中国電力の山根会長、松谷社長、施工業者の三田勝義日立製作所社長、鹿島昭一鹿島建設社長ら46人が参列し、神前に玉串をささげて工事の安全を祈願、山根会長らが^{くわ}鍬入れした。起工式は正午から行われ、国、島根県、松江市、鹿島町、地元地権者、漁業関係者ら約180人が出席した。

原子炉格納容器を据え付け

本工事に着工以来、2号機の建設工事は順調に進み、昭和60年1月に原子炉建物（鉄筋コンクリート地上4階、地下2階、約5,700平方メートル）、同年3月にタービン建物（同地上3階、地下1階、約7,100平方メートル）の工事にかかり、6月14日には原子炉格納容器の据え付けが始まった。高さ約37メートル、直径約23メートルの魔法瓶型で厚さ約5センチの鋼鉄製、総重量約1,100トン。超大型設備のため工場で6つに分割製作され、それが巨大なクレーンを使って下から順番に1つずつ組み立てられた。

1番下は厚さ68センチのコンクリート基礎の上にアンカーボルトでしっかりと固定された。この間にはタービンの据え付けが始まり、4月14日には発電機が搬入された。格納容器は約6ヵ月間かけて据え付け作業を終わり、12月3日に高圧に耐えられるか、空気漏れはないか、通産省の耐圧・^{ろうえい}漏洩試験が行われた結果、合格、据え付け工事の完了となった。

使用済み燃料、再処理に初めて海外へ

1号機の使用済み核燃料76体が昭和60年6月、再処理のため初めて海外へ送り出された。燃え残りのウランやプルトニウムを取り出して再び燃料として使えるようにするもので、安全協定に基づき島根県と鹿島町へ連絡があった。

日本の電力10社はフランスとイギリスの国営核燃料会社に再処理を委託していて、76体の燃料集合体は5基の専用容器（キャスク）に納めて発電所荷揚げ場に接岸したイギリスの使用済み核燃料運搬船「パシフィック・ティール号」（4,700トン）に積み込まれ、6月18日、フランスのCOGEMAラ・アーグ再処理工場とイギリスのBNFLセラフィールド再処理工場へ向けて出港した。海外への輸送は平成7年までに契約数量分をすべて終了している。

チェルノブイリ原子力発電所事故が発生

桑谷町長の病気辞任に伴い昭和61（1986）年4月8日に行われた町長選挙で、前町会議長の青山善太郎氏が無投票で初当選した。

また、この年の4月には史上最悪の原子力発電所事故が発生した。ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所4号機（黒鉛減速軽水冷却沸騰水型炉、出力100万キロワット）の事故である。4月26日午前1時23分（現地時間）に発生。2年前に運転開始したばかりであった。外部からの電源が止まった時、タービンの慣性による回転でどれだけの電気が取り出せるか、保守点検のため原子炉の運転を止める時を利用して実験を始めたところ、突然、出力が急上昇を続け、原子炉が爆発し、火災が発生する。建物は屋根が吹き飛んだ。多数の死傷者（死者は同年中だけでも消火に当たった消防士と運転員ら31人）が出るとともに大量の放射性物質が大気中に放出され、半径30キロ以内の地域から住民約13万5,000人が避難した。

ソ連の事故通報は遅れ、日本で事故が報道されたのは3日後の29日になってからであった。安全が第一の原子力発電所の重大事故だけに、人々に大きな衝撃を与えた。

島根県も直ちに環境放射能の監視体制に入り、また県、鹿島町、中国電力は情報収集に努めた。放出された放射能は気流に乗って地球規模で広が

り、5月3日には日本各地、島根県でも4日以降、雨水や大気中のちり、水道水、原乳、ネギやキャベツ、ホウレン草、高菜などから微量の放射能が検出された。食品汚染に不安を抱かせたが、環境放射能の測定値は次第に低下し、島根県は6月6日に安全宣言、監視体制を平常に戻した。

事故発生当時、日本の原子力発電所はチェルノブイリ原子力発電所とは炉型が違い、あのような事故は起こり得ないと国、電力会社は説明したが、島根県議会、鹿島町議会などでもあらためて原子力発電所の安全性をめぐる質疑が行われた。

当局側からは「日本の原子力発電所では、仮に事故が起こったとしてもチェルノブイリのような炉心熔融などの事故に至らないように、多重防護の考え方に沿った安全な設計がなされている。また運転員、補修員に対しても十分な教育訓練が行われており、安全性に問題はない」などの認識が示された。とはいえ、島根県、鹿島町とも引き続き安全運転に徹するように、中国電力に申し入れている。

また、チェルノブイリの事故をきっかけに反原発運動も全国的な高まりを見せた。ちなみに平成4年8月1日から世界共通の尺度として広く利用されるようになった国際原子力事故評価尺度では、チェルノブイリ原子力発電所事故は^{*}3最悪のレベル7（深刻な事故）に位置付けられている。

深田運動公園野球場できる

2号機増設工事の土捨て場を利用して町民のレクリエーション施設をと鹿島町が中国電力に要請。これに同電力がこたえて昭和63年7月、深田運動公園の野球場が完成した。球場は両翼90メートル、センター110メートル。ダッグアウト、観覧席はもちろん、ナイター設備も完備した立派な球場。町内ははじめ各種野球大会にも利用され、スポーツ振興に役立っている。ナイター設備のあるテニスコート3面も備えている。

*3 国際原子力事象評価尺度（INES）による影響度の指標が「レベル0」から「レベル7」までの8段階の数値で公表される。ただし、日本の原子力事業者はINESレベル4以上に限って「事故」と呼んでいる。
INESレベル0：尺度以下（異常事象） INESレベル1：逸脱 INESレベル2：異常事象 INESレベル3：重大な異常事象（事故）
INESレベル4：事業所外への大きなリスクを伴わない事故 INESレベル5：事業所外へリスクを伴う事故
INESレベル6：大事故 INESレベル7：深刻な事故。

「島根原子力館」がオープン

PR館「島根原子力館」が、昭和63年3月25日の電気の日にオープンした。毎年約2万5,000人の見学者があったという、それまでのPRホールは、これによって閉館した。2階建て延べ600平方メートルのPRホールが手狭になったこと、また車が乗り入れられないなど場所的に不便であったことなどから、2号機の増設に合わせて建設が計画され、62年4月に着工していた。

島根原子力館は出雲大社をイメージしたという四角錐を置いたようなユニークな外観の建物で、発電所を見下ろす山の上の9,000平方メートルの敷地に建ち、鉄筋2階建て延べ床面積約1,700平方メートルとPRホールの3倍の広さ。1階は「原子力発電のしくみと安全性」、2階は「電気などの一般科学の展示とふるさと紹介」に関する展示が中心であった。展望室と回廊も設けられ、発電所の全景、日本海、宍道湖などが一望できる。平成5年7月には見学者は50万人に達し、記念行事を開催した。同年11月には見学者増加のため別館の増築、改装工事が行われ、7年4月に新装オープンした。延べ床面積は2,900平方メートルと大きく広がった。別館には原子力情報コーナー、多目的映像ホールも設けられた。10年3月には開館10周年を迎え、記念行事「ありがとう10周年 サンクスフェスタ」が催され、多くの人たちでにぎわった。



島根原子力館

2号機、ついに臨界

燃料を装荷した2号機は昭和63年5月25日午後1時48分、ついに*4臨界に達した。6月6日には中央制御室で松谷社長ら関係者約50人が出席し、祝賀式と安全運転を祈願する神事が営まれた。7月11日午前10時から試運転に入ったが、その21分後に発電機、続いてタービンが自動停止するというトラブルが発生した。

原子炉と発電機、変圧器などに異常はなく、放射能漏れもなかった。原子炉を止め原因を調べた結果、発電機と主変圧器を保護する装置の1つである比率差動リレー（継電器）が配線ミスのため出力増加し、リレーが作動したものと分かった。配線を正常に接続し直し、通産省と島根県・鹿島町の了解を得たうえ、同月15日午後2時から発電を伴う試運転を再開した。

しかし、中国電力の通報がトラブル発生から36分後と遅れたこと、また原因が配線の誤りという初步的ミスであったことから島根県、鹿島町は中国電力に、トラブルが生じたときは速やかに連絡することと、そうしたトラブルが二度と起きないように安全確保に万全の措置を講じて信頼の回復に努めることを強く申し入れた。2号機は試運転再開後、出力を8月に50パーセント、9月に75パーセントと段階的に上げ、10月20日正午、定格出力82万キロワットに達した。

2号機、営業運転を開始

試運転を続けていた2号機は平成元年2月9日から、資源エネルギー庁による最終検査に入った。出力100パーセントで今後1年間、安定して継続運転できるかどうか、検査官4人が原子炉、発電機など2号機全体を総合的に点検した結果、10日午前10時半、島根原子力発電所建設所の藤原正見所長に最終検査合格書が手渡され、営業運転に移った。わが国36番目の原子力発電所、平成に変わってから最初の原子力発電所であった。1号機の46万キロワットと合わせた出力は128万キ

*4 中性子を放出しつつ核分裂反応が連鎖的に激しく進むこと。

ロワットとなり、中国電力の発電電力量に占める原子力発電の比率は8パーセントから約20パーセントに上昇した。国産化率は1号機の93パーセントを上回る99パーセント、総工費は約3,030億円であった。

島根県が改善策を申し入れ

島根原子力発電所は昭和63年7月の2号機の試運転開始以来、1年余りの間に4回ものトラブルが発生したため島根県は平成元年9月12日、中国電力に6日の1号機の再循環系トラブルの通報遅れを抗議するとともに、①連絡体制の改善、②安全確保対策の強化、③地域住民への情報提供策の改善の3点を申し入れた。

トラブルのたびに反原発団体や、県議会でも取り上げられたこともあるが、県が改善策まで具体的に申し入れたのはこれが初めてであった。これに対し中国電力は、連絡体制の見直しを進めるとともに、通報連絡訓練などを実施する。安全確保対策としては、1号機は定期検査中に徹底した総点検を行う。情報提供の改善については、本店広報室や島根支店広報担当、島根原子力事務所渉外・広報部の3カ所に照会窓口と問い合わせ専用電話（フリーダイヤル）を設置するなどの対策を文書で回答した。

トラブル続きで延び延びになっていた2号機の竣工式が11月8日、現地で行われた。2号機南側に式典場が設けられ、6月に就任した多田公熙社長、松谷健一郎会長ら中国電力関係者と建設工事を担当した日立製作所の金井務副社長ら直接の関係者40人が出席。多田社長らが神前に玉ぐしをささげ、2号機の完成を祝うとともに安全運転を祈願した。

防災訓練に「模擬住民」参加

島根県原子力防災訓練に反原発団体などは当初から一般住民を対象とした避難訓練の実施を求めていたが、平成2年10月17日に行われた第4

回防災訓練では鹿島町、松江市、島根町の3市町の消防団員70人が初めて「模擬住民」として参加し、避難訓練を受けた。模擬住民たちは自宅からそれぞれ避難所の鹿島町民会館、秋鹿公民館、大芦老人福祉センターに避難し、そこからバス3台で広域避難所に定められた松江市の島根県立武道館に移動した。県立中央病院の医師や看護婦が、避難住民の^{*5}被ばく測定や医療介護訓練に当たった。

訓練は1号機の放射能漏れ事故を想定して行われ、関係22機関の675人が参加した。この時、医療活動訓練も初めて行われた。これ以後も模擬住民の避難訓練は続けられたが、6年11月8日に実施された第6回訓練では将来の住民参加へ向けたステップとして初めて鹿島町、松江市、島根町の自治会代表計70人が見学者として参加した。

4. 2号機増設に伴う

安全協定に基づく申し入れ

中国電力の山根寛作社長は、島根県の恒松治知事と鹿島町の桑谷道雄町長に対し安全協定第4条に基づき正式申し入れをした。

計画によると、2号機は同町にある1号機の西側に建設し、一部山を削り敷地も造成する。沸騰水型軽水炉で、出力は82万キロワットで、今後、環境調査、地元住民への説明会を開催し、知事の同意を得たうえ、国の電源開発調整審議会にはかり、58年6月着工、63年9月営業運転開始をめざす。建設費は約2,700億円である。

中国電力は、昭和49年に2号機増設の方針を公表し、51年4月から建設を前提とした地質調査や海上調査を県や地元の条件付き承認ですませ、「正式申し入れ」を予定していた。ところが米国・スリーマイル島原発事故（S54.3）が発生し、延期を余儀なくされる。しかしこの5月に四国電力が伊方原発3号機増設を申し出たことも引き金になり、構想以来6年

*5 どの範囲まで放射性物質が拡散しているかを計る。

ぶりに増設計画の内容を示した。

恒松治知事は、原子力の平和利用は必要なことだと思っている。そのためには安全性の確保がはかられることが重要な前提となる。今後国や中国電力の安全確保対策を見極めるとともに原子力発電調査委員会の意見を踏まえ、地元の意向を十分尊重して慎重に判断したいと答えた。

島根原発公害対策会議の福田真理夫議長は、スリーマイル島の事故で原発の危険性が明らかにされた。特に6月のブラウンス・フェリーの原発事故は沸騰水型事故であり、島根原発も含めすべての原発が実用段階に至っていないことを示している。

特に島根原発は、暫定防災体制のまま操業を続け、しかも原発から10キロの範囲内に松江市が入るなど、他に例のない人口密集地域にある。ここに2号機を増やすという地元無視の申し入れは「断じて許せない」と阻止に全力を注ぐことを表明した。

5. 公開ヒアリング

第1次公開ヒアリングは、昭和56年1月28日に開催された。

通産省は昭和55年12月18日に、島根原子力発電所の2号機増設についての、第1次公開ヒ



第1回公開ヒアリング反対派のデモ

アリングを開くことを告示し、これに基づき鹿島町立武道館（231人の傍聴席が整然と並ぶ会場はガラガラ）で開催・進行された。陳述人のほとんど全部が「原発の必要性」を強調し、答える中国電力も「ご理解ありがとうございます」と調子をあわせ、まるで原発建設促進大会の様相が続いた。

県警などの機動隊1,200人で守られた会場に、県評など反原発団体6,000人の「原発ハンター」の叫び声が届く。「反対意見が十分述べられないヒアリングは原発建設が前提のまやかかし」と雪の中、徹夜で開催阻止のスクラムを組む労組員たちと、ピケ排除のための機動隊の再三の小せり合い。だが、陳述人は前日から場内にまぎれこみ、予定通りの開催を強行した。新潟・柏崎刈羽原発に続いてまたもヒアリングは「内と外」で推進、反対両派の不毛の対決の場となった。

原発推進の通産省が、推進を望む人たちの意見を聞いただけで、住民の理解を得たと言えるのだろうかという、疑問だけが残った。

続く第2次公開ヒアリングは、昭和58年5月13日14日の両日。

原子力安全委員会主催で行われた。第一回の騒動を考慮し、今回は松江市の県立武道館で開催された。

- ① 原子力安全委員会は、（S58.9.12）2号機の安全確保は妥当とし、通商産業大臣に答申した。
- ② 通商産業省は、（S58.9.22）中国電力に対し、原子炉設置変更を許可した。

内容については、「鹿島町誌」に詳細に記載があるので省略する。

6. 鹿島町原発対策協議会が

中国電力から3200万円受領

原発推進の鹿島町原発対策協議会の平塚繁義

会長（町議）が、他の原発視察費用として、中国電力から3,200万円を受領している事が明るみに出た。

県議会原子力発電所対策特別委員会で、岩本久人議員（社会）が指摘し、「町と中国電力による住民懐柔策だ」として県の指導を求めた。これに対し鹿島町では、町原子力発電対策協議会が、昭和55年12月22日発足した。

協議会は、桑谷町長らをはじめ、農協、漁協、商工会、自治会代表ら14人で構成。原発に対する健全な知識普及と啓発を図ることを目的にしている。

その協議会が視察旅行を決め、1月17日の区長会で説明、町民から希望者を募った。日程は2泊3日。適当な人数に分け、2月下旬から伊方原発（愛媛県）、玄海原発（佐賀県）、浜岡原発（静岡県）、敦賀原発（福井県）などを見て回る計画を立てた。

この費用として、対策協議会は、1月初め中国電力に「3,000万円程度の寄付」を要望した。協議会事務局の町企画課は「2号機について町民に原発の実態を勉強してもらう費用であり、「原因者負担の原則から設置者の中電にお願いした」と言っている。

前年11月から独自に視察に出かけている農協、商工会など10団体、約300人にもこれで費用の一部を助成するとしていた。

反原発団体である、島根県評と島根原発公害対策会議は松江地方検察庁に対し、中国電力が島根原発2号機の建設計画にからみ地元・鹿島町や町議らで組織する団体に、「町民の原発視察旅行費」として3,200万円の寄付したこと「わいろ事件」として告発した。「町長らは原発建設の同意に職務権限を持つ。金は同意を得るためのわいろ」との理由である。

松江地検は告発を受理、捜査に乗り出す。立地が難航しがちな原発建設のために電力会社が地元へ協力金を寄付することは多く、捜査の成

り行きが注目された。

7. 県議会原発対策特別委員会へ機動隊

昭和56年2月9日県議会原発対策特別委員会（名越隆正委員長）が開催され、機動隊の手で傍聴に押しかけた原発建設反対派2人（福田真理夫、阪本清）を排除、建造物侵入罪で逮捕した。したあと、中国電力島根原子力発電所2号機増設に対して提出されていた、148件の請願、陳情を強行採決した。請願、陳情のうち145件までが、2号機反対を求めているが、ほとんど不採択になり、経済団体の促進陳情などを中心に14件だけが採択された（うち趣旨採択10、措置済みとして採択されたもの4）。

社会党の委員2人は、審議不足と警官の導入に抗議して辞表を提出、原発推進の立場をとる自民党と無所属委員12人（自民党委員1人は欠席）によるわずか15分間の「採決劇」であった。

この日社会党県議団は、原発対策特別委員会が請願、陳情を採決したことに対し「請願の重要性から慎重な審議を主張してきたが、自民党県議団の態度は終始問答無用だった。まだ審議すべき内容が多く、採決には加われない。自民党の議会運営に猛省を促す」と抗議声明を出した。

石橋大吉県評議長など関係者6人が、審議の在り方に激しく反発、松江警察署にも「不当逮捕」と抗議し即時釈放を求めた。

県議会に、原発問題で初めて設置された特別委員会は、最悪の結果となり、2号機計画をめぐる反対派と推進派のミゾを一層深くすることになった。

反原発団体の島根原発公害対策会議の福田真理夫議長は、陳述人の出席（参加）が得られなくなり、2月11日開催予定の第1次公開ヒアリングの中止を決めた。

県議会
特別委

社党の 2委員 辞表出し退席

實際の手で、影に隠しかけられ原典佛説の正派を排除、一人を建道僧大罪で逮捕したあげ、建設権擁護の爲め、陳事を採り、反対派からいかにとんぞを不承認にした。原任に対する「善悪十分」の審決に満足し、この決断に對して、事實上の「原告ロサイン」異議會へ機動的に啓み込んだなり。「善惡十分」の審決により、反對した社會黨委員が辭表を出して退席したり、異例と認め、第一次公開ヒアリングに廻つてきたのも原點をめぐる押進、反對の対立の様態を見せつけた。



審議

再び繰り戻された。阿波は推進派の委員が多数を占める。傍聴を希望するの力だけ機動隊で排除しての手段を探求した。一発強2号問題で機動隊が出るのは、第1次公開ヒアリングに次いで一発目。議論の多いと怒りをこぼされた。

委員の辞表を出した大塚は「諸陣の傍に詳しい専門や連座者の意見を聞きながら」としての責務があるはずではないと怒りをこぼされた。

通算六日目の委員会が閉幕した。傍聴者の多くは、

「一議員、議席を一件ずつ探していきたい」の如く出ず。野黨に反対してきた社会の大義欠陥、岩太人委員は、もつと奮然と奮然ときた」と反対が、受けられれば、同委員長、辞表を出す準備してしまつた。

現れたのは同議員長甚合へ推進派員自民十八一人父党へ、民社系親屬一人顧問、廣博は反対派からの百四十五件、推進派からは廿二件。議事事務局職員より交付書と要旨を統一する。初めは反対派のものはかり、すでに「不採択」の戸。結局、採探されたのは奥内経済団体から送られた「樹根原等急務の建設促進」を陳情一件だけ。ほかに陳情の

四件は不採択した。

四件は、島根県公費貸付金会と原産及対派派議員特別会の前約四十分開、暴徒強盗強盗問題について、被害者説としない。貴院の局長大津誠は、順に總會を開きその必要の情例のはず。それを待てば、野黨も認めなくては請願者(専断)と密着させた。各議員は「執行部が諸議にいいい承認受ける一件と懸念された。委員の多数が朝晩の勉強もかたない」と委員とされたものがないのであつた。

十一時三十分は別列れに、一方、特別が開かれた第

島根版

松江支局
松江市米次町50
電 代表(23)1411
通信部
出 番 電(21)1220
出 番 電小山町331
の10
辰田 電代表
(2)1110
浜田市殿町98の2
井 田 電(2)1061
大田市元町5の1
大 田 電(2)1045
大田市大田町大田
本 次 電(2)1033
水次町木太752の
江 津 電(2)1297
江津市郷久志町
14869-3
西 郷 電(2)1040
西郷町西町八尾2
の28の2

ニュースの速報、催しなどはもよりの通信部。支局へ
 広告のご用は
 0852 (21) 5718
 読売旅行は
 0857 (23) 5510

ふるさと
ノート

湯拍温泉(色智恵島町)
江川支流尻無川上流にある。リニ
ーマチを神聖に効果があつて湯治客
多い。近く万葉歌人・柿本人麿呂
終えんの地といわれる御山(斎藤美吉
園)がある。国立公園、三嶺山に近い
ところから。ここまでは足るのは子人も。カ
ジカの声が聞かれる。十一月の温泉祭
りは大勢の人でにぎわつ

二人(一人欠席)や県庁事務が入場。入り口で委員と反対派の市民団体十人ほどが竹下和幸書記課長ら県職員五人と「入れろ」「入れ

原發2号機増設
関係の請願、陳情

傍聴めぐり騒然

怒号の中 機動隊導入

[illegible]

委員会室に私服刑事

が抗議する

に促した。且、民衆の議會運轉に監督を促すため、特別委員を辭任して抗議した。

審議継続を拒否

特別委
134件不採扱、14件採扱

審議は十分

(実採決する県議会)
(午後0時10分)

人 類 學

特別委員会 午前十一時三十分から午後二時三十分まで開会第一委員会は、始め、名譽委員長開会宣言、続いて防犯委員長報告、午後二時三十分、正午、大公安委員が報告採決する。正午は責任が持たない、と名譽委員長、総務部長の報告、午後二時三十分、委員会は「連立候補」を採決した。

審議は十分

名越委員長（中央）を囲んで第一委員会室になだれ込んだ反対派（右が福田公害対策課長）（9日午前11時35分）

「提議は明らかにない。十分な審議は明らかだ」「提出者の態度を認めないというのはムチャクチャだ。こんなことで議会政治だといえるか。傍聴させろ」などこ

[illegible]

三、大谷久高而、議席は衆政記者
雪で次のような抗議聲明を発表
した。

——特別委員会が社会主義黨二
人は刺客者の請願理由の説明を求
めるなど、簡單な事實を主張と爲に
、自民党議員團は多数にある一
万の多数派に終極を以て、ついに審
議打ち切り強行採決の右外無き事
とした。謂語は、まだ審議すべき
ことがあり、社会党としては採決
に反対の、社会党の、社会党

刑事

り委を、二十数人が「傍聴させろ」などと警視廳職員に話の寄つた。要員長は身動せず、黙然。

至多待った。十一時十五分、委員
長が福田対策会議議長と一緒に
現れると騒ぎは一層大きくなつ

少し待てばいいじゃないか」と委員長にいい、交渉続行。

電話が入り、名義委員長に「十一時までに委員長が戻らなければ委員会を始める」と通告があつた。

いゝ話め尋ると、竹下課長は「退
生を命じます」と声を飛ばした。

「入れろ」「入れろ」の押し問答をした。廊下では松江職員も混成。反対派が「請

ろから、自民党、無党派委員計十二人（一人欠席）や県理夢番が入場。入り口で委員と反対派の市民団体十人ほどが、台下和声で賛成を

1

第8章 鹿島町長選挙と原発2号機増設に伴う騒動 165

8. 島根県議会名越原発特別委員長の報告

昭和56年3月16日の午後1時30分から県議会全員協議会において、島根原子力発電所に係る請願の審議が行われた。議場では、各会派（社会党、共産党、電力労連、自民党）から出された反対又は賛成の立場で、見解を述べ討論が行われた。

このことについては、前記の「鹿島町誌」と重複する点はあるが、理解を深めるため、以下議事録から転載する。

議長（桐田晴喜君）

これより本日の会議を開きます。

日程第一「島根原子力発電所に係る請願の審議」をいたします。

昨年12月第289回定例会において島根原子力発電所対策特別委員会に付託し、その後継続審査中であった請願141件、及び本定例会において同委員会に付託した請願44件、合計185件を一括議題とし、この際、島根原子力発電所対策特別委員会における審査の経過及び結果について委員長の報告を求めます。

島根原子力発電所対策特別委員長名越隆正君。（拍手）

〔名越隆正君登壇〕

35番（名越隆正君）

島根原子力発電所対策特別委員会における審査の経過及び結果について報告をいたします。

本特別委員会は、昨年12月15日第289回定例会において設置され、同時に島根原子力発電所に係る請願の審査の付託を受けたのであります。

同日、直ちに第1回の委員会を開会し、正副委員長の互選を行い、委員会の構成を整えるとともに、付託された請願141件、及び陳情7件について、とりえず継続審査の手続を行い、慎重審議に向けての体制を固めたところであります。

自来、数回にわたって委員会を招集したのであ

りますが、通産省主催の開議第1次公開ヒアリングの開催時期とも重なり、県民の原子力発電所に対する関心は一段と盛り上がりを見せ、審査に当たる当委員会としての責任の重大さを痛感したところであります。

このような中で、141件の請願については要旨別に8項目に分類し、効率的に審査すべく委員会において決定したのであります。

すなわち

- 1 環境調査について
- 2 環境放射能の影響について
- 3 原子力発電所の安全性について
- 4 防災対策について
- 5 公聴会、展示会の開催について
- 6 代替エネルギーの開発、研究について
- 7 1号機の運転中止、2号機の増設反対について
- 8 その他

以上8項目であります。

これら8項目に分けた請願の審査の手順といたしましては、まず、各委員が請願内容を熟知することから始まったのであります。

このため、10日以上の日時を置いた後、県当局からの説明を受けたのであります。説明は、「県として、行政上所掌している事柄や、その間において承知している範囲」という前提はあったものの、要旨別にまとめた一括説明ではなく、1件ごとに詳細な説明を求めたところであります。

引き続き質疑に入り、先ほどの8項目に分類した要旨別に行うことにしたのでありますが、結果的にはほぼ1件ごとに進むという慎重なものでありました。また、説明に対する質疑を行っても、なお疑義の残る点については、提出可能な範囲で資料の提出を求め、さらにその資料の説明を受けるとともに質疑応答を重ねたところであります。

次に、3月12日の本会議において付託を受けた請願44件、及び陳情2件につきましても以上報告いたしました同様の方法により慎重な審査を行っ

たところであります。

以上が結論を出すまでの審査の経過であります。

次に、各請願について結論を導くに至った基本となる考え方について申し上げます。

まず第一に、原子力発電が石油の代替エネルギーとして開発しなければならないかどうか、という点についてであります。

現在、わが国において運転中の原子炉は21基、電力にして約1,500万キロワットを供給しているのですが、原子力発電の開発は、わが国のエネルギー政策上、最も重要な国策として取り上げられ、将来に向けて着実に推進しなければならない課題とされているところでもあります。エネルギー資源が乏しく、エネルギー供給の大部分を輸入による石油に依存しているわが国においては、その代替エネルギーとして当然、開発しなければならない主要なエネルギー源の一つであるからであります。（「よし」と言う者あり、拍手）

次に、原子力発電所の安全性の確保は、国において十分に確立されているかどうか、という点についてであります。

ご承知のとおり、原子力発電は、原子力の平和利用の基本となるものであります。しかしながら、現実に原子力発電所の建設が具体化したしますと、関係する地域において安全性や放射能公害などについての疑問や不安が生じてまいります。これは、原子力発電が何分にも高度で、しかも専門的な科学技術の集積であるがために、十分な理解が得られないところにその原因があると思われます。

国の原子力行政は、1号機の運転開始当時と比較して、通産省及び原子力安全委員会による安全審査のダブルチェックが確立されていること、環境影響調査及び地元住民への周知の徹底が図られること、運転管理専門官が常駐されていることなどによって、安全性を確保するための対策が当時と比較して格段に進展している状況にあることなどを考えると、原発の安全性の確保は、国

において十分責任をもって対処されているものと判断できるものであります。（「そうだ」と言う者あり、拍手）

第三に、環境放射能に対する監視体制が十分に整えられているかどうか、という点についてであります。

県においては、原発1号機の運転開始前から計画的に環境放射能の測定を実施しておりますが、運転開始以来、変化は認められていないのであります。また、今後においてもモニタリングポストの増設、*6テレメーター化など、環境放射能監視体制の強化を計画しており、監視体制は十分整えられているものと判断できるのであります。

最後に、防災対策は、十分であるかどうかという点についてであります。

このことについては、県地域防災計画を補完運用するものとして、新たに作成された原子力防災計画案が事実上運用されており、従来にも増して充実されたところでもあります。これは、米国スリーマイルアイランドの原発事故を契機に、防災対策の早急な整備強化が提起されたため、県としても計画の見直しに当たられたのであります。その、計画の見直しに当たっては、国の防災指針に基づきながらも、できる限り本県独自の実情に即した実効性のある計画にすべく努力が払われたところであり、この計画が円滑に実施されれば、実効性のある措置が講ぜられるものと判断できるのであります。

以上のとおり、結論を導くに至った基本となる考え方についてご報告いたしました。これらの観点から判断し、当委員会といたしましては、お手元に配付されている請願審査結果表のとおり、結論を出した次第であります。

ここで、審査の過程において、原発反対の立場から出された意見について付言をいたします。

- 1 原子力発電所の安全性の確立について国及び中国電力株式会社に申し入れること。
- 2 原発放射能による魚介類への影響につい

*6 遠隔自動データ収集装置のこと。大気汚染の「常時監視」をおこなう。

て調査研究を促進すること。

- 3 微量放射能の遺伝的影響について調査研究に取り組むこと。
- 4 原発運転時（平常時）、異状時の放射能被曝対策を確立すること。
- 5 原発建設地の地震に対する観測体制を確立し、地震対策を進めること。
- 6 放射性廃棄物の処理処分及び廃炉についての対策を確立するよう国に要請すること。
- 7 原発の安全性についての県主催による公聴会開催について検討すること。

以上のとおりであります。

なお、委員会において少数意見が留保されたことを御報告いたします。

さて、本日をもって特別委員会の任務は終了するのでありますが、県議会といたしましては、今後も引き続き各常任委員会において、原子力発電に係る所管事項については建設的な意見具申をお願いしたいのであります。

最後に、本特別委員会に寄せられた県当局並びに関係の方々の御協力に感謝申し上げるとともに、委員会運営に関連し、一部トラブルが起こったことに対しまして、おわびを申し上げまして、島根原子力発電所対策特別委員長の報告を終わります。（拍手）

議長（桐田晴喜君）

次に、本件については、岩本久人君から会議規則第74条第2項の規定により少数意見報告書が提出されております。この際、少数意見の報告を求めます。岩本久人君。

〔岩本久人君登壇〕

3番（岩本久人君）

私は島根原子力発電所対策特別委員の岩本でございますが、同委員会の構成員である大谷委員の賛同を得まして、同委員会におきまして留保いたしました意見について報告を申し上げます。

御存じのように島根原子力発電所対策特別委員会は、中国電力による島根原子力発電所2号

機増設の申し入れを受けて、これを県議会としてどのように判断するかにこたえるため、従来わが県議会では総務委員会で審議していたものを、昨年の12月県議会におきましてわざわざ、より慎重審議を期するため設置された特別委員会でございます。そして当面最大の任務としては、それまでに県民各層から原発2号機の計画につき各般にわたって提出されていた、請願141件、陳情7件の合計148件の請願、陳情を審議することでありました。

このような経過で発足した特別委員会でありますから、私はそれがいわゆるマスコミ論調でいうところの原発推進派絶対多数下のものではあっても、原発をめぐる現下の厳しい国、内外情勢からそれなりの内容を期待をしていたところでございます。

しかし、この期待は実質審議のその初回から見事に裏切られ、そこでの審議とは、文字どおり名前ばかりで、それはそこに提出されてきた請願書、陳情書類を事務的に処理していくという、まさに国民の基本的権利である請願権をも、県議会の名において一方的に踏みじめる形式的な機関に過ぎなかったのでございます。

そのことのまず一つは審議日程についてであります。

本年1月13日に開催をされた第2回の委員会におきまして、名越特別委員長から提案をされた審議の日程は、それがいまや国論を二分するような重大な原発問題であるにもかかわらず、さらにはまたいまだ全く審議にも入っていない段階でありながら、この特別委員会全体の日程については、同日を含めて5回とし、そして1ヵ月もたたない2月9日には採決するというまさにむちゃくちゃなことでありました。

もちろん私どもはこのことは大変重要な問題でありますので、何としても慎重な審議をお願いしたいという期待する立場、意味からもこの提案には基本的に絶対反対を表明するとともに、せめて

審議の状況を経過を見ながら日程については対応するよう求めたところでありますが、結果としては、委員長が提案をされた常識では考えられないような原案が強行決定になったのでございます。

そこで、ちなみに、その後開催をされました委員会の実情について申し上げてみたいと思います。

まず原発特別委員会は、第1回が12月15日に、正副委員長の互選、そして手続としての継続条項が提案をされましたが、これの所要時間は4時59分から5時1分までの2分間でございました。第2回の委員会は、1月13日に開催をされまして、審査日程、方法等について議論がされました。この日の所要時間は49分でございます。第3回目の特別委員会は1月26、7日に行われました。審議の内容としては、請願内容そのものについて執行部から説明を聴取するという形でございましたが、初日が1時間30分、2日目が3時間53分ございました。第4回目の特別委員会は、2月2日、3日に行われまして、その内容は執行部との質疑でございました。時間的には2時間40分と、2日目が3時間31分でございます、そして委員長にしてみれば、最初からの予定でありました2月9日の委員会におきましては、148件という大変膨大な請願、陳情でありましたけれども、わずかに20分間で事務的に処理をしたということでございます。

また、その後2月県議会に提出をされました請願は、先ほど委員長の報告にもありましたように請願44件、陳情2件の46件でございますが、この審査につきましては、その方法を含め3月13日に3時間行われただけでございますが、私は特にこの時間的な問題で強調しなければならないと思いますのは、先ほど私が申し上げました合計十数時間の審議時間も、そのうちの質疑時間の全部とは申しませんが、大多数は原発2号機の増設には多くの未確定な部分、現段階でなお疑問の点が多々あるので、できるだけ慎重な対応をして欲しいと求める意見であったということであり、そのことは先ほどの特別委員長報告の一部にも明らかな

ところでございます。

なお、こうした実質審議を否定し、形式的な事務処理方式による委員会の議事運営姿勢は、開会後のその後も私どもは委員会の内外におきまして、委員長に対しその是正を要望いたしました、残念ながらついに本日この場に至るまで結果として一向に改善への成果が認められなかったということを、心より抗議するとともに、強くそのことの不当性を指摘するものでございます。

その2つ目は、県民の各界各層よりなる実に200名になんなんとする請願者、陳情者の人たちが、本議会、特別委員会に対して、直接請願理由の趣旨説明等を強く求めたにもかかわらず、それを無視して一方的に拒否したということでございます。

そしてそれは従来からの議会運営の慣行さえも無視したことにもなり、私はそのこと自体大変重要な問題であると思いますし、また文字どおり地元鹿島町の地権者でもある片岡漁民の切実な強い要望をも含めて、すべて問答無用に切り捨てたものでございまして、私は委員会の内部でこの審査に当たっていたものとして、このことがもたらした弊害は、この審査結果を含めてはかり知れないと指摘せざるをえないのでございます。

さらにまた、百歩譲って「せめて傍聴でも」とやむにやまれず訴えた請願者、陳情者に対しては、それに全く耳をかさないばかりか、事もあるように官憲を導入して不当逮捕を強行することによって民意を圧殺、弾圧するに至っては、まさにわが県議会史上の将来にわたって重大な汚点をしるしたといっても過言ではありません。

私はこのような多数の横暴によるきわめて非民主的な委員会運営に対しては、その後において予想をされる審議内容と、そしてそこから引き出されんとするその結論にとっても県民に対して責任が持てないと判断をいたしまして、大谷委員ともども島根県議会委員会条例第6条に基づき、2月9日に特別委員長を通じまして、桐田議長に対し特別

委員の辞任届を提出いたしたところであることは、すでに皆さん御存じのとおりでございます。

以上がいままさに島根県政にとって重大、重要課題である島根原発2号機問題を審議をしたとされる島根原発特別委員会の実態でございます。

したがって、私はこのような経過からも、先ほど名越特別委員長が報告された「時間をかけて慎重審議をして結論を得た」というその基本的な報告部分に対しては、声を大にして大きな異議を表明するものでございます。

そして次に、その各論にわたる内容につきましては、委員長報告の中で「原発反対の立場から出され特に議論になった部分」として述べられておりました。

一つには、原子力発電所の安全性の確立について国や中国電力株式会社に申し入れること。

二つ目は放射能による魚介類への影響について早急に調査研究を行うこと。

三つ目は微量放射能の遺伝的影響について調査研究に取り組むこと。

四つ目は原発平常時、異状時の放射能被曝対策を確立すること。

五つ目は、原発建設地の地震に対する観測体制を確立し、地震対策を進めること。

六つ目は、放射性廃棄物の処理処分及び廃炉についての対策を確立するよう国に求めること。

七つ目は、原発の安全性についての県主催による公聴会や討論会を開催することなどのほか、ここでは特に次の4点について意見の報告を行うものでございます。

第1点は、請願第72号、中国電力のいわゆる地元懐柔工作についてでございます。このことにつきまして、私は当時問題になっておりました佐陀神社の遷宮に対する2,000万円の寄付のほか、本年2月2日のマスコミで報道されました地元鹿島町の対策協に対して中電が行ったとされる3,200万円の寄付について、これは一体何であるかということを、この特別委員会で取り上げたわけでご

ざいます。

議長（桐田晴喜君）

簡潔に。

3番（岩本久人君）

〈続〉この中で特に私は、利潤を追求する企業が、何の見返りもなく1,000万円単位という大金を、しかも要求された額以上に支出をするということは、常識的にはあるはずがないので、委員会の責任で徹底的に調査するよう求めたわけでございます。しかし、委員会では、「本問題は当委員会の審議事項外である」という理由で、この意見は多数決で無視し、全く審議をされなかったということを、これは大変重要な問題でありますから、特に報告するものであります。

第2点は、請願111号や147号、さらには他の多くの審査に当たって、私どもは必要に応じ参考人の意見聴取を求めたのでございます。

私が申し上げるまでもなく、原子力発電所問題というのは、大変複雑でかつ技術的にも科学的にも大変高いものが要求をされていますし、またその解明なくして、本問題の解決は不可能でございます。

したがって、私どもは、請願の審査に当たっては、何度となくその道の専門家を参考人と呼んで、意見を聞くことを求めましたが、これまたすべてからく多数決で退けられたため、それぞれの請願が求めた中で、幾つかの点については、いまだ解明をされないまま、強引な判断がなされていることを指摘いたし、報告せざるを得ません。

第3点は、請願第50号、第133号、第216号その他に関する防災対策についてであります。

このことの一つには、いわゆる原発の防災対策地域だと線引きをなされた10キロメートルとは、果たして妥当な数字なのかどうか。また、その範囲内にある県庁に県の災害対策本部を設置しても問題はないのかどうか。

二つ目には、請願第80号、61号、154号、101号その他で強く要望しているいわゆる避難訓練の

実施について、それぞれ原発災害という特殊な防災対策には絶対に欠かせない問題として、県の明確な判断を求めたところでございます。

しかし、県の防災対策は、一口で言うならば、あくまでも国の指針に基づいているので、県独自で責任ある答弁は不可能であるという結論に達しましたので、それでは現在における国の原子力行政の責任者を招いて、意思を聞くことを求めたのでありますが、これまた「その必要はなし」ということで多数決で押し切られたことも、大変残念なことではありますが、報告をしないわけにはありません。

第4点は、請願第59号にかかわる原発建設についての住民投票の実施についてでございます。

御承知のように去る3月8日、高知県の窪川町では、原子力発電所立地の事前調査めぐり、原発反対派住民が請求をした藤戸進町長解職の是非を問う住民リコール投票が実施をされ、その結果、解職賛成が過半数を上回り、リコールが成立をいたしました。

このことは、議会の意思に沿った町長の意見と実際の住民の総意が大きく食い違ったことであり、そのことはわが県にとっても絶対に例外であるとは言いきれないはずでございます。

私はこうした窪川町や、お隣山口県は豊北町での例を取り出しまして、島根原発2号機の設置に当たっても、住民投票等を実施するよう、強く求めてきたところでございますが、これまた反対多数で葬られたということを報告するものでございます。

議長（桐田晴喜君）

簡潔に。

3番（岩本久人君）

〈続〉最後にもう一度訴えますが、本特別委員会に付託をされた請願、陳情は194件、実に200件にも上るという膨大なものでございました。

したがって、一つ一つの請願、陳情の審査に当たっての各論では、報告をしなければならない

ことはまだまだたくさんありますが、それらのことにつきましては、この後の質疑の中で明らかにされるでありましょうから、私はあえてこの場では具体的には差し控えるということを申し上げておくものでございます。

以上、いろいろと特別委員会で私どもが留保した意見について申し上げましたが、結論的に一口で言うならば、本日のこの本会議に上程をされている請願、陳情の審査結果というものは、その審査そのものがきわめて不十分なものであるということ、その審査に直接参加した者として責任を持って強く指摘をいたします。（拍手）したがって、各位にあっては、そのことを十分心していただきまして、ぜひとも慎重なる御判断を賜りますように心よりお願いをし、少数意見の報告といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（桐田晴喜君）

これより委員長報告及び少数意見の報告に対する「質疑」に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。山崎重利君。

〔山崎重利君登壇、拍手〕

7番（山崎重利君）

社会党の山崎でございます。私は島根原子力発電所対策特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず第一に、審議の経過についてであります。

ただいまわが党の岩本議員も報告をしておりますが、「慎重審議に向けての体制を固めたところであります」と委員長報告の中にありますが、従来より請願については、紹介議員やあるいは請願者からその内容や意見を聴取することは、慣行とされてきたところでありますが、今回は全くそのような事実はなく、警察権力まで導入して請願者を排除しましたが、「慎重審議に向けての体制を固めた」ということは事実には反するのではないかと思うのであります。

今回、請願者からの内容説明や意見を聞か

かった理由についてお伺いをいたします。

次に、審査に当たっては「県当局からの説明を受けたのであります。」とありますが、このような勤労県民にとって、生存権にかかわる重大な問題を、原発推進論者である知事の指揮監督下にある知事部局の職員の説明であれば、その説明の範囲も限定され、いかに1件ごとに詳細な説明を求めたといいたしましても、不公平な説明と意見に終始することは当然であります。なぜ、1名あても賛成反対の意見を持つ学者等からの意見を求められなかったのかお伺いをいたします。

次に、具体的な審査の内容についてでございます。

まずその一つは、請願55号、73号、106号についてであります。

原発1号機が重大事故を起こした場合、島根町加賀付近、出雲市今市付近、松江市の中心大橋付近における放射能の被曝量と人体への影響をどのように審査されましたか。

二つ、請願60号、63号、66号、67号、75号、97号、99号、109号、117号、120号、122号、137号、139号、141号、198号等についてであります。微量放射能や原発放射能が人体、魚介類、植物に与える遺伝的な影響についてどのように審査されましたか。本当に影響はないのかどうか。イ貝から検出されたコバルト60は原発のものかどうか審議されましたか。どのような資料によって審議されましたか。

三つ目、請願61号、80号では、避難訓練の実施を求めています。なぜできないのか、結論となった理由についてお伺いをいたします。

四つ目、請願64号。

核エネルギーの平和利用からの転用による核武装化の動きは80年代の世界の趨勢になろうとしております。第一に使用済み核燃料再処理工場は、事故続きで、すでに廃炉の状態にあると聞きますが、プルトニウムが精製され始め、これによって核弾頭や核爆弾も製造が可能となるわけでありま

す。またウラン濃縮工場も完成をしており、それからも核兵器の製造可能です。

このような情勢を見ますとき、平和利用、軍事利用の間に明確で動かしがたい境界を設けない限り、平和利用自体がきわめて危険な存在となります。したがって、原発建設を中止されたいとの請願であります。どのような説明があり、どのような意見があったかについてお伺いをいたします。

五つ目、請願57号、62号、123号についてであります。

核燃料輸送車の耐熱、耐久、事故対策についてはどのような対策が立てられているか、審査された内容についてお伺いをいたします。

六つ目、請願68号。

1号炉の運転だけで温排水による海水温度が著しく上昇し、うるみ被害等、漁業被害が出ているとのことですが、2号炉建設によるうるみ現象の予測はどのような資料に基づき審査されましたか。また、被害はどの程度判断されましたか。

七つ目、請願71号、76号、83号についてであります。

原子力発電所が軍事攻撃を万一受けたときの耐久力や周辺地域に及ぼす被害について、どのような審議がされましたか。

八つ、請願72号。

原発の推進を図り、建設するための住民工作は、莫大な税金の支払いや、企業からの保証金、また、さまざまな行事等に対する寄付金であることは周知の事実ですが、本件について、中電や地元からの意見や事実関係はどのように調査をされましたか、お伺いをいたします。

9番、請願78号。

ウランがどれくらい埋蔵されているか調査されましたか。ウランがなくなったらどのような対策が考えられているとの説明を受けられましたか伺います。

10番、請願81号。

委員長報告の中でも「石油の代替エネルギーとして当然開発しなければならない」と述べられていますが、果たして石油の代替エネルギーになり得るかどうか、政府の「*7長期エネルギー需給暫定見通し」によりまして1985年に代替し得る石油の量は、計画どおり原発が建設されたとしても6.7パーセントにしかすぎない。さらに、原発の設備利用率はきわめて悪く、74年度から79年度までの5年間の平均設備利用率は48.2パーセントと50パーセント以下であり、運転開始後年々急速に設備利用率は低下をし、平均設備利用率は30パーセント、耐用年数も現状からよく見て15年と言われ、この面からだけでもエネルギー収支、発電コストともに採算が成り立たないと言われています。

さらにウラン探鉱、採鉱、精錬、形成加工等、核燃料サイクルに費やすエネルギーは莫大なものであり、さらに高レベル廃棄物の処理、処分、廃炉の処理と半永久的な管理に要するエネルギーは、算出困難なほど莫大になり、これらを考えると、原発のエネルギー収支はマイナスになり、石油の代替エネルギーとはなり得ないと言われておりますが、島根原発1号炉で幾ら石油が消費されているとの説明があり、審議されましたか。

11番、請願89号。

原子力発電所の排気筒から放出される放射性気体廃棄物の内容について、どのような審議がされましたか。また、年間どれくらい放出されるか、審議の内容について伺います。

12番目、請願96号。

原発による事故や放射能漏れについて、どのような論議がされましたか。

13番、請願100号。

使用済み核燃料が現在幾らあり、どういう状態であるか。また、撤去の時期はいつごろになるか、審議の内容について伺います。

14番、請願102号。

原発1号炉が建設される際、島根大学の博士先生は、「放射性廃棄物は食べても安全だ」と鹿

島町民に話され、また、中電も政府も原発からの放射能漏れはないと盛んに宣伝をされていたとことであり、これに対し1976年から島大公害研の方々は、ムラサキツユクサを原発の周り——武代、名分、南講武、北講武、御津、松江市、島根大学に植え、実験が始められました。

ムラサキツユクサは5月から10月にかけてきれいな紫色の花を咲かせる。一つの花には雄しべが6本あり、たくさんの毛が生えております。その細胞は普通紫色をしていますが、放射能が当たると突然変異を起こし、ピンク色に変わり、そして1977年、当時京都大学の市川定夫氏の指導を受けて、その突然変異率は「鹿島町が松江よりも多い」という実験結果が発表されていますが、この実験データが審議されましたかどうか、その内容について伺います。

15、請願103号、115号、132号についてであります。

風力発電の開発研究についてどのような質疑、討論が交わされましたか。

16、請願104号。

地震により原発が大災害を起こした場合、松江市内の状況についてどのような予測のもとに審議されましたか。

請願107号、強力な熱エネルギーのため、機械の破損による大事故の可能性は非常に高く、原子炉内での作業は1人数十秒というもので、*8被曝率も非常に高く、資源エネルギー庁の公表した78年度労働者被曝によっても、71年以降の平均被曝線量の増加率は平均40パーセントに比べ、79年は一気に62パーセント増の驚くべき*9被曝線量となっております。特に電力会社の社員に比し、下請労働者の被曝が高く、とりわけ福島第一原発においては0.74レムと、ついに非職業人の——一般の人の許容線量である年間0.5レムを大幅に上回る事態と公表がされております。

島根原発1号機の今日までの労働者被曝の実態についての審議資料は、どのような資料によっ

*7 政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じた時に、実現されるであろう将来のエネルギー需要構造の見通し。

*8 人体が放射線にさらされること。

*9 事故被ばく、職業被ばく、医療被ばくなどによる被ばく放射線量。グレイ（Gy）、シーベルト（Sv）の単位で示す。

てされたかお伺いをいたします。

18番、請願125号。

原発1号炉が建設される際、島根大学教授理学博士、岡教授は「放射性廃棄物は食べても安全だ」と発言されたと聞きますが、調査した上で審議されましたかどうか。

19番、請願126号。

企業秘密ということで、ほとんどの資料が秘密にされ、原子力基本法の公開の原則が崩されています。主客転倒と言うべきで、今回の審議に当たって中国電力を呼んで審議をされたかどうか伺います。

20番、請願129号。

ブリの回遊が減少したことと、温排水による影響について、どのような調査がされたか、あるいはどのような資料により討議されましたか。

21番、請願131号。

水車発電の県下での実用化についてどのような説明と意見がありましたか。

22番、請願135号、209号について。

原子力施設は寿命がせいぜい20年と想定されています。減価償却は10年余りで済みますことになっていると聞きますが、電力会社は30年くらい稼働させたい意向のようであります。

わが国の原子力発電所は、運転開始後5、6年たつと、事故の続発でことごとく設備利用率がゼロに近づいている現実を見ますと、老朽化しながら20年も、まして30年も稼働させることは、きわめて無謀であると言わなければなりません。それにしても長くても30年たてばスクラップ化すほかない。政府や独占資本はこの放射能で汚れた廃炉を分解処理することは考えていないと言われます。原子炉を囲むコンクリート建ての中に、むしろ放射性廃棄物をいっぱい詰め込んで、入り口やすき間はさらにコンクリートでふさいでおく考えのようであります。

しかし、コンクリートは、ほとんどひび割れができる、あるいは風雨や雪にさらされ、地震に揺

られて中の放射能がいつの日か漏れ出さない保証はないと思うのであります。

巨大な原子力発電所の廃物が立ち並ぶ日本列島のあちらこちの海洋周辺は、人々の近づくことのできないゴースト・タウンになりはしないだろうかと大きな不安がつきまとっているための請願であります。廃炉の処分管理について、どのような資料に基づいて審議をされましたか、お伺いします。

23、請願215号についてであります。

防災計画の全戸配布の実施につきましては採択されておりますが、防災計画を認めるということは、原発が安全でなく、災害の起こることを認めている証拠であります。どのような討論によって採択をされましたか、お尋ねをいたします。以上をもって私の質疑を終わります。(拍手)

議長（桐田晴喜君）

名越特別委員長。

〔名越隆正君登壇、拍手〕

35番（名越隆正君）

山崎議員の質疑にお答えいたします。

まず、審議の経過についてであります。

審議の経過についてお尋ねになりましたが、今回提出の請願の内容が非常に重大な事柄であり、しかも膨大な数であります。これらのことについて能率的に事実を忠実に審議できる方途など、総合的に勘案し、委員の方々の意見を聞き、審議の方法を決定した次第であります。

次に請願55号、73号、106号についてお答えします。

原発1号炉が事故を起こし、放射能被害が出たという事実は審査の結果ありませんでした。また、国の原子力委員会は、原子力発電所から周辺へ放出される放射能による周辺住民の被曝線量目標値を、法令で定められている許容被曝線量の100分の1に当たる年間5ミリレムと定め、常時厳重なチェックが行われていること。さらに県においても島根原発1号機運転開始から計画的に

環境放射能等の測定を実施し、運転開始前と変化は認められていないことが審査されました。

このことは、国及び県の資料あるいは説明等によって明らかにされたところであります。

次に、請願60号、63号、66号、67号、75号、97号、99号、109号、117号、120号、122号、137号、139号、141号、225号についてお答えいたします。

環境に与える影響については、理学、工学、農学、医学の各分野の研究者の協力が必要で、国においては放射線医学総研が中心となって行われており、国で総合的に進められること、また、コバルト60の点につきましては、核実験を含む^{*10}バックグラウンド値に相当する微量値で問題はないとする見解が示され、この趣旨を了として審査されたところであります。

次に、請願61号、80号。

避難訓練は住民に対する指導性を確立するための範囲は別として、防災従事者による訓練を実施し、また、住民に対しては防災計画でわかりやすく説明した県広報の発行や集会等でのスライドの利用により対処を考えているので、現在、住民を含めた避難訓練は考える必要がないとする見解が示され、この趣旨を了として審査されたところあります。

請願64号。

国の問題であります、本委員会で結論を出す性格ではありませんが、過程としては、通産省の高島統括審査官が、国内外から査察をして転用にならないよう確認しており、安全審査の段階でも、軍事転用にならないことの確認を条件にしていることも説明を得たところであります。

請願57号、62号、123号。

国内関係法令の技術基準、運輸省令に定める運搬規則によって十分安全は配慮されていることの資料あるいは説明が提示され、これによって審査が進められたところあります。

請願68号。

原発2号機運転後は、温排水が3倍になるの

で、うるみの発生地域は2.9倍になり、漁業被害は種類によって、時期、場所に異なるものとする結果が示され、これによって審査が行われたところであります。

請願71号、76号、83号。

原子爆弾関係の事項については、県の段階では予測が困難と解しております。

請願72号。

事業者が地域に協力する趣旨から行った行為と解しております。

請願78号。

昭和54年度原子力白書によると、昭和60年代の必要量は確保済みであるとあるが、それ以後の必要量については、長期安定供給の施策が必要とされております。なお、島根原発の場合、国と電力会社の努力により確保されると解しております。

請願81号。

石油の消費量を計算することは困難であると解しております。

請願89号。

島根原発では、排気筒のところで常時放射能を測定しておりますが、現在まで気体放射性廃棄物の放出状況は検出限界以下であると解しております。

請願96号。

島根原発1号機は、運転開始以来、数回の故障はあったものの、放射能漏れを起こす事故は発生していないと解しております。

請願150号。

現在、使用済みの燃料はプール内に284本貯蔵してあり、今後再処理施設へ搬出される計画で、県においては立地県と共同で国に対し要望中であります。

請願102号。

ムラサキツユクサは、自然環境条件の変動に対しても敏感であり、直ちに放射線と断定することは早計と解しております。

^{*10} 放射性物質の放射線量を計る場合、初めに放射性物質がない状態で計測する（その計測値がバックグラウンド値）。それは自然状態でも周辺の放射線が計測値に含まれるため。その後対象の放射性物質を計りバックグラウンド値を引けば対象の放射線量が計れる。

請願103号、115号、133号。

ローカルエネルギーに対する認識と関心を深めることは必要であり、県においても本年度において県内におけるエネルギーの需要量、ローカルエネルギーの賦存量を調査しており、来年度においても開発利用の具体的な調査が行われると解しております。

請願104号。

国の安全審査が十分検討され、安全性の確保が図られていると考えております。防災計画上は、海岸部、いわゆる船舶による避難等も全部盛り込んで計画がされております。

請願107号、218号。

従事者の許容被曝線量は、法令等により、3ヵ月3レム、年間5レムと定められており、この被曝実態は電力会社より国に報告され、原子力安全委員会月報で公表されておりますが、この報告内容によれば、許容被曝線量を十分下回っているのです。

請願125号。

廃棄物は、国の基準に基づき、住民に影響のないよう管理されていると理解しております。

請願126号。

原発関係資料一切の公表については、企業によって限界があり、電力会社を呼ぶ必要はないと解しております。

請願129号。

いわゆるうるみ現象は、物理現象であって水産資源への直接影響は、放水口近くの網漁業、ワカメ養殖漁業等を除けないものと解しております。

請願130号。

原子力発電所は、国による厳重な安全審査と厳しい検査を経て建設され、また運転開始後も定期検査等の実施により安全性が確認され、国からの専門官も常駐し、厳しい監督のもとに運転されているので、安全性は確保されていると理解しております。

請願131号。

ローカルエネルギーの開発研究は必要なことでありますが、地形上の問題、投資の面等、今後、総合的な検討が必要であり、当面実用化の考えはないと解しております。

請願130号、228号。

原子炉の処理について、国においては、外国における小型原子炉の廃炉事例等を参考に現在処理方法の研究開発がなされており、この成果を踏まえ、原子力安全委員会の判断で最良の手段がとられるものと解しております。

215号。

防災計画についての印刷物を全戸に配布してほしいとの請願を採択したのは、地域住民の原発に対する不安を取り除き、理解を得るものであり、全員の賛成によって採択されたものであります。以上であります。(拍手)

議長（桐田晴喜君）

長谷川仁君。

7番（山崎重利君）

議長、議長。

議長（桐田晴喜君）

答弁漏れですか。

7番（山崎重利君）

再質問。

議長（桐田晴喜君）

再質問——。

7番（山崎重利君）

はい。

議長（桐田晴喜君）

許します。

〔山崎重利君登壇、「簡単に」「早くやれ」と言う者あり、笑声、「簡単に」と言う者あり〕

7番（山崎重利君）

再質問をいたします。

請願第60号、63、66、67号、これは略しますが、2番目の問題でございます。

いま、コバルト60の件については余り問題がな

いと、こういうようないま審査の結果のようでございますけれども、福島原発の周辺におきますところの海流からの漏れ、また、アメリカの原発周辺の海底からコバルト60が検出されておるという報告もあります。また、このことについて、県の原発調査委員会の参考人として出席された賛成派の先生の中でも、温排水に放射能がたれ流しになっていることと、あわせてコバルト60の検出があることを認めておられるというように聞いております。

さらに量は、福島原発では年々増加しているということでございますが、島根原発では、蓄積量は年々ふえるのではないかと、このようにまあ憂慮しておるところであります。この2点について審議をされたかどうか、ひとつお伺いをいたします。

2点目の問題といたしまして、この2号炉の建設によるうみ現象の予測のまあ問題でございますけれども、うみ発生は従来よりも約3倍近くになるであろうと、こういう御報告でございます。この129号の関係では、放水口付近の近くで漁業やワカメに若干の影響があるぐらいで、まことに影響は全くないかのようないま報告でございますけれども、地域も3倍近くにもなるというのに、そう大して影響ないんだと、こういうことは少し調査が粗漏ではないかと、このようにまあ、私思うんですが、その点について委員長さんの、もう1回ひとつ御見解を聞きたいと、このように思います。（「短かいなあ」と言う者あり、笑声）

それから、委員会の審議の経過っていいですか、これをひとつもう1回お願いします。

もう1点お願いしますが、原発1号炉で石油を消費するのは全くわからないと、まあこうおっしゃっておるんですけれども、今日原子力発電所を開発しようとする主な理由は、ほとんど石油に代替していこうと、こういうことがまあ言われておるわけでございますが、それでは石油の消費量がわからぬのにそのことの理論というのは成り立たぬじゃないかと、こう思いますので、その点についてどういう議論がされたか、ひとつお伺いをいた

します。

以上、3点でございます。

議長（桐田晴喜君）

名越特別委員長。

〔名越隆正君登壇〕

35番（名越隆正君）

委員長の審議の過程でお話し申し上げましたが、反対の立場に立っておる委員の方からは、そのような質疑が出ておりませんので、委員会としてはそういう審議はしておりません。（「了解」と言う者あり、拍手）

議長（桐田晴喜君）

長谷川仁君。

〔長谷川仁君登壇、「しっかりやれよ」と言う者あり、拍手〕

24番（長谷川仁君）

委員長報告に対する質疑を行います。

今回の特別委員会に多数の請願、陳情が提出されたことは、県民、なかんずく原発周辺住民の生命、財産、環境に及ぼす影響の大きさを物語るものと思います。したがって、その審議の慎重性、徹底性が特に要求されるものであります。

委員長報告によりますと、島根原子力発電所2号機増設に反対する立場の請願は全部不採択になっておるという特徴がございます。

そこで、委員長に伺いたいのは、第1点は、審査の方法についてであります。

先ほどの質疑の重複を避けまして伺いたいと思います。

審査に当たって、県当局の説明を入念に聞いたと、こういうふうにご報告がございましたけれども、説明のなされた時間、聴取された時間は、どのぐらいの時間をかけられましたか。まず第1に、お伺いしたいと思います。

一方、請願者の補足説明を拒否されたのはなぜでしょうか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

委員長もご存じのとおり、1月12日に、日本共

産党島根県委員会は、文書で申し入れを行いました。さらに、再度、2月9日には、請願者の代表が徹底審議と補足説明を委員長に求めたところがあります。

このときには、委員長も、その必要性を認め、「委員会審議が駆け足の印象を受けられたと思いますが」と、こういうふうに、その審議不足を認められておったのであります。このような片手落ちの運営が、審査が十分に尽くされたというふうには考えていらっしゃるのか、伺いをいたしたいのであります。

第2点は、県議会への警官導入についてでございます。

1つ、警官導入という県政史上大汚点を残した責任を、委員長はどのように考えておられますか。

2つ、だれだれが、いつ警官導入を要請されましたか。

3、前日にもあらかじめ申し入れがあったと聞きますが、間違いございませんか。

4、警官導入された原因を、どのように考えておられますか。

委員会の非民主的な運営に大きな要因があると言われますけれども、委員長の見解を伺いいたします。

第3点は、原子力発電所の安全性について審査内容を伺いしたいと思います。

安全性の問題は、原子力の平和利用の基本となるものと報告されているように、最も重要問題であります。そこで、現在軽水炉は安全性が実証されているという認識を委員会は持たれたのかどうか、特に、一昨年のスリーマイル島原発事故の重要な結論の1つに原発プラントは十分安全であるとする態度は改めなければならない、ということでありました。これは、委員長も御承知のとおりであります。

それを受けて、委員長報告でも、スリーマイル島事故を契機に防災対策が進められてきたと報告されています。これによりますと、安全性が実証

されていないことを、委員長みずからが認めておられるようでございます。

一方、審査結果では認めていないようでございます。先ほど申し上げますように、原発に反対のは全部とっていいほど不採択になっておるという事実。

したがって、このような内容について、審査の内容を明らかにしていただきたいと思います。

さらに、委員長報告では「安全性や放射能公害の疑問や不安が生ずるのは、原子力発電が何分にも高度で、しかも専門的な科学技術の集積であるがために、十分な理解が得られないところに原因がある」と言われました。しかし、請願者の中には、日本科学者会議の科学者の先生方や、体で被害を受けてきた漁業者の方々があります。この請願者の意見陳述の要請を却下し聞く耳を持たぬ委員会審議こそ、その大きな原因をつくり上げているのではないのでしょうか。この点について委員長はどのように受けとめていらっしゃいますか伺いをいたします。

また、日本の安全確保対策は、アメリカに比べて非常に不十分であると聞いております。比較検討されましたか、検討されたとすれば、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

第4点、環境放射能に対する監視体制と住民の安全確保についてであります。

請願第188号などで出されています1号機の排気筒に取りつけてある測定器及び、中国電力島根原発敷地内のモニタリングポストを、衛生公害研究所の環境放射線監視テレメーターシステムに取り入れる問題であります。

放射能の放出源がテレメーターでキャッチできれば、住民の安全確保にどれだけ役立つかわからないことは、当然の理であります。そこでテレメーターに直結することに反対する理由は見つかりませんので、これを不採択にされました理由を、お聞かせいただきたいと思います。

第5点は、防災対策についてでございます。

請願第46号、その他、多くの請願で取り上げられているように、アメリカのスリーマイル島原発事故調査報告では、新設原発は人口密集中心地から少なくとも10マイル、すなわち16キロ離すべきことが指摘されております。島根原発の場合、松江市の中心と約8キロしか離れていないことが、重大問題と指摘されておるのであります。

1 そこで、防災対策は、県の原子力防災計画案で、事足りると判断したとなっておりますが、防災対策の範囲を基本は半径10キロメートルとしていますが、松江市街地が、真っ二つに分断されることに、住民の批判が出ています。行政単位の防災計画との関連はどのように審査されましたか。また、半径10キロメートルの範囲内でも、30ヵ所の上水、簡水などの水源地がある事実や、飲料水摂取制限の関係など、住民生活には、欠かせない問題はどのように審査されましたか、伺いをしたいと思います。

2 重大事故の災害の大きさはどのように審査されたか、伺いたいと思います。

絶対安全の神話が崩れました、住民の生命、財産を守るためにも大切であると請願は訴えています。

2号炉がスリーマイル島原発と同じ事故を起こし、その上、もし格納容器の一部が蒸気爆発により破損して、大量の放射能が放出され、風が松江市中心方面に吹いていたと仮定したときの災害の状況はどうなるか、審査の内容をお聞かせください。

3 島根原発は、地震予知連絡会議の指定した特定観測地域に入っており、しかも、その南方2キロメートルを東西に走る*11活断層の存在が推定されておるのであります。こうした危険な地点に1号機が存在すること自体問題であり、ましてや、2号機建設が許されるべきではないのは当然のことです。と、請願理由が述べております。

報告では、意見の中で、特に論議の中心になった項目の中に、原発建設の地震に対する観測体制を確立し、地震対策を進めることとなっておりますが、このような地質的問題があっても原発を設置してもよいと判断されたのか、この点について、審査内容と委員会の見解を、お聞かせいただきたいと思います。

第6点は、漁業に対する影響についてであります。

島根半島一帯の海域は、全国屈指の魚介藻類の豊庫と言われておることは、御承知のとおりであります。この真ん中に原発が設置され、大きな被害を受けていますが、この上に2号機の増設には、環境影響調査が当然やらねばなりません。しかし、中電が行った島根原子力発電所2号機環境影響調査書には、欠陥調書と言われるように、環境放射能について全く触れられていないし、漁業に及ぼす影響も触れられておりません。

また、温排水によるうみ現象やプランクトンに与える影響など、全く触れられておりませんが、この点について、委員会は、どのような審議がなされましたか、結論が出された経過もあわせてお伺いしたいと思います。

第7点は、安全協定第4条に基づく、2号機増設の事前了解についてであります。

地元の漁業協同組合及び、漁業者の意見の取りまとめも終わっていない段階でも、事前了解を与えてもよいという立場でしょうか。漁協や地元の漁業権消滅地域の同意なしには、原発はできないはずで、県議会は、漁民の意向を無視して、原発推進の立場を貫くとも言われるのですか、その内容をお聞かせください。

第8点は、使用済み燃料や放射能廃棄物の処理方法についてであります。

使用済み燃料再処理後の*12死の灰の処分法は全世界的に未解決であります。何千年も放射能を出し続ける物体の処理について検討されました

*11 大きな力が加わり地下の岩の層が壊れてずれる現象を「断層」活動と呼ぶ。特に数十万年前以降繰り返し活動し将来も活動すると考えられる断層を「活断層」と呼ぶ。

*12 核兵器や原子力事故で生じた放射性降下物、塵のこと。

か。放射性の弱い廃棄物も海洋投棄が容易にできない現状を見ると、「トイレのないマンション」と言われる原発を、つくるなという多くの請願に対して、委員会の結論はそうではないという結論のようでございますけれども、これに対してどのような対処をすべきと審議の中で検討されましたのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

議長（桐田晴喜君）

名越特別委員長。

〔名越隆正君登壇〕

35番（名越隆正君）

長谷川議員の質疑にお答えいたします。

初めは審査の方法についてであります。

まず、県当局の説明に要した時間は、正確に言いますと、1月26日が1時間30分、1月27日が1時間28分、合計2時間58分であります。

次に、補足説明の拒否については、請願者及び陳情者からの説明聴取のことかと存じますが、この件については、委員会にお諮りして、委員会として決定したものでありますので、ご了承をお願いいたします。

3点目については、委員長報告で述べたとおりであり、十分慎重な審査を尽くしたと確信をいたしております。

次に、警官導入のことについてであります。警察官導入については一括してお答えをいたします。

当日、警察官導入の時点において、私は、すでに委員会室に入っておりまして、直接了知しておりませんので、ご了承願います。

それから安全性の問題について。

1つは原子力発電所は、通産省による安全審査と原子力安全委員会によるダブルチェックを経た上で設置され、運転管理専門官による常時監視など、厳しいの監視とに運転されており、安全性は確保されておるものと理解いたしております。

2番目の審査の内容。

審査の内容については、いかなる地震、洪水、津波にも十分耐え得ることを確認するとか、プルトニウムが変な転用にならないように確認するとか、といった個々の問題について、当委員会において検討いたしました。

住民の疑問、不安の原因については、住民の疑問や不安の原因については、いろいろあると思いますが、今後これらの解消に向かって適切な対処が必要であると考えます。

安全確保対策の日本とアメリカとの比較であります。スリーマイル島の事故の教訓を、わが国の安全確保対策に取り入れたか、といったことについては、審査いたしましたが、特にアメリカと比較しての審査はいたしませんでした。

監視体制の問題であります。排気筒モニターなどを衛生公害研究所のテレメーターに結ぶことについては、県では、周辺住民の安全を確認するためモニタリングポスト等による常時監視を行っており、万一の異常事態が発生した場合でも、県に対して国の運転管理専門官及び安全協定に基づく中電からの通報連絡が行われるほか、常時監視によって速やかに事故等の実態が把握できる体制にあるとのことでありました。

防災対策について。

防災計画は国の業務計画に抵触してはならないとされており、国の防災指針に準拠し、重点的に対策を講ずる範囲は、おおむね半径10キロとしたが、本県の実情を踏まえ、市町村において同一の対策が講ぜられている区域、たとえば松江市の白渦、朝日、松南地区等は関連区域として計画上一同に扱うことにしたと説明を受けております。

なお、他の原発立地県においても、原則として半径10キロメートルで計画を立て、または計画を立てるべく検討が進められているとの報告も受けております。

飲料水の摂取制限についてですが、飲料水に特定した審査は行われなかったのですが、摂取制限の範囲、期間等について県は、「異常事

態の様相、気象条件、放出核種、対象飲食物で汚染状況は異なり、明確にすることは困難である」と説明しております。

重大事故の想定でございますが、国の防災指針は、放射能の拡散は、施設の異常事態の様相、気象条件、居住区までの距離等で異なり、あらかじめ特定することはできないとし、重点的に対策を講ずる範囲を、技術的側面からの検討も加えた上で8ないし10キロに決定したと執行部から説明を受けた次第であります。

地震対策。

原発の耐震性等については、国の安全審査で十分検討され、安全性の確保が図られることになっていると執行部からの説明を受けております。

漁業に対する影響。

環境影響調査書の漁業関係については、国及び県でそれぞれ慎重に検討されました結果、1号機の前例もありますことから、ほぼ満足されるものと聞いておりますが、未解明の部分もありますので、今後調査するよう、中国電力と協議させてまいりたいと考えております。

漁業に及ぼす影響については、温排水は表層を拡散しますので、放水口近傍の網漁業、ワカメ養殖漁業等を除けば、大きな影響を与えることはないと考えられますが、漁業種類によっては、時期とか場所により、ある程度の影響が出るものと聞いております。

うるみ現象について。

温排水により発生するうるみ現象につきましては、2号機が増設されますと、温排水量が最高3倍になりますことから、発生する予想範囲も2.9倍程度になると予想されております。

なお、うるみ現象は物理的現象でありまして、水産資源への直接影響はないと聞いております。

また、プランクトンなどに対する影響につきましては、理論的にはあるわけですが、広い海域から取水し排水するわけですので、水産資源に対する影響はほとんどないと聞いております。

安全協定について。

県においては、安全協定第4条に基づく事前了解については、原子力発電調査委員会の答申と、関係市町長の意見をもとに判断いたしますが、市町村長の意見は、漁業者や関係漁協の意見を踏まえたものであると理解をいたしております。

使用済み燃料についてであります。

使用済み燃料については、昭和54年以来、毎年68体が搬出されており、県の説明では、今後も搬出が継続して計画されているとのことであります。

放射性廃棄物については、海洋投棄等が国において検討され、現在、漁業者や関係諸国の了解を取りつけるための努力が国で行われている段階と聞いております。県としては、国に対して対策の確立を要望中とのことであります。

以上でございます。

24番（長谷川仁君）

答弁漏れ。議長答弁漏れ。

議長（桐田晴喜君）

長谷川君。

24番（長谷川仁君）

答弁漏れ2、3ございますので、お聞き取りいただきたいと思います。

審査の方法の第2でございますけれども、請願者の説明は拒否をなさいましたが、その理由はどういう理由でございますかという質問をいたしましたけれども、委員会が決定をしたということになっております。委員会の決定はお聞きしておりません。その理由はどういう理由でございますかという質問をいたしておりますので、答弁になっておりませんので、答弁を願いたいと思います。

2の警官の導入については、私は当日委員会に入っておったから知らないとおっしゃるんですが、それでは私が質問いたしました内容に全く答弁になっておりません。

もう1回言わせていただきますならば、警官導入という不祥事については、おわびを申しますという委員長報告にはございますけれども、委員

長の責任はどのように考えていらっしゃるかという点、警官導入の要請はどなたがなされたのかという点、委員長が委員会室に入っておるから知りませんという答弁では、答弁になっておりません。前日あらかじめ申し入れがされておったと聞きますが、事実はいかがですかという点です。導入された原因についてもお答えがございませんので、この点お答えをいただきたいと思います。安全性の問題でございますが、いろんな点が御答弁をいただいておりますけれども、軽水炉の安全性が実証されたものであるのかどうかという認識であります。これは委員長報告でも、スリーマイル島の事故から始まって、具体的にはそれが検討され始めた、こういうふうに報告がございますので、実は安全性が実証されたのではないという点、軽水炉の場合にはおっしゃっておるように私たちは委員長報告で承りましたが、一方では、それが全部反対というのが不採択になるという点がございますので、安全性が実証されたのかどうか、その点のお答えをいただきたいと思っております。

それから飲料水の摂取制限でありますけれども、私が指摘いたしましたのは、この県の防災計画の10キロという基準の中にも、30ヵ所以上に及ぶ上水、簡水の水源池があるわけであります。この点についてはどのような対策が立てられていたのかという点について、御答弁をいただきたいと思えます。

議長（桐田晴喜君）

名越特別委員長。

〔名越隆正君登壇〕

35番（名越隆正君）

初めに審査の方法についてであります。補足説明を拒否した理由ということでございますが、御承知のとおり非常に膨大な請願、陳情が出ておりましたので、それを趣旨説明をいちいち受けるということになりますと、大変な時間がかかりますので、委員会の皆さんと相談した結果、今回はそ

の趣旨説明は必要ないと、そのために12月15日に委員会が設立されてから相当の時間、委員の皆さんに請願陳情等の文書表を渡しまして、十分に勉強をしていただくということで、その必要はないということで委員会で決定したわけであります。

警官導入についてであります。委員長の責任はどうなるかということでありますが、まあ一応いずれにしても不祥な事態が起きたことにつきましては、委員長としても委員長報告でおわびをしたとおりであります。

それから、だれがだれにいつ導入要請をされたかということでございますが、非常に当日は混乱をしております。だれがいつの間にどうなったのか（笑声）、私も実はもみくちゃにされておまして、わけがわからないうちにああいふことになったわけであります。（笑声、「名答弁」と言う者あり）

それから飲料水の問題であります。これについては先ほどお答えしたようなとおりでございますが、特別にほかに問題になるような質疑はなかったと記憶しております。

以上です。

24番（長谷川仁君）

議長、再質問。

議長（桐田晴喜君）

長谷川君、答弁漏れと再質問と一緒にしないようにしてください。（笑声）

〔長谷川仁君登壇〕

24番（長谷川仁君）

再質問をいたします。

まず第1点は、請願者の説明拒否の理由でありますが、必要でないというふうにおっしゃっておりますけれども、私は名越委員長にお会いをいたしまして、全員という、請願者全部ということにならないから、請願者の中から代表を選んで具体的に意見を聞くということは、執行部の意見は長いこと時間をかけてやりながら、請願者の意見は一つも聞かないという片手落ちではいかんじゃないかというふうに私は言ったわけでございますが、そ

の中で、理由は聞く必要がないとそれでもお考えになったのかどうか第1点。

第2点は警察官導入ですけれども、委員長は警察官の導入の要請をなさったと新聞で聞いておりますが、知りませんということであれば、していらっしゃるということになるわけでありすけれども、新聞報道が間違っておるのか、委員長はされたけれども、どうも都合が悪いから、中において忘れてしまったとおっしゃるのか、(笑声)これでは答弁になりませんので、事実に基づくご答弁をいただきたいと思います。

それから特定観測地域に指定されておところの地質問題であります、対策が立てられておるというふうに答弁をいただきましたけれども、調査がされたかどうかという点です。また専門家が島根県にもいらっしゃるわけですから、その専門家の意見を聞く必要があったかなかったか、その点については審議の中でどのようにしておったのか、伺いをしたいと思います。

それから最後に、テレメーターに直結する問題でありますけれども、これは中電から通告があると、こういうふうに御答弁をいただきましたが、だれが考えても、あの請願の中にもですね、大きく皆さんが訴えられております。県がテレメーターに直結しておりますのは、原発の周辺の外側だけなんです。そして松江市。あの原発の1番排気筒の放射能の放出源にあるテレメーターが、衛研のあのメーターに入っておれば、1番先何かがあったときにそれがぱっと出る、その側にはどういう影響が与えられるかというふうに、住民から見ればあのシステムが、いま3個具体的には出ているわけですから、当然のことだと思われるわけですが、この点について委員会の中では当然重要な論議がされておると思うんです。また、おらないとすれば、余りにもお粗末すぎると言わなければなりませんので、この点詳しくご答弁をいただきたいと思います。

議長（桐田晴喜君）

名越特別委員長。

〔名越隆正君登壇〕

35番（名越隆正君）

補足説明を拒否した理由ということで再三お尋ねになっておりますが、いま長谷川議員が言われるように人数を限定してというわけにはまいりません。一部の人に説明を聞いて、一部の人説明を聞かんというわけにはいきませんので、委員の皆さんに諮った結果、全部趣旨説明は聞かないということにしたわけでありす。

警官導入のことではあります、これは2月の7日に知事、議長、委員長の名前で要請をしております。

当日は、それが発動するときについては、先ほど申し上げましたように非常に混乱でありまして、私もみくちゃんにされていつどういうかっこうで委員会室に入ったのかわからんくらいでありまして、入ってみたら、もうどやどやということでああいう結果になったわけでありす。

それから採択の監視体制と住民の安全確保については、御承知のとおり審議を先ほど委員長報告で申し上げましたが、なお詳しいことということになりますと、非常に相当数の多いことですので、後でもう一遍読んで長谷川議員の方に御報告をいたします。

議長（桐田晴喜君）

石田良三君。

〔石田良三君登壇〕

11番（石田良三君）

社会党の石田であります、特別委員長報告に対しまして質疑を行います。

まず初めに、先ほど来から質疑がされております審議のあり方について、どうしても私も触れてお伺いしておかなければならないと思うのであります。

委員長報告の中では、特に慎重審議を受けての態勢を固めたということが強調されておりますし、それと同時に10日間以上の日時を置いて県当

局の説明を受けたと、その説明の中で県としては、行政上所掌をしておる事柄は、その間において承知しておる範囲に限ってと、こういう念を押して委員会に県当局は説明しております。

それは請願の内容に、かなり県当局では説明しがたいというものを持っておるということを、私は県当局がきちっと委員会に表明したものだというふうに理解するわけであります。その点は、委員長も先ほども言われますように、1人のああいふ説明を聞いて、全部聞かないわけにいかないという説明でございますけれども、私は委員長に特に伺いたいのは、あなたは数回にわたって請願者の皆さんや、特に先ほども質問がありました9日の警官導入の際も、議員別館の会議室において、お会いになっておった事実がございます。その中で委員長は、非常に請願者や陳情者の意見を了とされて、非常になごやかなムードの中で委員長に抗議と言いますか、要請が続いたというように伺っておるわけであります。

そういう点から言いますと、私は、委員長の本旨は、必ずしも委員会が行ったような多数による強行採決ということだけではなかったんじゃないかというふうに理解をしておった1人であります。

そこで、私はいま質問に入ります前に、名越委員長に改めて申し上げますけれども、委員長の先ほどのわが党の山崎議員の再質問に対しまして、反対派の人たちから質問がなかったから審議しなかったと、こういう答弁でございましたね。

これはあらかじめ賛成、反対を決めて、もう多数によってですね、きょうも冒頭に少数意見を申し述べましたように、もうレールが敷かれておって、反対派から意見がなかったから、その請願者が請願しておったことも一切審議しないぞということに、私はいみじくも委員長が答弁されたのではないかというふうに思うわけです。

この点、まず冒頭に私は重大な問題でございますので、委員長に審議のあり方についての姿勢の問題で、委員長の真意と、そして先ほどの委員会

がたどった経過についての見解をお伺いしておきたいと思います。

それから、具体的な質疑に入らせていただきます。

質疑の第1は請願第136号、*¹³緊急冷却装置の公開実験についての請願でございますが、この請願は委員会におきましては不採択となっております。

私はその不採択になった理由といたしまして、特に*¹⁴ECCSの効果について、どのようなご審議をされたのか、まず第1点伺っておきたいと思います。

第2は、請願第138号についてであります。防災計画における災害時の摂取制限その他についてという項目になっておりますが、特に事故時の飲食物に与える影響をどう調査をして審議をされたのか、この点について特に請願の趣旨がそこに力点がありますので、不採択とされた理由を、特にその審議状況についてお伺いをしておきたいと思います。

第3点は、請願142号についてであります。1号炉運転によりますところの海水温度の上昇に伴いまして、海草が排水口近くからなくなったという地元の皆さん方の御心配があるわけでございます。海草が排水口の近くからなくなったということについての実情を調査をしてほしいということでありますが、これは非常に近くでもございまして、特別委員会日程を割いて調査にでもおいでになったのかどうか、どういう審議がされたのか、お伺いをしておきたいと思います。

第4番目、請願第143号、143号は、原発周辺地域のガン発生率についての因果関係についての請願でございます。原発周辺のガン発生率を、どのような調査に基づき審議をされたのか、お伺いをする次第であります。

第5番目、請願184号は、使用済み燃料撤去についての請願でございますが、*¹⁵東海再処理工場の事故をどのように調査されたり、あるいは審議の過程でどのように委員会としては審議をされた

* 13 事故で原子炉の冷却水が失われる事態になった時、炉心に冷却水を急速に注入する装置。

* 14 非常用炉心冷却装置。

* 15 使用済み燃料の中からプルトニウムを取り出すための、日本最初の核燃料再処理工場。

のか、これが原発1号炉に与える影響については、どのような審議をされたか、お伺いする次第であります。

第6番目、請願186号、スリーマイル島事故の新生児に与えた影響について、どういう資料に基づいて審議をされまして——影響なしということでありましょう、不採択になっておりますが、その審議の状況をお伺いする次第であります。

第7番目、請願199号、人工放射能と自然放射能の違いについて、どういう資料に基づいて審議をされたのか、資料の内容等についておわかりでございましたら明らかにしていただきたいと思います。

8番目、請願201号についてであります、原発の立地点の地盤について、どういう審議をされたのか、お伺いをいたします。

9番目、請願203号、原発1号炉のひび割れ写真は、いろいろ松江市内にもビラ等で出されておりますけれども、あの出されておりました写真そのものは、本物であったかどうかという、非常に疑問が——原発の労組の委員長等の発言等もあって、こういう請願になったわけですが、その写真の真偽について、どのような審議をされたのか、具体的にお伺いする次第であります。

10番目、請願204号、世界的な原発建設の状況について、どのような審議をされたのか、お伺いをいたします。

11番目、請願210号、伊方裁判での藤本証言が島根原発で当てはまるかどうかということについて、委員会においてはどのような御審議をされたのか、お伺いする次第であります。

12番目、請願214号、二重三重の安全装置が本当に働くかについて、これは非常に安全性の問題の中心となる請願であるわけですので、その内容について、どのようにご審議をされたのか、お伺いいたします。

13番目、請願216号でございますが、対策本部

が県庁内で本当によいのか、どういうご審議をされたのか、お伺いをする次第であります。

請願217号、14番目であります、事故時の補償制度の確立についての請願でございますが、この審議内容についてお伺いをいたします。

15番目、請願220号、これは公開ヒヤリングの内容改善についてという内容の請願でございます、全会一致で採択をされておりますが、具体的にはどのような内容改善を国に求めようという議論がされたのか、委員会の審議の内容をお聞かせいただきたいと思います。

16番目、請願219号であります、原発に関する公聴会、討論会の開催につきまして、委員会としてはどのような御議論をされたのか、お伺いをする次第であります。

請願222号、223号、17番目でございます、いずれも*16窪川町のリコールの結果に基づきまして請願をしておるわけですが、この窪川町のリコールの結果について求めている請願の内容については、どのような御審議をされたのか、お伺いをいたします。

18番目、請願226号、原発の事故時の情報把握の必要性についてという内容の請願でございますが、この必要性について、どのような審議をされたのか、お伺いをする次第であります。

19番目、請願227号、特にこれは調査委員会の中に松江市長の意見が反映されていないということについて、請願者が指摘しておることでございますが、最終的に松江市長の見解が聞かれないまま調査委員会の報告を審議をされたのかどうか、これらの審議の内容についてお伺いをいたします。

20番目、請願228号についてでございます、原発と他のエネルギーとの経費について、どういう審議をされたのか、審議の内容をお聞かせいただきたいと思います。

21番目、請願185号、地元が同意を与えていない段階で、電調審及び安全協定4条に同意を与え

*16 80年代四国電力が窪川町（現四万十町）に原発を計画。推進・反対両派で町は二分された。町長が誘致を表明。議会も立地調査を求める請願を採択。反対派は町長のリコールで対抗した（町長は再選）。町は82年原発の賛否を住民投票で決める条例を制定。88年、計画は行き詰まり、町は誘致を断念した。

ることについてという内容の請願でございますが、これにつきましては先ほどもございましたけれども、重ねて委員会の審議の内容を明らかにしていただきたいと思います。

22番目、請願195号についてであります。*17半減期の長い放射性廃棄物の処理について、どのような議論がされましたかにつきまして、お伺いして私の第1回目の質疑といたします。

議長（桐田晴喜君）

この際、しばらく休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後4時20分再開

議長（桐田晴喜君）

それでは会議を再開いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたしておきます。

先ほどの石田良三君の質疑に対する答弁を求めます。

名越特別委員長。

〔名越隆正君登壇〕

35番（名越隆正君）

初めに、長谷川議員の再質問の答弁を先にさせてもらいます。

その前に、警官導入のことについて、私、2月7日に警官導入と言ったような気がしますので、あれは2月7日に警備要請をしたということでございますので、ひとつ訂正をいたしておきます。

それからテレメーターの排気筒への設置については、現行の方法で十分監視が可能であるということであります。

それから地質については、国における安全審査で専門家により十分チェックされるとの説明を了したものであります。

軽水炉の安全性については、先ほど委員長報告で申し述べましたとおり、安全性の確保は国において十分確保されていると判断されたところであ

ります。

さらに申し上げますと、原子力発電所は、通産省による安全審査と原子力安全委員会によるダブルチェックを経た上で設置され、運転管理専門官による常時監視など厳しい監督のもとに運転されており、安全性は確保されるものと理解いたしました。

以上でございます。

石田議員の質疑にお答えします。

先ほど私が山崎議員の再質問に対して、反対派の委員と言ったのは、私の間違いでございまして、委員の皆さんの質疑がなかったということに訂正をさせていただきます。

なお、委員会の開会の前に、反原発の皆さんに要請を受けまして、私3回会いましたが、石田議員の言われるように、なごやかなというわけにはまいりませんで、（笑声）相当私も興奮をいたしましたし、皆さんも相当興奮をしておってやったような状況でございますので、ひとつご了解をいただきたいと思います。

請願136号、*18電気事業法に基づき毎年定期検査が行われ、また通常運転中でも定期的に弁の自動作動試験、ポンプの起動試験等により、異常なしと確認されており、国の検査官あるいは常駐の運転管理専門官によって、ECCSの機能は常にチェックされております。このことは、県の説明あるいは、国、県から提出を求めた資料等により審議され明らかであります。

請願138号、異常事態の状態は、気象条件、放出の種類等によって異なるので、飲食物に与える影響についても一概に論ずるわけにいかないと解釈をいたしております。

請願142号、1号機排水口の近くでは大型海草から小型海草へと変わってきておりますが、これは限られた範囲の変化であり、徐々に拡大するような現象は起きておりません。

請願143号、保健所の調査によっても、県下の悪性新生物による死亡率は周辺市町村が特に高

*17 放射性同位体が放射性崩壊によって、そのうちの半分が別の核種に変化するまでの時間。

*18 電気事業、電気工作物の保安の確保について定めた法律。

いというデータはありません。

請願184号、国に対して、トラブルの原因について照会をしておりますが、国においても事故原因の究明が行われており、これが明らかになったところで対策が講じられるとのことでもあります。当面、1号機に与える影響はないものと考えております。

186号、TMI事故に対するスターングラス教授に対する国の見解を入手しておりますが、結論的にはTMI事故と新生児の死亡率とは直接的な因果関係はないものと判断されます。

199号、原子力委員会からの資料等によって審議を行ったものであります。

201号、立地に当たっての国の安全審査において、地震に十分に耐えられることが確認される仕組みになっております。

請願203号、制御棒駆動水戻りノズルのひびの写真は、国の資料に掲載されているものであります。なお、チラシの写真が同一のものかどうかは承知しておりません。

204号、通産省資源エネルギー庁から出されている昭和56年2月の原子力発電関係資料により、世界の原子力発電設備の運転建設状況を承知しましたが、これで見える限り、国によって事情は異なるにしても、トータルとしては原発の開発は推進されているものと理解しております。

210号、伊方裁判控訴審の内容については承知しておりません。

214号、島根原発の安全性は、国の厳重な審査、監督と中電の適切な運転管理によって確保されると確信をいたしております。

216号、県庁に災害対策本部を設置することについては、絶対安全とは言えないにしても、国の指針を十分検討した上で、相対的には、きわめて安全度が高く、本部機能に支障はないものと判断をしております。

217号、原子力損害賠償制度としては、原子力損害2法があり、1事業所の賠償責任額は100億

円となっており、さらに100億円で不足する場合は、国会の議決で政府が補償的な援助を行うことになっております。

220号、公開ヒアリング制度の改善を求める本請願については、委員全員一致で採択をいたしております。

219号、原発に関する公聴会、討論会の開催については、2号機の増設について原子力発電調査委員会から、すでに答申が出されており、この問題について公聴会を開催する考えはないという県の説明を了承いたしております。

請願222号、223号、窪川町における町長リコールの投票結果については、島根原発2号機問題と直接的なかわりはないものと思っております。

226号、安全協定を防災計画上位位置づけたこと、国の運転管理専門官が常駐していること等から、現時点では考えられません。

227号、原子力発電調査委員会での中村委員の意見の取り扱いについては、慎重に協議された上で答申案が審議されており、問題はないと考えております。

228号、資源エネルギー庁でまとめた55年度運開モデルプラントの発電原価調べによれば、原子力キロワットアワー当たり8ないし9円、石炭火力12ないし13円、一般水力及び石油火力17ないし18円であり、そのことから原発の経済性が判断されると思います。

185号、島根原発2号機の増設に関しては、先般原子力発電調査委員会の答申がなされており、また現在、このことについて市町の意見を照会中であるとの報告を受けたところであります。

195号、使用済み燃料のわが国の再処理については、昭和53年9月に原子力委員会が作成した原子力研究開発利用長期計画に基づき、大規模な民間再処理工場の建設が準備されているほか、その間のつなぎとしては、外国の再処理施設への委託で対処することとされております。

以上であります。

議長（桐田晴喜君）

石田良三君。

〔石田良三君登壇〕

11番（石田良三君）

再質問いたしますが、委員長の冒頭に言いましたのは、陳情者と委員長との話し合いによって、9日の日も、傍聴に委員長と一緒にいこうと、こういう解釈のもとに、委員会室の前まで行って、ああいう事態が生じたと、こういうふうに私も、委員長と話し合った人たちから聞いたわけでありまして。したがって、その場合は、おそらく委員長とのやりとりはそういう意味では、一部傍聴でも入れるというようなお考えに委員長がおなりになったのではないかと、こういうふうに理解をしておるところでございますので、その点委員長の個人的な見解でもひとつきちんとしておいていただきたい。

それから具体的な問題の中で請願136号に対する答弁、それから226号に対する答弁の中に、国の運転管理専門官という言葉が随所に出てくるわけですが、これは島根県に設置をされて現実に原発の中におられるわけですが、少なくともこの人の意見ぐらいは、私は特別委員会でもですね、呼びになって聞かれておるのではないかと、こういうふうに思ったわけですが、一切呼びになっておりませんか。そして呼びになるという委員側からの意見等も出なかったのかですね、そして呼びにならなかった場合には、どういう理由であったのか、再度質問をいたします。

それから請願138号の、異常事態の場合の気象条件等によって云々という答弁でございますが、その答弁の中で、「一概」に論ずるわけにいかないと、こういう言葉がございますが、この「一概」という意味はどういう意味を想定しておるのか、再度質問をいたします。

それから142号の、先ほど私、質問するときにも申し上げましたが、1号炉の排水路付近ですね、海草の異常が見られるという周辺の方々の御心配による請願であったわけですが、現地調査

はなぜされなかったのか、この点についての委員会の審議の内容でございます。再度お伺いします。

それから請願199号、この中で、答弁では、原子力委員会からの資料等によって審議を行ったと、こうなっておりますが、具体的にその資料はどのような資料であったのか、お伺いをいたします。

それから請願201号、答弁の中では、ただいま伺いましたところでは、立地に当たっての国の安全審査において地震に十分に耐えられることが確認される仕組みになっておるということでございますが、その仕組みとはどういうことなのか、ただいまの答弁でそういうふうに言葉が出ておりますので、お伺いする次第であります。

請願204号、これの答弁の中におきましても、世界的な原発建設の状況について質問をしたわけですが、トータルとしては原発の開発は推進されておるという答弁でございますが、そのトータルを具体的にお伺いをしたいわけでありまして。

220号について、これは公開ヒヤリングの内容改善についての制度の問題でございますから、これは全会一致でございますが、私の先ほどの質問の中では、具体的にどのような改善制度を議論をしていただいて全会一致になったのか、この審議の内容を聞いておるわけでございますので、具体的にお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（桐田晴喜君）

名越特別委員長。

〔名越隆正君登壇〕

35番（名越隆正君）

石田議員が2月9日の反対陳情者との話し合いで、私が委員会に行くからというふうな理解をされておるようでございますが、委員会が開会を電話で再三請求してきておりましたので、私は当然委員長として委員会に出席するということを申したわけでございます。反原発の皆さんと一緒にいこうと言ったことは、私は一遍もございません。それはもうものすごいばり雑言の中ですから、言っ

た言っただけでもうワアワアということですね、そのままワツと行かれてしまって、私も洋服を破かれるぐらいに興奮してしまっておるわけでして、ちょっとその辺は誤解のないように、ひとつ。

それから専門官は呼んでおりません。これは委員の皆さんに、そういうことが委員の方から関係者を呼べというような御意見もありまして、そういう意見のある都度、委員会の皆さんにお諮りをして、その必要なしという委員会の決定をされたので、呼んでおりません。

それから138号、「一概」ということでございますが、私はただ簡単に一概にと理解しておりますが、なお、文字的な問題はひとつ辞書でも引いて、後でゆっくりお答えをいたします。

それから現地調査のことにつきまして、委員の方からそういう話が出たか出なかったか、いまちょっと覚えておりませんが、そういうことがあったときにも、いつも委員の皆さんにお諮りして、その結果を踏まえて、そのとおりやっておりますので、ご了解を願います。

それから199号の資料については、後ほど石田議員の方にお渡しいたします。

それからあと、言葉の問題は先ほど言ったようなことでありまして、後ほどまたゆっくりあなたの方に直接お答えをします。

220号の内容についても、これは後ほど速記録のとったやつをよく見て、間違うといけませんので、石田さんの方に後でお渡しします。

〔石田良三君「議長」と言う〕

議長（桐田晴喜君）

石田君。

11番（石田良三君）

いま、これはきょうの請願審査の段階の質疑でございますから、特別委員長、いまの段階で御答弁をいただけないならですね、再度休憩をしていただきまして、答弁を明確にさせていただいて、請願審査の討論なり採決に入っていただきたい。（「必要なし」その他発言する者あり）

議長（桐田晴喜君）

ただいま石田君から議事進行に関する動議が出されました。（「賛成」と言う者あり）

休憩の動議（「議長」と言う者あり）でございますが、これに賛成の方がおいでになりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

この際、休憩をして、さらに継続するようにという石田君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立少数。よって本動議は否決されました。

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより「討論」に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

増野元三君。

〔増野元三君登壇、拍手〕

40番（増野元三君）

私は、委員長報告に賛成する立場から、その理由及び若干の見解を申し添え賛成討論といたします。

第94回通常国会の冒頭におきまして、鈴木首相は次のように述べております。

「最近の国際石油情勢は、*19イラン、イラク紛争の長期化、*20OPEC総会による石油価格の引き上げなど、依然として懸念材料が多く、また、中、長期的にも石油を温存したいとする産油国の姿勢、中東政治情勢の不安定などから緊迫した状態が続く」という石油供給の情勢分析に立った上で、「わが国の基盤の弱いエネルギーの供給構造を、そのまま次の世代に引き継ぐことは許されない。また、自由世界の石油消費の1割を占めるわが国が、エネルギー問題に真剣に取り組むことは国際的な責務である。」と今後のわが国におけるエネルギー対策の基本的方向を述べて、さらにそのための具体的な施策として、まず「第

*19 国境を巡って起こった戦争。1980年9月22日から1988年8月20日まで続いた。

*20 石油輸出国機構は1960年9月14日設立された組織。国際石油資本から石油輸出国の権利を守ることを目的とする。2014年時点では12か国が加盟。世界最大のカルテルと言われる。

一に、石油消費の節約を一層徹底することとし、節減目標量の達成のため、政府は国民各位とともに真剣に努力をする。第二に、省エネルギー及び代替エネルギー関係投資を促進し、国民の理解と協力を求めつつ、原子力を初めとする電源立地の促進に努める。第三は、省エネルギー関係技術や、石炭の液化、地熱、太陽熱利用などの技術開発を進めるとともに、核燃料サイクルの確立の推進、新型炉の開発など、長期的観点に立った原子力の利用について、より積極的に研究開発を進める。」と述べております。

私は、以上の政府のエネルギー対策の推進こそ、日本の経済成長の維持と国民の生活水準の向上を追求していくために、欠くべからざる重要な施策であり、国民挙げて協力し合いながら強力に推進していく必要があると考える次第であります。（「よし」「そうだそうだ」と言う者あり、拍手）

このような重大な時機に当たりまして、島根県民は、島根原子力発電所2号機建設の是非というきわめて重要な課題の選択を迫られているのでありますが、私は、いまこそ冷静な判断の上に立ってこれを推進する決意を下すことこそ、県民の責務であり、良識ではないかと確信をいたしておるものであります。（「よし」と言う者あり、拍手）

以上、私の基本的な考え方を冒頭に申し上げまして、何ゆえに原子力発電を推進すべきかの各論を述べてまいりたいと思います。

その第一は、エネルギーは、日本の経済成長のために、絶対確保しなければならないことであります。

世界の経済大国となったわが国は、エネルギー資源に恵まれず、人口の増大する中で、なお豊かな生活を求めるためには、5.5パーセント程度の経済成長が必要であり、それを支えるエネルギーの安定確保が絶対の要件であります。

かねがね恐れられていた石油危機が、現実のものとなった今日、それに対応する省エネルギー政策や、代替エネルギー戦略が適切に実行され

ないとするなれば、日本経済の成長力を弱め、国民生活向上の希望は打ち碎かれることにもなるのであります。

その第二は、代替エネルギーの中で、原子力発電を優先して選択する必要があることであります。

代替エネルギーとして、原子力、*21LNG、石炭がその中心的役割りを担う考え方は世界の潮流であります。とりわけ原子力が最優先とされていることは、LNGは本質的に資源制約と価格上昇による不確実性がつきまとうことは避けられないのであります。

また、石炭の本格的利用についても、海外炭の開発輸入からスタートして国内の受け入れ態勢を整備するには、どうしても10年以上の期間を要しかつ、大規模な港湾の造成が先行されなければなりません。

この点、原子力発電につきましては、すでに世界で233基、日本で21基が稼働し、この期間におけるトライ・アンド・エラーの積み重ねの中で、その安全性と信頼性はほぼ完成の域に達しているのであります。また、その経済性並びに貯蔵効率は、石油の比ではないことは明らかであります。

このように見てまいりますと、いまこそ原子力発電の有効性と優位性を正当に評価し、石油代替エネルギーとしての位置づけを明確にし、これに総力を結集して取り組む必要があるものと考えます。

その第三であります。原子力発電は安全性が確保されていることであります。

原子力発電の安全性については、日本は、世界で唯一の被爆国であり、発電所の安全審査、建設、運転中の管理には格段の厳しいものを持っており、島根原子力発電所1号機の運転経歴から見ても、その技術水準は世界のトップであると断言してもはばかりません。

昭和54年3月、アメリカのスリーマイルアイランドの事故は、史上最悪のものと言われ、日本の

*21 液体天然ガスの略。天然ガスは-162℃で液体となる。体積が気体の600分の1になるため輸送・貯蔵が可能。

原子力開発に大きな影響を与えました。

これは、事故報告書で明らかなように、システムは正常に作動したが、人的ミスが主となって事故を拡大したものでありました。

しかし、このような事故であっても、放射能が環境に与えた影響は、自然放射能の数パーセント、広島市と松江市の自然放射能の差より低い値であります。全く環境に対しては影響のない結果であったと言われております。

その第四は、放射性廃棄物や使用済み燃料、廃炉の処理、処分等については、近い将来解決ができることであります。

放射性廃棄物の問題については、昭和51年10月、原子力環境センターが設立をされ、低レベルのものについては、試験的海洋処分を近年中に実施すべく、関係方面と話し合いが進められており、その安全性も確認をされております。

また、高レベルのものについても、減容、ガラス固化など研究開発がなされつつあり、陸地処分の試験準備が進められていると聞いております。

また、使用済み燃料の再処理については現在、東海再処理工場に加え、第2工場の建設が計画をされ、廃炉については、極力研究が進められて、日本独自の技術でこれを解決すべく、先日の新聞報道によりますと、水中熔断のテストが成功したとのことであります。

いずれにせよ、これらの処分は現在のところ最終的な処理方法が確立されていない分野もありますが、人類の英知を傾けて近い将来解決されることが期待できるものと考えられます。

第五番目には、防災計画が策定をされたことであります。

防災計画につきましては、委員長報告にありましたように、新たに作成された原子力防災計画案がすでに事実上運用されており、今後とも技術の進歩や社会情勢の推移に対応して、適正な防災体制が確立されるよう整備されるので、現段階では一応対策は立てられたものと私は考えております。

す。

なお、先ほど岩本議員から報告がありました避難訓練を報告に入れるべきとの意見がありました。このことは私は防災従事者が十分に指導性を確立するための避難に伴う各種の処置訓練を、段階的に実施する旨計画に明記されているので十分ではないかと考えております。

第六番目には、原子力発電所の立地は、広く地域の振興に貢献することです。

まず原子力発電所2号機の増設は、電源3法により鹿島町が25億8,000万円余、松江市及び島根町が同額で合計51億円余が交付され、これが地域における公共的な生活、産業基盤の整備や教育文化施設に充当されます。

また、昭和56年度から原子力発電施設並びに電力移出県等交付金が創設をされ、周辺住民のための雇用確保事業等に充てられることになっております。

また、当然のことながら固定資産税も、初年度30億円余になろうかと考えられております。

さらに、2号機の建設に当たっては、雇用は、最盛期が1,500人と見込まれ、かつ2,700億円の工事のうち、工事用資材などや工事の請負額が相当量地元へも発注されることは、間違いがございません。

昨今、景気のかげり現象が見え、日銀では近く公定歩合の引き下げを決定しており、また国の公共事業の前倒し発注など、不況対策が取りざたされている経済の先行不安の中で、原子力発電所2号機にかかる交付金等や建設事業の推進は、まさに本県経済の大きな支えになるものと確信をいたしております。

以上、委員長報告に対する賛成の理由について申し述べましたが、最後に私か原子力発電について最近痛切に思っていること、2点にしばってのみ触れてみたいと思います。

その一つは、スリーマイルアイランド原子力発電所の事故により、新生児の死亡率が急増したとの

研究報告についてであります。

先日、高知県窪川町長にかかるリコール投票の結果、残念なことに原子力発電所の調査を進めようとする現職の町長が敗れました。このリコールには、婦人票の動向が大きく影響を与えたとの報道であります、この婦人票へは、この研究報告が大きく作用したと聞いております。

しかし、この報告に対しまして、すでに2月に科学技術庁が見解をまとめておりまして、「この研究報告を行ったアメリカの教授は、過去における研究についても、アメリカ小児学会や、原子力委員会から否定や批判を受けており、今回においてもペンシルバニア州及びニューヨーク州北部などで新生児の死亡率が急増したという研究報告は正しいとは考えられず、ペンシルバニア州の調査でもこれを否定をいたしております」とのことです。

このように、人類が人工放射能に接してからなお歴史が浅いため、偏向した学者の無責任な発言が一般に大きい影響を与えるものでありまして、これはほんの一例にすぎず、県民は、誤った事実にあらずに惑わされず、原子力発電にかかる正しい知識を身につけることが肝要であり、そのためには国、電力会社並びに県としても不断の努力を払う必要があると痛感いたしている次第であります。

その2つは、昨日の山陰中央新報によりますと、アメリカエネルギー庁長官は、13日、国会において「カーター前大統領がとっていた使用済み核燃料の商業用の再処理を無期延期する政策を改めて、原子力のエネルギー利用や、プルトニウムの生産促進のため、レーガン政権が、使用済み核燃料の商業用再処理を再開をする」旨の方針を明らかにしたことを報道しております。

また、昨日の毎日新聞では、アメリカ原子力規制委員会は、「スリーマイルアイランド原発事故以来停滞していた原子力発電所の建設を促進するための原子炉建設の認可などの手続をスピードアッ

プさせる」との声明を報じております。

さらに、3月11日付の朝日新聞では、同委員会事務局が「スリーマイルアイランド原子力発電所の放射性物質の除去作業は、環境に及ぼす影響が無視できるので、できるだけ修復を急ぐべきだ」とする早期操業再開に向けた報告書を同委員会に提出したことを伝えております。

以上の報道を集約をいたしますと、スリーマイルアイランド事故もすでに2年を経過し、再開に向けて修復に乗り出し、またカーター政権によって抑制されていた原子炉の建設や使用済み核燃料再処理の再開など、レーガンに取って代ったアメリカの原子力発電は、今後力強く、再スタートを切ろうとしているところであります。

このような原子力行政の盛り上がりが見られる中で、島根県におきましては、2号機増設について、2月24日に、島根県原子力発電調査委員会が可とする旨の答申をされたところであります。また、関係3漁協におかれましては、総会において電調審に上程することに同意をする旨の決議がなされたのに引き続き、本日、残る鹿島町、御津漁協臨時総会では、2号機の電調審上程を賛成されたようであります。

私は、このことを受けて鹿島町長や島根町長におかれましては、必ずやゴーの同意を知事に出されることは間違いなく、またすでに松江市長も態度を決定されているやに聞いております。

このような段階におきまして、先ほど岩本議員から島根原子力発電所2号機については、住民投票や公聴会等が否定されたとの報告がございましたが、私といたしましては各界を代表する委員をもって構成された島根県原子力発電調査委員会において十分審議を尽くされ、その答申をすでになされておりますので、このように住民投票や公聴会を開催することは、考える必要はないと確信をいたしております。

そこで知事に要請しておきます。

知事さん、あなたが2号機増設の判断基準とし

て従来から申し述べてこられました諸条件は、地元住民の理解の上に立ってこのように盛り上がってきて機運は熟してきているところであります。（「そうだ」と言う者あり、拍手）県としては、できるだけ早く態度を決定されて、国の要請と国民の期待にこたえることが肝要と考えます。熟慮の段階は過ぎ、断行の時期が到来したと考えております。（「そうだ」と言う者あり、拍手）

以上、委員長報告に対する意見の開陳にあわせ所感の一端を述べて討論を終わらせていただきます。（拍手）

議長（桐田晴喜君）

大谷久満君。

〔大谷久満君登壇、拍手、「がんばれ」「簡単簡単」と言う者あり〕

30番（大谷久満君）

社会党の大谷でございます。私は島根原子力発電所対策特別委員長報告の原子力発電推進の部分に対して、特別委員として審議に加わった状況なども加えて反対討論を行います。

委員長報告の初めに「通産省主催の第1回公開ヒアリングの開催時期とも重なり、県民の原子力発電所に対する関心は一段と盛り上がりを見て、審議に当たる委員会としての責任の重大さを痛感した」とあります。

責任の重さを痛感したとありますが、果たしてそれにふさわしい審議であったか私は疑問に思います。名越委員長や桐田議長の御努力は評価いたしますが、残念な結果になったのであります。私が県議会に籍を置いてから、来月は15年目であります。委員長報告に対してほぼ全面的に反対し、また同僚議員の言動を批判することになり大変残念であります。

原子力発電の問題は、いわば国を二分するとも言える重要かつ未解決の多い問題でありまして、一方県民にとっては生命と子々孫々にまで影響をもたらす重大関心事であります。それがゆえに厳しい行動、激しい議論があるところでありますが、

せめて県議会だけは良識の府にしてもらいたかったと思います。いわゆる民主的に、原子力行政の三原則自主・民主・公開の名のと通りの審議であって、それを望むのであります。

この特別委員会の設置要綱には「島根原子力発電所に係る事項の調査及び請願、陳情の審査を行うことを目的とする」とあります。そうして委員会審議に付託されたのは、請願、陳情の審査であります。すなわち調査——原子力発電所に係る事項の調査は付託されていないのであります。このことは島根原子力発電所に係る事項の調査は、元の所管委員会である総務委員会から外されて、にもかかわらず、この特別委員会でも、審議ができないということになっているのであります。なるほど本会議や全員協議会での審議は、できることになっておりますが、12月の定例会終了後、本2月定例会までは実質的に審議できない仕組みになっているからであります。

朝日新聞の社説の中に、次のような項がありました。

「これまでのわが国の原子力政策は、ほとんどがカネによる解決に頼ってきた。^{*22}原子力船^{〴〵}むつ、はその典型であり、各地の原発立地にもその傾向が著しい」と書いてあります。まさに金縛り誘致と報道されるゆえんであります。

時も折、地元鹿島町関係への寄付金問題がマスコミに報道されました。そこでわが党の岩本議員が、特別委員会でこの問題を問うたのであります。岩本議員はこのように言っております。

きょうの中国新聞に、原発対策協が中電から3,200万円余をもらって、視察費用に充てるという報道がされており、企業がこのような大金を出すことは、どういう理由かいかんと思う。事実関係はどうか、こういう質疑をしましたが、他の委員からは、本委員会の権限外と思う。きょうは質疑だ、私は何も知らない、執行部は新聞で承知しただけですとこう答えて不問に付して、次の質疑に入っております。

^{*22} 1974年、初航海の原子力航行試験中に放射能漏れ事故。事故後母港陸奥大湊港への帰航を反対され、以降16年間日本の港を転々とした。

その中国新聞というのは2月9日の記事でありまして、「10年間で7億4,000万円」ということをここに出しております。その旅行というのは、朝日新聞を見ますと、次のように報道をしとります。

「八束郡鹿島町の町長ら有力者が顔を連ねる団体に中国電力が「原発視察旅行」費として3,200万円に上る寄付をしていた云々」という読み出しです。そうして大きな見出しは上の横書きが「見学3時間、あとは観光」、縦書きの見出しが「2泊3日の原発旅行の実態」という記事です。内容は、名前、年齢は書かないというので、いつているのがありますので、ちょっと申し上げますが、「目的地は茨城県東海村。日本の原子力発電発祥の地とされる。動力炉・核燃料開発事業団の燃料再処理施設などが並ぶ。片句から貸し切りバスで19時間。いいかげんにくたぶれたところに、ゲンパツの見学は3時間、あとは水戸市へ直行。偕楽園などを見物して日光近くの鬼怒川温泉泊。翌日は日光見物。東京に宿泊して、ぐるっとバスで東京を見て、そのままバスに揺られて帰った」と、こういうことを言っています。

もう1つの旅行の記事は「先月の20日の朝出発。九州電力玄海発電所見学は2時間ほどで切り上げて、祐徳稲荷へ。豊漁を祈願して、嬉野温泉に泊まる。翌日は太宰府天満宮を見物して帰った」と、こういうことです。そして実費等がたくさん書いてありますが、なぜか日当1,500円の支給となっております。そうしてこれについて中電の部長さんは「建設の見通しがはっきりした時点からこれらの支出は料金原価に組み入れられるはず。」とおっしゃっております。

岩本議員は、このような背景をじっくり審査しなければ、お互い議員が了解をして判断しなければ、請願審査ができないということを彼は言っていたのでありますが、先ほどのような簡単な言葉で不問に付せてしまったのであります。

私は多くの請願、陳情が提出されるという、その背景を十分知らなければ、いやその背景に目を

覆っていて、提出された陳情、請願の審査だけをするということでは、県民代表の良識の府としての県議会の審議としては不十分と言わざるを得ません。（「そうだ。」と言う者あり）

次は委員会審議の状態について申し上げます。

1月13日の委員会において、今後の審査方法などについて審議をしました。

日程案として1月26日13時、27日10時、2月2日13時、2月3日10時、2月9日10時からとされ、1月26、7日は県執行部からの説明を聞くだけ、2月2、3日は県執行部に対して質疑を行う、2月9日採決というものでありました。

そこで私は冒頭に次のようなことを言いました。

「事前に請願者から意見を聞いて欲しい。でないと審議がかみあわない。あるいは請願者の真意が得られない場合がある。聞いてから判断して欲しい。」と開会冒頭に委員長をお願いをしました。委員長からは、先ほど委員長報告があったように「すでに年末に配っていて熟知しているだろう。」ということをおっしゃいました。私はそこで「特別委員会をつくって審査をするので、問答無用では問題が起きます。」ということを再度お話しをしまして、ところが、ある委員からは次のようなことを言っておられます。「現在の地方自治法上、請願審査については100条による調査権を発動した証人、公聴会を開いた場合の公述人の意見以外は説明を受ける機会というものは予定されていない。どうしてもいうのであれば、別個に委員会を休憩するとかして、必要な範囲において、一般的には議員以外は、何人からも聞かなくてまえになっていない。」とこうおっしゃっております。私はたてまえ論を言っているのではありません。明治以来の島根県議会のいい美風、慣行を言っておるのであります。ここで私は次のように発言をしております。「いままでも聞いたことがあったと思う。委員長の良識ある判断を願いたい。」と、そうしてある委員からは「どうしても聞かなければならないという問題があれば、委員長の裁量で決定したらど

うか。」とこういう意見が出て、委員長からは「審議の過程で趣旨を聞く必要があると判断した場合に、提出者を呼んで聞いたらどうか。」と、こういうことでこの日は、その項は終わりました。

次は日程の問題ですが、岩本議員からも先ほど言いましたように、「初めの日に採決の日まで決めるということはやめてもらいたい。」とこういって彼は言うておる。「今後の審議の過程で決めていただければいいんじゃないか。」とこういうことを言うておりますが、「重要な委員会なので欠席がないようにという配慮から事前に言うておく。」というのでありましたが、他の議員からも「経過を見て若干の弾力性ということでは了解をしたい。」ということがありました。また別の委員からは「目標ということにしておいて、問題があれば委員長が考えて欲しい。」とこういうことで委員長は、「基本的にはこの日程で進め、また審議の過程で相談申し上げる。」と、この項は終わりました。

しかし、その後の審議の基本的方針は問答無用の多数決ということになったのであります。

いままでの常任委員会や特別委員会では請願者、陳情者の申し出があれば、説明や陳情を行っていたのが過去の例でありまして、県民も広く知っております。

私は議会に出るまでは県教組の委員長や県評議長をしておりましてから、37年以来県議会に対して陳情、請願を年に何回か行っております。私が議員になってから14年になりますから、通算約20年間私の知る限りではそのようになっておりました。

まさに力による解決の方法であります。

そのような中で2月9日の採決がありました。審議の方法を決めた1月13日の時点で、採決の日を決めてしまうというやり方がこの日決行されました。

読売新聞の2月11日の記事に自民党島根県連幹事長の談話が載っております。

その記事の大きな見出しは、「なぜ結論を急ぐ」「疑問投げかける住民ら」という大きな標題であり

ますが、幹事長のお言葉を見ますと、「当初は1月末に1日だけで審議しようとした請願、陳情について、特別委員会をつくって十分説明を聞き、審議にも、質疑にも2日間かけた。決して強行採決ではない。急いでいるとは思わない。」とおっしゃっております。審議はたった1日だけというのが自民党の当初からの方針であったわけであり

ますが、後から逐次申し上げますが、審議に責任が持てませんので、特別委員の辞任届を議長に提出した次第であります。

次は、委員長報告の中の「県当局の説明」というくだりであります。その中には次のように述べておられます。

「県当局からの説明を受けたのであります。説明は、県として、行政上所掌している事柄や、その間において承知している範囲という前提はあったものの、要旨別にまとめた一括説明ではなく、1件ごとに詳細な説明を求めたところであり」ますが、請願、陳情を審査する特別委員会に対して請願者はぜひとも説明したい、陳情したいと再三、委員長をお願いをしております。

請願者の説明も陳情もないままで、提出者でもない執行部の意見、説明だけを聞いて審議に入ろうとすることは不合理であり異例であります。説明したい、陳情したいという人の中から何人かを選んで説明の機会を与えて欲しかったと思います。その選び方がむずかしいと言われるかも知れませんが、分類別ということで請願者の方から、請願者の代表がそのようにお願いをしております。

すなわち分類は

- 1 環境調査について
- 2 環境放射能の影響について
- 3 原子力発電所の安全性について
- 4 防災対策について
- 5 公聴会、展示会の開催について
- 6 代替エネルギーの開発、研究について
- 7 1号機の運転中止、2号機の増設反対に

ついて

8 その他

の8項目であります。これは請願者の意図と異なる不満のある分類ではありましたが、何人かの代表による説明ということで切りつめた提言だったと思います。

その日の委員会審議は、次のような経過があります。

26日の午後2時5分に始まっていますが、名越委員長は次のように述べていらっしゃいます。

「先ほど来、別館で県評の代表から強い要請を受けていた。主な点は、請願者から意見、説明を聞くべきである。2、放射能、廃棄物等の重要な問題なので慎重審議して欲しい。」その次ですね、「3、分類別でもいいから説明させて欲しいについてもう一度お諮りしたい。その諮った結果を知らして欲しいということだがどうか。」とこういうことを言われました。委員長は皆さんに諮っておられます。そこで私は、「ぜひ陳情者の請願者の意見を聞いて欲しい。」ということを強く言いましたが、他の委員から「すでに決定していることだ。」「既定の方針でいこう。」という声が出まして、別の委員からは、「硬直したことばかり言ってもなんだから、紹介する議員は請願の趣旨、内容を熟知をされて紹介しているという前提に立って受理されているはずだから、審査の過程で紹介議員から承ればよい。」とこういうこともおっしゃっております。「ただ請願、陳情について本議会で趣旨を承る機関を持っていることは事実だが、現実に自治法等の趣旨からすると住民から直接聞くたてまえになっていない、規定にない。」とこういうことを言っておりまして、委員長も「決定したとおりにする。」とおっしゃって進みました。

つまり、重要な問題ですから、慣例にも沿って審議してもらいたいという切なる願いも多数決で認められないということになったのであります。

次の委員長報告ではこのように書いておられます。

「質疑に入り、先ほどの8項目に分類した要旨別に行うことにしたのでありますが、結果的にはほぼ1件ごとに進むという慎重なものでありました。また説明に対する質疑を行ってもなお、疑義の残る点については、提出可能な範囲で資料の提出を求め、さらにその資料の説明を受けるとともに質疑応答を重ねた。」とありますが、請願、陳情の審査の若干をいまから申し上げます。

請願受理表の第41号ですが、「島根原子力発電所原発1号機の安全性の確立について」というのでありまして、これには住民の意見や専門家の意見を入れて周辺防災対策を立ててもらいたいという請願であります。それに対して執行部は次のように言っておられます。「防災計画は国の防災業務計画に抵触してはならない。国の指針を尊重しながら県のローカル面を入れた計画案を12月24日、県防災会議の防災部会で審議、了承している。」とこういう点であります。何でも国任せという点がここでも出てまいります。

次は「原発2号炉の安全保障について」という請願でありまして、この答えは「安全性は国と中電が確保すべきもので、県はこれを保障する立場にない。」という説明がありましたので、私たちは無責任ではないかというようなことも質問をしたのであります。

また次の請願は、「1号炉運転による海水温度上昇について」という請願であります。

内容は石田議員からも出しましたが、1号炉の運転により人間の髪の毛がだんだん抜けるよう、海草がだんだん排水口の近くからなくなったという御津の漁協の組合長の発言をかりて、その原因は何かということを究明してくれとこう言っております。原発温排水との関係はどうかとこう言っております。事実関係と資料を公表してもらいたいというのがこの請願であります。県からの説明はこうです。1号機排水口の近くでは、大型海草から小型海草への遷移と言いますか、移るという意味で、が生じているが、経年変化では限られた範囲の変

化で徐々に拡大するような現象は起きていない、
とこういう説明で、答弁であります、これで果
たして請願者が納得するでしょうか。私たちは水
産試験場の人を呼んだり専門家を呼んで聞きたい
と言っておりましたが、これも多数決でだめでした。

次は微量放射能の遺伝的影響の問題でありま
すが、内容はいわゆる草の問題であります。

つまりムラサキツユクサの遺伝の問題でありま
すが、これは埼玉大学の市川先生の指導を受け
た島大の方々の研究でありまして、大変たくさんな
中から多くの実験をされておられまして、このこと
は山崎議員からも質疑があったところであります。
やはり考えてみても結果的には鹿島町周辺の突然
変異が多い。原発から放出される微量放射能の
気体は、特にその中の沃素というのだそうですが、
影響がある疑いが強いと言っておられました。そ
のことについての心配からの請願ですが、県当局
は次のように言っておられます。「ムラサキツユク
サが突然変異が増加しているというが、国の見解
では、ムラサキツユクサは自然環境条件の変動に
対しても敏感であることから、直ちに放射能と断
定することは早計と思われる。」と言われました。
一般的にそうです。しかし、車の排気ガスによっ
ても影響されるそうですが、あの原発のいまある
ところの付近はそんなに多くは車は通りません。
あの周辺部そうです。そういう点から随分論議を
尽くしましたが、はっきりした答弁がない。そこで
専門家を呼んでもらいたいと言いましたけれども、
この点も、資料配付と植物の現物の配付等もあり
ましたが、不明のままに推移をしたのであります。

次に「島根原発の電力需要」という項でありま
して、島根原発で発電される電力は、ほとんどが
広島や岡山などの瀬戸内海側に送られていると聞
きます、とこう書いてあります。膨大な電力ロス
をしてまで、なぜ原発は人口の少ない地域にばかり
につくるのでしょうかと、原発が安全なら、電力
を使う瀬戸内側になぜつくらないのですかと、島
根県は後進県ということで中央イコールになって

おりますが、国にばかりにされ、危険ばかりを押し
つけられているのではないですかと、地方の時代と
言われる現在、真に地方自治の立場に立って県は
危険な原発をやめる意思はおありですかと、こう
いうことで、電力需要の資料の提出を求めています。

これに対して県の答弁は簡単なんです。「適地
があれば建設すべきと思われるが」ということで、
「しかしながら、このことは今回の2号炉とは関係
がない。」とこう言っております。国民の素朴な不
安感というものはそのまま残っております。

次は「核燃料ウラン確保対策」という請願であ
ります。

これは核燃料ウランは99パーセントまで外国に
依存をし、カナダ、アメリカ、豪州などから輸入
されており、その埋蔵量も多くなく、寿命は約30
年しかないと言われております、とこういうことを
言っていて中東の戦争の状態なんか述べておられま
すが、そこで島根原発の供給問題をどうかと言っ
ております。それに対して説明はこうです。「54年
原子力白書では70年度7,800万キロワットを想定し
た上、60年代後半までの必要量は確保済みだが、
それ以降はほとんど手当てはされず、今後長期安
定施策が必要と思う」とこう言っております。そう
して「ウラン燃料は国と中電の努力で確保される
と思う」とこういう答弁です。

次は「使用済み燃料の撤去」であります。

これは何回も論議されましたし、委員長報告に
もありますが、県の答弁ですよ、「今後も再処理
施設への搬出をされる計画で、県は立地県と共
同で国に対策を要望している。」とこういうことが
県の答弁です。

また次の請願は、放射性廃棄物の無害性とい
う、これも先ほど山崎議員が質疑をしましたが、
請願内容は次のような点です。

1号炉建設当時、県の主催をする説明会で、
島大岡教授は放射性廃棄物は無害、食べても害
はないものだと言明されておりますが、

一体どうなのかということです。県は責任を持ちますかという内容ですが、これは質疑の中では、時期的に説明会等が違っておりました。ですから県の方は事実関係がはっきりしていないとこう言って答弁しましたが、そのもとである新聞記事を見ますと、岡先生の肩書きがこうなっております。「県原子力調査委員会委員」となっておりますから、恐らくどこかで講演されたのが載っているのでしょうか。このように書いて新聞は報道しています。講演内容です。「魚の臓器は廃棄物がたまってでも人体には害がない。基準は人間を対象に考えているので、人間が廃棄物を食べても心配はないわけである。」とこういうふうに書いてあります。これについての説明はとうとう不明のままでこれも終わりました。

私は、県の執行部は、内容はすべてわからなくても、いつあったかということぐらいは調べてもraitたいと思うのです。私もこれを調べてみましたが、県の図書館でもこのときの年代の新聞はなかったんです。やはり県が責任をもって今後この辺も調べてもらいたいということを、ここでも言いたいと思います。

次は原発災害時に降下する放射能ということでありまして、内容は、国の防災計画によれば災害対策区域を半径8から10キロとありますが、島根県はどの範囲にされるのかというような根拠の問題を出しております。それに対して県側の答弁はこうです。「その根拠は国の指針を尊重しながらも県独自の地域の実態、実情をできるだけ加味したものにしたい。」とこういうふうに言うておられまして、すべてが国ということにここでもなって問題が残ります。

次は「原発災害時の避難訓練について」という請願でありまして、趣旨は、県が出された原子力防災しおりによると、住民の安全のため年1回訓練を実施すると明記してありますが、どうか、とこういう点です。これに対して県のお答えは、「今後は防災従事者による訓練を段階的に実施してい

きたい。」とこういうふうに述べておられます。住民側からすれば、自分がつくったしおりを実施しないという点で、非常に不安感を持つわけであり

ます。

次は、「原発防災計画活用について」という請願でありまして、請願の趣旨は、48年につくられた膨大な島根原子力防災計画では、原子力災害の特異性にかんがみ、平素から災害発生時における留意事項を広報を徹底し、住民の混乱、動揺を避けるようにしておくとなりました。あらかじめ町村と討議しておくべき事項として退避の基準、退避場所、退避経路、学校、病院の避難対策、交通避難対策、救急対策等はどうなっているかという点を聞き、松江市はどうか聞いております。ぜひ公表願いたいというのが請願の趣旨であります。

それに対して県側は、「基本的な考え方は、県市町の計画を通じて発表していきたい。」と、こう言うております。

次は、先ほども出しましたが、「防災計画における災害時の摂取制限について」であります。

この問題は、事故が発生した場合の飲食物の摂取制限の範囲と期間等の明記の問題であります。私も委員会では、水の問題はどうなっているかということを知りました。しかし、県側答弁は——説明はこうです。「理論上は確かにあると思うが——まあ、事故ですね。事故はあると思うが、発生確率はきわめて低いものと考えられると、国の指針は、防災対策範囲——制限範囲を8キロないし10キロとしており、これらの計画によって計画されたと聞いている」と、こう言っているにとどまっております。

次は「原発の安全性をめぐる公開討論会の開催について」の請願であります。

これに対して県側は、「一貫して従来やっている、シンポジウムやいろんな展示会をやっているから、いますぐ考えはないが、今後も適切な機会にやりたい」と、こう言うていらっしゃいますが、

10日の読売新聞の社説に次のように書いてあります。

先ほど増野議員からも言われましたが、窪川町の問題で「賛否両論の意見が闘わされて住民が戸惑った」といって新聞に書いています。

そこで、それらの立場の専門家の公開討論会は、住民の理解を深めようという提言をここで行っております。また、十分時間をかけて論議を尽くし、原発誘致の是非やその条件など、住民の意向を確実に行政に反映していく制度をつくることですが、原発論議を軌道に乗せる上で重要であろうと締めくくっております。

私は、そういう意味から、かたくなに公開討論会等を実施したがない県に対して、県民はどう思っているか、不安感を持っているだろうと、こう思います。

次は、「原子力安全協定の改正」という請願があります。これはこういうことを言っております。

従来、中国電力は、原発事故発生に際して安全協定に違反をし、連絡義務を怠ったことがたびたびあります。長いときには1ヵ月も運転停止を報告せず、住民に正常運転していますなどとうその報告をし、住民の怒りを買いました。原発大事故に際し、連絡義務を怠ればどんなことになるか、大事故に発展をし、住民は想像に絶した悲惨な事態に追い込まれます。会社側の責任は重大です。このような信義にもとる協定違反行為に対して運転停止の罰則をもって臨んでもらいたいと、そして安全協定を改定してもらいたいというのが請願ですが、県からの説明では次であります。「本来、当事者間の信頼関係に基づくものでありまして、罰則規定を盛り込むことは適当じゃないと考えている。なお、過去における経緯については、連絡の適正を確保するために、協定の運用に関する申し合わせ事項を定めることにしております。」と、こういうことで改善をしたと言っておりますが、安全協定っていうのは、県が持っている最高の権限であります。

次は、「原発建設をめぐる住民投票」ですが、これも県側の説明では、「地元の町長、及び周辺市町長の意向を尊重して判断していきたい。」と、住民投票は考えてないと、こうおっしゃっていますが、10日の朝日新聞の社説では次のように書いております。

原発をめぐる住民投票は、世界的に広がっている。稼働に待ったをかけたが、再投票に動き出したオーストリア。建設中のもの以外は新設を認めぬスウェーデン。推進決定後に厳しい規制をつけたスイス。米国は州によってまちまちだ。

こう書いておりまして、わが国では、直接に是非を問う投票はないが、総理府が2月に発表した世論調査によると、「原発に不安がある」が56パーセント、「エネルギー政策で特に力を入れてほしいもの」というので「原発推進が17パーセントで7位だった。」と。鈴木首相の今度の国会答弁はなお強気だが、この世論に留意すべきじゃないかと、

と、こう朝日新聞は社説で言ってます。

次は地元の態度が未決定である段階で、電調審並びに安全協定4条に対する態度保留とを求める請願であります。

請願の内容は、原発2号炉建設に対して、影響を受ける片岡地区住民並びに漁民の強い反対の意向を踏まえ、鹿島町長は、安全協定4条に対する同意はしないことを3月6日に言明しているが、知事が、3月中にも電源開発促進法に基づく基本計画への組み入れと、安全協定4条に基づく同意をする手続をとられようとしていることは、地元住民を無視したものではないかと、重大な過ちを犯すので問題を残すことがありますと、こういうことを言って手続の保留を要請しております。

次は、新生児の死亡率の多かったことから出た請願ですが、増野議員からいろいろ言われましたけれども、そのぐらい迷うもんなんです、原発というのは。未解決の多い問題があるからみんなが困る、そういうことでありますから、やはり真相を確かめる、不安なものを除去していくと

ということでの陳情であります、そのために、しばらく2号炉を待ってもらいたいと、こういう請願でありますけれども、意見を聞かないままに終わっております。

また、モニタリング体制への確立と監視体制ということで何件か請願が出ておりますが、すなわち排気筒の放射能検出ですね。排気筒に取りつけてある測定器を、県衛生公害研究所に直結する方法での請願であります、これも中電任せということで終わってしまいました。

次は、自然放射能と人工放射能の違いであります。これも、時間かけて論議をしました。

それは、自然放射能と人工放射能とでは性質が違い、人体なんかへ与える影響が違うということであります。つまり、人工放射能の場合は体内に残るといふ論がある。自然のものは入って出ていくのがあるそうですが、これをいろいろ論議しましたが、わからないままに終わりました。とすれば、専門家を呼んでもらいたいと言えば、そりゃあいけぬということで、これはまあそのまま、時間をかけましたが、わからないままに終わっております。

それから島根原発1号炉の定期検査の内容の問題であります、島根原発1号炉は、原子炉の心臓部分、すなわち送水パイプに腐食割れが——割れですか起こって薄くなっている。周り13ミリのパイプが5ミリも薄くなっているがどうなのかという問題と、対策を挙げておまして、何ミリまでは大丈夫かと言っていました。県側の答弁は、7ミリと言っています。あと8ミリ残ってんですから大丈夫でしょう。(笑声)しかし、非常に不安感を持つわけですね。そういう意味で今後の問題は残っているということを感じました。

そうして陳情が出ておりましたが、1件は片句——地元片句の方からです。

片句地区住民の意向を尊重して漁業補償、用地買収等が終了するまで、2号炉建設を認めないでいただきたいという陳情です。こう書いています。

私たち片句住民は、漁業補償についても決まらず、用地買収も一向に進んでいない。この段階で島根県が2号炉に同意を与え、見通しに欠けたことは納得できません。片句は2号炉によって漁業を奪われるだけでなく、土地もなくなり、まさしく死が待つだけのもんであります。

県知事の態度への要望であります、これも意見が認められないままに終わっております。

次は簡単に言います。(笑声)

環境影響調査であります、これをやり直せというのでありますけれども、県側はこのように言っています。「中電がつくったものであって、それを通産省へ送られたものだ」と、県は、その写しが回ってきたもんだから、やり直しは要請はしないと、こういうことで言っておられます。大変大きな問題がたくさん残っていると思います。

それから、温排水と放射能の関係ですが、アワビ等の問題についてこの人述べておまして、2号炉の建設後の問題をやっておりますが、次のように言っております。その前、違いました。原発ですね、温排水の——この方法を変えなさいと、こういう理論です。まあ、冷水——冷却によってやれという理論であります、これでこういうことを言っています。「温度上昇の低減法によるとして、冷却池、冷却筒の設備があるが、広大な土地が要るのでむずかしい」と、こういうことを言っておられまして、県としては、この件で勧告する権限はないと、権限問題はここでも出ておりますので、ここで報告しておきます。

それから微量放射能の遺伝問題であります、結論としては国で総論的に進められるのが適当と、適当という言葉を使って、ですから、ここでもあなた任せということで片づけられてしまいます。

それから人工放射能の害の問題ですが、論議をしたのは一体たまるか、たまらぬかという問題であつたんですが、これもとうとう不明のままで終わりました。

以上が県の執行部の考えであります、「何々

と思う」「考えられない」「困難である」「県の権限外である」「県は責任をとる立場にない」というものが数多くあります。

国や中電や専門家を参考人として呼ぶようにという意見も認められず、請願、陳情の審議が特別委員会の請願者の考えを聞かないまま、食い違いのまま、県執行部の説明答弁で終わったのであります。このような審議の過程の中で、2月9日の採決になったのであります。

そこで私たちは、次の理由により島根原子力発電所対策特別委員の辞任届を出しました。その理由は、島根県民にとって重大関心事である島根原子力発電所2号機設置の問題については、その事柄の性質上慎重審議すべきにもかかわらず審議を打ち切り、表決をされることは遺憾であり、本審議に責任を持てないということで辞表を提出したのであります。

国の原子力政策が、力による解決と、金による誘致でありながら、県民のために解決すべき県が、国と中電任せという無力さであります。

原発推進の立場をとると思われる日本経済新聞の記事を読みます。原発推進の立場の新聞ですら次のように言っております。

原発は安全である。専門家は「安全」の上に「絶対」をつけてもいいほどだ、と太鼓判を押しておく。事故があったとしても、まず人命にかかわるような事態になることは99.999……パーセントあり得ない、と。素人としてはこれを信じるほかはない。なのに原発不信が絶えないのはなぜか。放射能に対する漠然とした不安、新しいものへの拒否反応ということはわかる。が、それだけではあるまい。一口に言えば、ということで、PR問題、言っておりますが、次のことが問題です。

地方のへき地ばかりを選び、何十億円もの金をばらまいて、福祉会館もつくり、市民会館もつくり、国鉄ローカル線も残します、と甘いことばかりを言う。こんなに金を出すのは、裏に何かやましいところがあるのではないかと、やはり

危険なしろものではないのか、と住民側が疑い出すのはあたりまえである。確かに白いコンクリートの壁の中の原理を一人一人に理解させるのはむずかしい。フランスでの原子力発電計画はスムーズに進んでいるのに、日本でこれほど反対にぶつかるのは嘆かわしい、と識者は言っていると。しかし、日本人がフランス人に比べて、それほど科学的知識が劣っているとも思えない。

こういうふうに言っていますと、そうして、また、政治家は原発温排水で育てた魚を国会で常食して、何回でも食べてみせるぐらい勇気が欲しいと、これぐらいしなければ原発への不信感は消せない。10年後、エネルギーが枯渇して冷暖房もできなくなる、テレビもだめになりますよとおどすだけでは能がないと、原発推進の立場の日経すら言っています。

県の無力さを示す端的な例は、環境放射能の測定問題であります。島根原発の周辺には、放射能を測定するモニタリングポストが8カ所ありますが、そのうち何カ所か6カ所ぐらいが県の衛生公害研究所のテレビメーターに常時データを送っております。しかし、島根原発の敷地内には、県のモニタリングポストは1カ所もありません。敷地内の放射能測定は中電が独自に行い、国に報告をしているのであります。その結果は、いまでこそ年に1度は原子力委員会の月報に発表されておりますが、つい数年前までは全く公表しませんでした。排気筒から県衛生公害研究所へ直接データを送るようにするという意見も、県は聞き入れられないまま終わっている無力さであります。モニタリングポストの設置を定めている安全協定そのものも、県の無力さをはっきり示しております。

安全協定は、元来、法律ではほとんど権限のない県や町が原発に関与できる唯一の根拠と言って県はおります。その安全協定によって2号炉の建設も申し入れがあっているわけであります。しかし、こういう権限を持つ協定にもかかわらず、県や町が原発に立ち入りできるのは異常時に限ら

れておりまして、しかも中電への事前連絡をしなければなりません。48年の改定の際に、「あらかじめ」という字句は抜きましたが、やはり、事前に連絡をしなければならないのであります。

しかしながら、私は原子力行政に対する県の権限そのものは決して小さくないと思います。原発の許認可権、監督権そのものは国が握っておりますが、県には安全協定により、原発新設の同意権があります。電源開発促進法などによる原発新設に関する意見が述べられます。つまり……。

副議長（卜部忠治君）

通告時間が超過しました。

30番（大谷久満君）

〈続〉運用次第では、原発に対して強い発言権を持っているのであります。それは県民の側に立つかどうかであります。「自主、民主、公開」の原則を守っているかであります。

防災計画も不十分なまま、何が何でも力で、金で強行しようとする島根原子力発電所2号機設置に反対されるよう強く申し上げて、反対討論を終わります。（拍手）

副議長（卜部忠治君）

内藤和男君。

〔内藤和男君登壇〕

21番（内藤和男君）

私は、島根原子力発電所2号機増設に係る請願185件に対し、島根原子力発電所対策特別委員長報告に賛成をし、少数意見に反対する立場から、その理由と若干の見解を述べ討論を行います内藤でございます。

わが国の電力エネルギーの安定供給という社会的な使命を担い、日夜これに従事しつつ、民主的、建設的な電力労働運動を進めてきている13万6,000人の労働者が、ただ1つの全国的な結集体としている組織は*23電力総連と言います。

いま、わが国で稼働している10ヵ所21基のすべての原子力発電所で、休みなく働いている島根の264名を初めとする3,700名の従業員は、ただ1人

の例外もなく電力総連の組合員でございます。同時に紛れもなく私の仲間であります。

この仲間にとっては、原子力発電の安全性は人ごとではなく、常にみずからの安全と健康の問題であり、だれよりも早く、そして一番多く、そしてまた一番強くその影響を受ける立場にあります。それだけに、安全確保につきましては、だれよりも真剣に、そして一層それを高めることに努めているところであります。言いかえれば、原子力発電所のサイトの中で働く人たちは、決してみずからの命を安売りをするような粗末に扱ってはいないということでもあります。

私は、本議会に席を置きましていま10年を経ようといったしておりますが、ただいま申し上げましたような立場にも立っていることもあわせまして、以下若干申し述べてみたいと思うのであります。

この仲間たちを抱えております電力総連は、エネルギー産業に携わる労働組合として原子力発電の必要性を認め、積極的に推進する立場を一貫してとってきており、今後もその方針を変更できる情勢にはないと認識をいたしております。

昭和54年春のイラン政変を契機とする第2次石油危機以来、世界のエネルギー事情は一層深刻の度を加え、昨年6月のベネチアサミットでも、石油の輸入抑制、石油火力新設の原則的禁止を再確認、原子力発電などの代替エネルギーの積極開発を推進することを繰り返し宣言いたしております。

わが国のエネルギーは、その87パーセントを海外に依存し、わけても石油はその99.8パーセントを輸入に依存している現状であり、今後の石油供給の逼迫を見るとき、その確保を初め、省エネルギーとともに代替エネルギーの開発利用などによるエネルギーの安定供給の確保は、わが国にとって重要な政策課題であります。

完全雇用を達成し、生活水準と福祉の向上を今後の高齢化社会において実現をしていくためには、5パーセント程度を最低とする経済成長の維

*23 日本の電力会社、関連企業の労働組合がつくる連合組織。

持が必要であり、そのためのエネルギーの需要はますます増加する情勢にあります。

このような中で、昭和55年11月27日の閣議決定によりますと、昭和65年度末の電源構成を、昭和53年末に52パーセントを占めていた石油火力を約23パーセント程度に抑え、これにかえて約19パーセントのLNGと、現在1,000万キロの石炭火力を2.2倍、約2,200万キロ、10パーセント程度の構成に拡大をさせ、残りの22.5パーセント、5,100万ないし5,300万キロワットにつきましては、原子力によって確保することを目標としておるわけであり、すなわち当面するエネルギーの担い手であると同時に、欠くべからざるものと位置づけておるのであります。

一方、中国地方におきましては、過去10年間で倍増したわが国の電力需要の推移とおおむね同様の傾向をたどっておりまして、今後も経済成長率にほぼ見合う年率6.3パーセント程度の需要の伸びと見られ、10年後には現在の1.8倍の1,200万キロに達することが予想されておるのであります。

いま、事前了解が求められている島根原子力発電所2号機の増設計画は、まさにその一翼を担うものと理解すべきであろう。

安全性の確保は、原子力の推進に当たっての大前提であり、合意形成にとって当然かつ基本的な条件でもあります。昭和49年3月に島根1号機の運転が開始されて以降、昭和53年の原子力安全委員会の設置を初め、運転管理専門官の常駐、安全審査における原子力安全委員会などによるダブルチェックなど、国による安全確保につきましては、格段の強化が図られてきておることは御承知のとおりであります。

昭和54年3月、スリーマイルアイランドの事故に対しましてアメリカ原子力規制委員会すなわちNRCは、この発電所から80キロメートル以内の住民、約200万人の平均被曝線量は、わが国の目標線量の5ミリレムを下回るわずか1.5ミリレムであり、最も多く被曝した人の線量におきましても、

発電所近くのハリスバーグ市民が日常浴びている自然放射線による115ないし125ミリレムより低い100ミリレムであって、ガンの発生など環境に全く影響がなかったと結論づけておるのであります。

次に、再々出ておるところでございますけれども、窪川町のリコールで婦人層に影響があったという、新生児死亡率の上昇というスターングラス教授の研究報告の発表と、その事実関係であります。

昨昭和55年4月同発電所のございますペンシルバニア州保健省が、「TMI周辺10マイル以内の胎児、幼児の死亡に関する調査結果」を発表しております。その具体的な数字についてはここでは省略をいたしますが、「死亡率のデータは州全体と比べ有意な差はない」としており、調査と発表に当たったこれは島根県の出身のようでございますが、同州保健省の徳畑疫学部長は「この事故程度の放射能では、何ら人体に影響はない」と述べており、これらは昭和55年6月8日の中国新聞でも報道されておるところであります。

スターングラス教授とその研究発表については、1980年1月のイスラエルでの国際会議で発表された乳児死亡の上昇という論文に、連邦衛生局とNRCは「全く不当なもの」との結論を下し、1969年のストロンチウム90に関する研究発表に対しましては、アメリカ小児学会により、全く根拠なし、そして、また1970年の原発周辺地域の幼児死亡率の増加という発表には、アメリカ原子力委員会から手厳しく批判をされており、加えてアメリカの環境保護庁は、1978年以来の同教授の論文は「本格的な検討の価値はなく、教授は自分の都合のよいデータだけを使用している」とのステートメントを出しております。これは2月に報道された翌26日の衆議院科学技術常任委員会で、指摘されておるところでもございます。

このような状況の中で昭和55年6月現在における、世界各国で運転中の発電所は、233基1億3,627万キロとなっております、わが国におきましては

21基1,495万キロでございまして、御承知のように全発電設備の約13パーセントを原子力が占めておるのであります。

エネルギーの自給率が、わずか13パーセントの日本よりやや高いが、なお17.7パーセントと低いフランスは、昭和60年には電力のパーセントを、そして今後の開発はすべて原子力でという積極的さを初め、石炭が豊かで自給率45パーセントの西独や、あるいはまた国内資源が大変豊富で自給率が80パーセントにも及ぶアメリカ、さらには北海油田を持ち自給率これまた73.7パーセントにも達するイギリスなどは、さきのスリーマイルの事故にかかわりませず、いずれもわが国を上回るものがあり、その状況は、わが国では建設中、同準備中のものは14基1,293万キロに対し、世界各国では、建設中、発注済み、計画中を合わせ411基4億597万キロとなっており、原子力にかける強い期待を示しておるところであります。

次は、環境放射能の影響は皆無に等しいということであります。

ソ連が世界で最初に完成をしてから25年、そしてわが国におきましては、東海発電所で運転開始以来すでに15年を経過しておるのでございますが、この環境と住民に影響を及ぼすような事故の発生は1件もなく、わが国で平常の運転時におきまして排出される放射性廃棄物は、島根を含む全発電所において、管理目標値を下回ることはもとより、自然放射能の変動する値の範囲の中で、おおむね検出すらできない程度のきわめて微量なものでございます。

環境放射能は、逐次増加充実されるモニタリングで常時監視され、県の公害衛生研究所にテレメータ化され、測定結果は、その評価とともに県で確認の上、原子力発電所周辺環境安全対策協議会を通じて逐次公表されており、その内容は異常は全く認められていないのであります。

原子炉施設における従事者の被曝でございすけれども、原子力安全委員会月報の示すとお

り、許容線量を遙かに下回っていることはもとより、逐年低減してきており、今後も一層低減される方向にあって、島根においての昭和54年度における下請従業者を含む1人当たりの実績は、年間130ミリと発表されております。これは自然放射線や胸部X線間接撮影と同じ程度のものであって、現在まで全国の他のすべての発電所と同様、白血病やガンの発生はなく、周辺住民の1人の発病もないことは御承知のとおりであります。

昭和51年10月に設立をされました原子力環境整備センターが中心となって、放射性廃棄物の処理技術などの調査研究や、海洋や陸地処分の試験が進められてきております。

排出される低レベルの廃棄物は、海洋投棄が中心となるのでございますが、試験的な海洋投棄につきましては、ロンドン条約に基づき、国際的な監視の下に行うもので、いま南太平洋諸国の理解を求める努力が続けられておりますけれども、すでにヨーロッパにおきましては、大西洋で15年前から本格的な投棄が行われておりまして、わが国におきましては、海洋投棄についての原子力安全委員会は、環境に与える影響はきわめて小さく、安全性は確保されているとの評価を下しておるところであります。なお高レベルの廃棄物につきましては、当面は冷却をされ10年後ぐらいからガラス状に固化して、鉄製容器の中で、さらに数十年貯蔵した後、永久処分する方法が研究されております。すでにフランスではテストプラントが開稼働され、実用の域に達しております。わが国におきましても処分が必要となるまでに、その対策方法が確立される予定でございます。

次に、使用済み燃料の再処理につきましては、2号機分については、昭和65年ごろから発生すると見られており、本格的な委託先は、昭和66年ごろ完成予定の民間による第2再処理工場とされており、これが完成するまでのつなぎといたしましては、現在順調に建設中のイギリスとフランスの再処理工場に委託予定とのことでありまして、した

がいまして使用済み燃料のサイト内における永久滞留の懸念はないと確信をするのであります。

アメリカのTMI事故を契機に、防災対策の早急な充実整備を図るため、国の昭和55年6月の防災指針をも参考に、本県の実情に即し、できるだけ実効の上がる県独自なものとして県の地域防災計画を補完する原子力防災計画案がすでに事実上運用されております。これにより万一の異常事態に対しましても、この計画による円滑、有効な対策の実施により、実効ある措置がとられるものと確信できるのであります。

次に、公開ヒヤリングなどの公聴制度と環境影響調査制度につきましては、それらの制度と運用について、国の改善を求めたいのでございますが、国の制度の若干の不備を理由に、これを否定をし、ボイコットし、さらに実力で阻止妨害して、現行制度で保障された住民の参加し、傍聴し、陳述する権利を奪うことなどは、許されるべくもございませんし、と同時に国の制度に参加を拒否する一方において、いたずらに県の主催を要求することの、それらのいずれも、言論と多数決を基調とする民主主義とは相入れないものではないかと考えるのであります。（「そうだ」と言う者あり）

また環境審査を原子炉等規制法による安全審査と併行して行うことにつきましては、現在国で検討されており、制度の充実を期待するところであります。

私は以上のような見解と判断に立って、請願に対し審査に当たってきたのでございます。

この際、私は委員長報告に賛成するに当たりまして、2、3付言したいのでございますが、まず施設の直接の当事者である中国電力に対しまして、

その1つは、原子力発電の安全確保にこの上もなく全力を挙げ、その万全を期すとともに、必要性や安全性についての広報活動を積極的に展開をし、理解と一層の合意形成に努めること。

その2つは、工事の発注、資材の調達、雇用の拡大を初め、企業内の厚生福利施設の地元解

放など、地域経済振興と福祉向上に協力すること。

その3つは温排水による漁業影響に対し、可能最大限の低減策を講じ、適正な補償はもとより、漁業振興策に積極的に協力すること。

さらに、県みずからと、国に対する要望及び関係自治体などへの指導についてであります。

その1つは、原子力発電の安全確保についての国の限らない追及と、防災対策の万全を期すとともに、その必要性や、安全確保の仕組みと対策についての積極的な広報活動により、住民の理解と合意形成に努めることであります。特に強調したいのでございますけれども、周辺自治体に対する指導の徹底的な強化は緊急課題であります。

その2は、2号機の増設が、雇用の拡大を初め、地域経済の振興や福祉の向上につながるよう、実効性のある施策を講じるとともに、国や中国電力に対しても強く要請することである。

第3は、省エネルギーの積極的な推進とともに、ローカルエネルギーの開発利用を進め、エネルギー事情についての県民の理解を深めるよう努めること。

以上につきましては強くその反映と実現を期待するものであります。

最後に、原子力発電は、国民生活と経済を維持するために必要なエネルギーを確保する上で、また、その開発利用に当たっては、明らかに経済問題であり、また科学技術の問題でもございます。

したがって、いやくもこれらが政争の具となったり、イデオロギー的反体制運動の目標とされてはならず、エネルギーの安定確保が、国民生活や経済に直結する重要な政治課題である以上、これらに対し、与野党の別なく、それぞれの立場で責任を分かち合うという政党の意義を確認するならば、原子力発電を否定するとすれば、これにかわるべき、そしてそれ以上にすぐれた実用可能な、エネルギー資源利用計画についての具体的な提起がなければ、無責任のそしりを免れ得ないと思うのであります。（「そのとおり」と言う者あり）

さきに私は、電力総連が、原子力発電の積極推進の方針だと述べたのでございますけれども、原子力推進自体が、決して目的ではなく、エネルギーの安定供給こそが目的であって、その目標達成の手段として、原子力発電を推進しているのでございます。現段階で、原子力発電に取ってかわるすぐれた実用可能なエネルギー資源があれば、いつでも原子力積極推進の方針変更に、いささかのためらいもないということをつけ加えまして、以上をもって私の討論を終わります。（「名討論」と言う者あり。拍手）

議長（桐田晴喜君）

長谷川仁君。

〔長谷川仁君登壇〕

24番（長谷川仁君）

私は原子力発電所対策特別委員会に付託された請願審査結果に対する反対討論を行います。

反対の立場を表明いたします請願は、請願第14号、33号、38号、41号 から48号、50号、51号、55号から64号、66号から70号、72号から75号、77号から81号、84号から90号、92号、94号、96号から99号、101号、102号、104号から112号、114号から118号、120号から123号、125号、126号、128号から130号、133号から143号、145号から148号、150号 から169号、172号、173号、175号、177号から181号、184号から186号、188号から214号、216号から219号、221号から228号まで、以上160件について一括討論を行います。

特別委員会に付託された請願計185件の審査に当たって、わが党は請願者、代理者を含む人々の趣旨説明、委員会の傍聴を要請するとともに、請願1件ごとの徹底審査を申し入れてまいりました。

しかし、特別委員会は、先ほどの委員長報告、質疑に対する答弁からも明らかなように、県当局の説明を聞くのに時間をかけただけで、請願者の趣旨説明は聞かない、傍聴は認めないといった全く住民の声を無視した非民主的な運営でありました。しかもわが党が名越委員長に申し入れを行っ

た際、委員長みずからが、駆け足の印象を受けられたと思うがと、言わざるを得ないような実質審議抜きスピード審査でありました。

第1回目の採決を行った2月9日には、県議会史上初めて警察官の導入という非常事態を引き起こし、自民党の多数をもって採決を強行しました。

これこそ多くの反対意見を圧殺し、県民の原発に対する不安や疑問を力で封殺するものであります。議会の民主的運営を無視し、慎重審議などとは到底言えないものであります。したがって、請願者の趣旨説明の場を保障し、再度審議をやり直すべきであります。

原発の安全性の問題について、委員長報告は、県民の疑問や不安に対し、高度で専門的な科学技術の集積であるから、十分な理解を得られないと責任転嫁を図っていますが、これこそ県民を愚弄する議論であります。

国の原子力行政を何の科学的根拠も示さずに美化しておるこの姿勢こそ、県民の安全を考えない無責任な立場と言わなければなりません。

原発を設置する場合、アメリカでは、立地の審査、基本計画の審査、運転前の詳細審査と3段階の審査を厳しく行っています。日本では、電調審が原発建設を許可してから、原子力安全委員会で基本計画のときに、安全審査をやる一段階方式で、しかも建設を許可してから安全審査という、逆立ちしたものであります。その審査態勢も、安全審査委員会をパートタイマーの委員にゆだねるなど、体制面でも技術力量の点でもきわめて不備なものであり、国民の安全確保といった視点はほとんど見ることができません。

さきに中国電力株式会社が2号機増設のために縦覧に供した環境影響調査書についても、わが党は環境放射能について全く触れていない、風向きの気象調査が不十分である。温排水によるうみ現象の漁業に与える影響調査、活断層調査など地質調査がずさんであるなど、具体制に欠ける欠陥調査であることを指摘し、改善を要請して

まいりました。

しかし、中電は、こうした住民の疑問にまじめに答えるのではなくて、地元鹿島町原子力対策会議に、寄付金という名目で3,200万円を渡すという買収行為まで行って、住民の安全を無視した2号機増設を強引に進めようとしております。

また、恒松知事も、今定例会の質問戦の中で明らかなように、安全協定第4条の冷却水の取排水計画についての事前了解条項の趣旨を無視して、漁業補償や用地買収の交渉が未解決でも同意できるとの見解を表明し、地元の漁業協同組合や漁業者の意向を無視して、原発建設の事実上のゴーサインである電調審に対する同意を与えようとしています。

関連して指摘しなければならない問題は、島根県、鹿島町と中国電力が結んでいる安全協定は、紳士協定であり、義務も罰則もないことです。だから中電は故障、事故を隠したり連絡をおくらせることなどを繰り返してきました。安全協定は、罰則を含む義務づけた協定に改定し、少なくとも松江市、島根町を加えることが必要であります。

窪川町長のリコール成立は、自民党政府が大企業、電力会社本位、安全無視の原子力発電所立地政策を一方的に住民に押しつけようとしたことに対する、住民の回答を示したものであります。

この際私は、原子力発電所の立地及び建設については、その安全性についてとりわけ慎重で厳密な検討と、住民の十分な納得が必要であることを強調するものであります。

したがって、現段階において、住民の疑問や不安が全く解決されないまま、わずか13時間26分の審議で結論を出すべきではありません。

委員長報告は、環境放射能に対する監視態勢について、十分整えられているとの判断を示していますが、わが党などが提出した原発1号機の排気筒に取りつけてある測定機、及び原発敷地内のモニタリングポストを、環境放射能監視テレメーターシステムの中に取り入れるようにとの請願につ

いて、真剣に審議されたでしょうか、この請願の不採択は、住民の安全確保を無視した反県民的な立場の端的な表明であります。

また、防災対策についても、昨年末島根県防災会議原子力部会に示された原発防災計画修正案は、国の示したマニュアル（手引き）の域を出ないもので、実際の効果は期待できません。

防災計画を具体的な実効あるものにするためには、

1つ、事故を想定したシナリオをつくり、それに基づく具体的な防災計画によること。

2つ、環境放射能監視テレメーターシステムに原子炉建屋、排気筒などの放射線監視機器を埋め込み、事故時の初期情報収集ができるようにすること。

3、防災範囲は、半径16キロに及び市町村単位とし、飲料水、農産物摂取制限範囲は、80キロを想定して対策を立てること。

4番、災害対策本部の設置は、国の指示待ちではなく、県の自主性と機能を強化すること。

5、防災計画を住民に徹底し、避難訓練を行うこと。

6、救急医療体制を確立することなどが必要であります。

わが党は、人類の英知が可能にした原子エネルギーの開放を平和で安全に、人類の進歩と繁栄のために利用し、さらに一層の科学の進歩のために利用することを当然と考えます。

しかし、現在の原子力発電は、安全性、自主性、資源の有効利用などの面で、重大な欠陥を持っており、放射性廃棄物1つとってみても、トイレなきマンションと言われるように、何らの処理方法も確立していません。しかもその建設、運転、使用済み核燃料の再処理、ウラン濃縮などは、核兵器開発と結びつく危険性があります。特にアメリカのスリーマイル島原発事故は、絶対安全論を崩壊させ、原発がシステム全体としても、技術的にも、未確定であることを実証いたしました。

したがって、原発の平和で安全な利用を図るためには、何よりも原子力平和利用三原則に自主、民主、公開を厳守し、*24非核三原則に立った安全優先の自主的、民主的研究審査、管理態勢の確立、防災計画の具体化、避難体制の確立こそが優先さるべきであります。

そのためにも、これまで原子力の研究開発に関係した学者、技術者及び関係労組と、日本科学者会議の推薦する学者、専門家、原子力施設設置県の県、市町村代表、住民代表などで構成する、総合的な検討会議を国の責任で開き、今後の原子力政策について検討することが必要であります。それまで原発の新規計画は休止、中止すべきであると思います。

鹿島町、松江市など世界に例を見ない人口密集地への島根原発2号機増設に同意を与えるべきではありません。

委員長報告では、石油の代替エネルギーとして、原子力発電の推進を正当化していますが、自民党政府の原子力政策は、以上明らかにしてきたように、安全優先の視点を根本的に欠いていますし、それだけではなく、そういう不備を覆い隠しながら、石油エネルギー危機を招いたアメリカ一辺倒の自民党政治、対米従属のエネルギー政策の失敗をごまかすために、原発を利用するという危険な道であります。

わが党は、今日のエネルギー危機打開のために、次のような具体的な提案を行っています。

1、メジャー支配の抑制、アメリカの中東政策への加担中止、産油国との友好促進と直接取引の増大など自主的な資源外交の推進。

2、省エネルギー型産業への転換、モータリゼーションの規制など浪費の抑制。

3、石炭の民主的復興、水力などの合理的開発を初め国内資源の積極的な活用。

4、無公害新エネルギーの研究開発。

5、原子力発電計画の全面的見直しなど、原子力平和利用三原則に基づく原子力政策の根本的

転換。

6、これらを実現し保証するためのエネルギー産業の国有化と、総合エネルギー公社の設立。

これらの諸施策の実施こそ、真にエネルギー危機を克服し、21世紀に向けて日本のエネルギー基盤を自主的、民主的に確立する道であると思うのであります。

このような方向こそ、私たちが求めていかなければならないということを提案をし、委員長報告に対する反対討論を終わります。

〔上野整君「議長」と言う〕

議長（桐田晴喜君）

上野君。

14番（上野整君）

討論終結についての動議を提出いたします。

（「反対」「賛成」等言う者あり）

ただいま議題となっております請願につきましては、会議規則第57条第3項の規定により討論を終結されんことを望みます。

〔「公明党の賛成討論」と言う者あり、その他発言する者多し〕

議長（桐田晴喜君）

ただいま上野君から討論終結の動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、お諮りいたします。

動議に賛成の諸君の起立を求めます。（「賛成」と言う者あり）

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立多数。よって、討論終結の動議は可決されました。

これをもって討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

初めに請願第14号及び第194号を一括採決いたします。

各請願は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

*24 「核兵器をもたず、つくらず、もちこませず」の三つの原則。

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立多数。よって、各請願は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願、第54号、第65号、第82号、第93号、第100号、第119号、第144号、第149号、第170号、第171号、第215号、第220号を一括採決いたします。

各請願は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立全員。よって、各請願は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第33号、第38号、第41号から第46号まで、第50号、第51号、第188号から第193号までを一括採決いたします。

各請願は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立多数。よって、各請願は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第47号、第48号、第55号、第57号から第64号まで、第66号から第68号まで、第71号から第81号まで、第83号から第87号まで、第89号、第91号、第96号から第99号まで、第101号から第110号まで、第112号から第118号まで、第120号から第143号まで、第145号、第146号、第148号、第150号から第169号まで、第172号から第181号まで、第184号から第186号まで、第195号から第214号まで、第216号から第218号まで、第222号から第228号までを一括採決いたします。

各請願は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立多数。よって、各請願は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第56号、第69号、第70号、第88号、第90号、第92号、第94号、第111号、第147号、第219号、第221号を一括して採決いたします。

各請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立多数。よって、各請願は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第95号を採決いたします。

本請願は委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桐田晴喜君）

起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

以上をもって、島根原子力発電所に係る請願の審議は終わりました。

なお、これをもって島根原子力発電所対策特別委員会は廃止されました。

日程第二は「休会について」であります。

お諮りいたします。

3月17日及び18日は、特別委員会が開かれるため本会議を休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（桐田晴喜君）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全部終わりました。

なお、次の本会議は3月19日に開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時46分散会

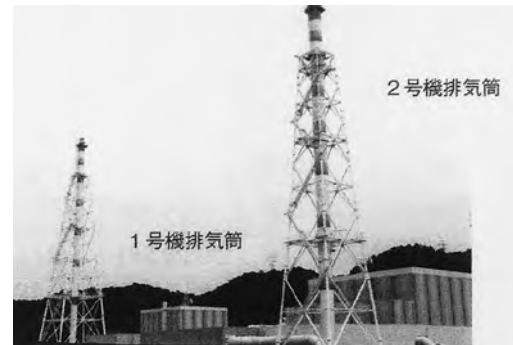
9. 2号機増設に伴う用地買収と補償

〈2号機〉

(単位:万円)

○漁業補償	
・ 恵曇漁協 (59/4)	
漁業権消滅・温排水影響補償	274,900
・ 御津漁協 (59/3)	
温排水影響補償	86,200
・ 大芦漁協 (59/5)	
温排水影響補償	25,000
・ 加賀漁協 (59/7)	
温排水影響補償	23,000
○その他	
・ 社宅用地買収代	44,380
・ 資材運搬道路、土捨場用地買収代	48,930

(昭和56年6月3日)



島根原子力発電所3号機 完成予想図